

ISSN 2185-1964

# 中部社会福祉学研究

第9号

2018.3

日本社会福祉学会中部部会

---

# 中部社会福祉学研究 目次

2018. 第9号  
日本社会福祉学会中部部会

## シンポジウム

「道筋を何度も作ること——7.26殺傷事件後」	シンポジスト 立 岩 真 也 …………… 1
「語りにくい語りの背景にあるもの」	木 全 和 巳
「障害者の自立と支援——その実現に向けて」	森 口 弘 美
「今だからこそ、地域生活をあきらめない」	辻 直 哉
	コーディネーター 河 口 尚 子

## 論 文

家族介護者の抑うつと4年間の死亡・要介護状態発生との関連、 AGESコホート研究	平 松 誠 …………… 37
ソーシャルワーカーは「ハラスメントの加害者とされた相談者」の アセスメントをどのようにおこなっているのか？ —アカデミック・ハラスメントの架空事例を用いたインタビューを通して—	中 澤 未美子 …………… 45
当事者組織における創立期のコンフリクト —コンフリクトの共通点およびリーダーの対策効果—	平 松 和 弘 …………… 55

## 書 評

J.D.ヴァンス著、関根光宏・山田文訳 「ヒルビリー・エレジー：アメリカの繁栄から取り残された白人たち」	杉 本 貴代栄 …………… 67
認知症を患った母の介護物語 — 岡野雄一『ペコロスの母に会いに行く』—	伊 里 夕 子 …………… 73

## 研究ノート

アメリカ合衆国における 知的障害者の高等教育機関進学背景と現状	水 野 和 代 …………… 77
------------------------------------	------------------

# 相模原障害者殺傷事件から問い直す “社会”と“福祉”



参加費  
無料

手話通訳・要約筆記  
あり

2017年

日時

4月22日(土) 14:00~17:00

会場

名古屋市総合社会福祉会館研修室

名古屋市北区清水四丁目17番1号(名古屋市営地下鉄名城線「黒川」駅徒歩5分)

記念講演

## 「道筋を何度も作ることー7.26殺傷事件後」

講師 立岩 真也 氏 (立命館大学)

パネルディスカッション

〈パネリスト〉 木全和巳 氏 (日本福祉大学) 「語りにくい語りの背景にあるもの」

※予定

森口弘美 氏 (同志社大学) 「障害者の自立と支援——その実現に向けて」

辻 直哉 氏 (愛知障害フォーラム) 「今だからこそ、地域生活をあきらめない」

〈コーディネーター〉 河口尚子 氏 (立命館大学)

主催 / 日本社会福祉学会中部地域ブロック部会 後援 / 名古屋市

問合せ先

日本社会福祉学会中部地域ブロック部会担当理事・山田壮志郎(日本福祉大学社会福祉学部)  
〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田 E-mail : y-sosiro@n-fukushi.ac.jp

本シンポジウムは、日本社会福祉学会中部地域ブロック部会春の研究例会の一環として開催するものです。午前中には自由研究発表等のプログラムもあり、会員以外の方も参加可能です。詳細は一般社団法人日本社会福祉学会ウェブサイトの中部地域ブロックのページをご覧ください。

## 日本社会福祉学会中部ブロック部会 2017 年度春の研究例会 開催要綱

### 1. 日 時

2017 年 4 月 22 日（土） 10：00～17：00

### 2. 会 場

名古屋市総合社会福祉会館研修室  
(名古屋市北区清水四丁目 17 番 1 号、  
名古屋市営地下鉄名城線「黒川」駅徒歩 5 分)

### 第 3 部シンポジウム

#### 「相模原障害者殺傷事件から問い直す“社会”と“福祉”」

(14：00～17：00)

①記念講演 「道筋を何度も作ること——7.26 殺傷事件後」(14：05～15：05)

講師：立岩 真也氏（立命館大学）

②パネルディスカッション (15：25～17：00)

パネリスト（予定）

- ・木全和巳氏（日本福祉大学）「語りにくい語りの背景にあるもの」
- ・森口弘美氏（同志社大学）「障害者の自立と支援——その実現に向けて」
- ・辻直哉氏（愛知障害フォーラム）「今だからこそ、地域生活をあきらめない」

コーディネーター：河口 尚子氏（立命館大学）

## 記念講演



山田壮志郎先生（日本福祉大学）：

中部部会春の研究例会のシンポジウムを開始いたします。本日はお休み中のところ沢山お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は日本社会福祉学会のこの中部ブロックの部会の担当理事を仰せつかっております、日本福祉大学の山田壮志郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この日本社会福祉学会の中部部会では、毎年1回研究大会を開催し、若手研究者や大学院生の学びの場を持ったり、会員による研究発表を行ったりしています。本日も午前中にそのような企画を催しました。それに加えて研究大会では、そのときどきのタイムリーなトピックスを取上げて講演会やシンポジウムを企画しています。

昨年7月26日に相模原市の津久井やまゆり園で発生した障害者殺傷事件は、社会福祉に関わる私たちに取ってたいへん大きな衝撃を与え、誰もが何かを考えさせられました。この事件は一度に19人もの命が奪われる戦後最悪の大量殺人事件というだけでも衝撃的でしたが、それだけではなく、加害者が語った犯行動機は社会の中に根強く残る優生思想を改めて目の当りにさせましたし、またこれまで日本の社会福祉が追求してきた地域での自立生活や施設収容主義の在り方も問い直させました。あるいは社会福祉の実践者を育てる学校関係者には専門職養成の在り方を考えるきっかけにもなりました。このよ

うに、この事件が私たちに突き付けた課題というのは様々なものがあるわけですが、いずれにしても私たちはこの事件を忘れることができません。事件から1年近くが経過しようとしている今、改めてこの事件を見つめ直し、社会の在り方・福祉の在り方を考えてみようということで本日の企画を立案いたしました。本日のシンポジウムは記念講演と、パネルディスカッションの2部構成になっています。初めに立命館大学の立岩真也先生（立命館大学）による記念講演を頂いた後、パネルディスカッションとして障害者福祉の分野の研究者と実践者の方からご報告を頂き議論を深めて参りたいと思えます。全体で5時頃をめでに終了する予定ですので、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

なお、このシンポジウムは日本社会福祉学会の会員だけではなく、広く一般の方にも公開をしております、多くの方が本日足を運んでくださいました。また、シンポジウムには名古屋市からのご後援もいただいております。名身連聴覚言語障害者情報文化センターからは手話通訳者と要約筆記者を派遣していただきました。本シンポジウムの開催に当たりご協力を頂いた関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。

それでは早速ですが、記念講演に移らせていただきます。講師の立岩真也先生は東京大学大学院をご卒業後、千葉大学・信州大学を経て、現在は立命館大学大学院先端総合学術研究科の教授でいらっしゃいます。障害者の問題・自己決定の問題・尊厳死の問題などについて、社会学の立場からご研究され、ここではちょっとご紹介しきれないほど数多くのご著書も刊行されています。相模原の事件についても様々な媒体でご発言され、後でご紹介があるかもしれませんが、最近では杉田俊介先生との共著で『相模原障害者殺傷事件—優生思想とヘイトクライム—』を青土社より出版されています。本日も会

場内で販売しておりますので、是非お買い求めください。

本日は「道筋を何度も作ること」をテーマに60分のご講演を頂きます。それでは、立岩先生よろしくお願いいたします。

**「道筋を何度も作ること—7.26 殺傷事件後」  
講師 立岩真也(立命館大学)**



**立岩 真也：**

ただいま紹介をしていただきました立岩と申します。これから60分講演をさせていただきます。後ろの方にぼやっと見えているのは、私が勤め先でやっている1つは研究科の大学院生の指導というかそういう仕事をしているんですけども、もう1つその隣りみたいな感じで生存学研究センターというのをやっています、そういうセンター長というのをやっていますが、ここのホームページを映してもらっています。今日60分こういう話は長くすれば幾らでも長くなるし、余り長くしたくないしというそういう話でもあるんですけども、具体的な話はなかなかできません。ですので、私の名前ですね、立岩真也と言いますけれども、この名前で検索していただきますと、この今見えているページが最初に出て来ると思います。いろんなことをお話ししますが、それに関わる情報はこのページ、あるいは元のホームという所にあるこのページからいろんなものが出てきます。それから、この丁度真ん中に7.26に起こった事件というのが正にこの事件についてのことであ

て、かなりの数量の情報がここに入っていますので、そういったものを具体的な情報を元としては、参考にさせていただければなというふうに思います。

それで、さっきもご紹介がありましたが、今年の初めに『相模原障害者殺傷事件』という本を出してもらって、そこに書いたことをちょっとずつ紹介をしながら進めていこうと思います。ちなみに僕は京都の立命館に勤めているんですけども、本をいろいろと持って来ました。こういう紙を自前で作って持って来たんですが、何かというと単なるチラシです。この本とか、それから私の最初の本で『私的所有論』という本があって、これも今文庫本になっているんですけども、これの英訳版というのを去年作って、でも皆さんはほとんど関係がないとは思いますが、それ以外にいろんな本のデータをディスクに入れてそれで持って参りました。このチラシが前の方にありますので後で皆さん持って行ってください。たたき売りみたいですが、本で買うと10,000円分ぐらいの本が入っているディスクです。それが買うと1,000円で、他の本と買うとただという、何やっているんだろうと自分でもよくわからないんですけども、毎度そういう商売をしています。荷物が重くて、そのせいではないんですが膝を痛めていまして、ちょっと行儀が悪いんですけども、机の上に座りながら話を進めさせていただきます。この本は、第1部と第2部と第3部となっていて、僕は第1部というのを書いたんですけど、7月26日に事件が起って、8月10日まで僕はこの『現代思想』という雑誌にずっと連載をしていて、来月号が133回とかになるのかな、というところなんですけれども、それを毎月書いていて、その締切りが大体10日とか13日ぎりぎりそのぐらいなんです。丁度7月26日事件が起って、書こうと思っていたのをやめて、それでこの話をして良いかと言ったら、編集者が良いつて言ったんで8月13日、10日

---

ちょっとありましたから書いて、その次の月も書いてそのまた次の月も書いて、それで雑誌に3回文章を書いて、それがこの本の元になりました。そういうわけで3つあるんで、ひとつずつお話をしようと思います。ちなみに今回皆さんの手元に資料という形で出ているものは、今日お話しする2番目の話に関係する直接に今日お話しするわけではない話ですので、ごめんなさい。今日のをつも今の名前で検索してもらおうと、このページが出て来るので、その所で今日は4月22日でしたっけ、今日は。ここでこれをクリックすると皆さんの今、手元の資料集にあるものと同じものが出てきます。そうするとこの本へのリンクがあったりして、この本に私たちが何を書いたのかとか、あるいは書評ですね。幾つかの新聞と幾つかの週間誌その他に書評が出ましたけれども、そういったものをご覧になることができます。そういう意味で言えば、こういったものを仕入れにというか、後で見えていただくと私は嬉しいです。それ以外に、例えば今日の催しであるとか、今日私がしゃべるつもりであることとか、そういったことに関してツイッターをだいたい毎日1個ぐらい書いたりしていますので、そういったものも追っかけてもらえる、ときどき見てもらえると嬉しいかなと思います。

僕は、その7月26日に事件があって、最初に書いた話というのは、この話を精神医療とくっ付けた話にしちゃいけないという話を書いたんです。何でそうなのかという話はもう時間がないのでしませんが、ただそれは私だけが思ったんじゃないで、7月26、27日に知的障害・精神障害、そういった人達に関わる人達、特にそれだけではない、障害者に関わる多くの人達が、この話が精神医療、精神障害者に対する治安対策ですね、そういったものに関わらせられるかもしれないという予感というか感覚を持ってそれはよろしくないということをいち早く言いました。私も同じことを考え最初に新聞にもそのことを言いましたし、また纏まった文章と

してはそれを書いたわけです。ただ、今日はその中身の話はしません。ただ、この会場の中で今精神保健福祉法というこの法律は皆さん知っているはずだと。こういう業界におられる、学会におられる人であれば、学校で習ったはずで。ただ、それが今、国会で改選というか改訂というか改定のプロセスに入っているということをご存じなのかなというふうに思います。いろんな学校の土地の話であるとか、確かにあれはなかなか笑えるというか、笑っちゃいけないのかな、よく分かりませんが、面白い話ではあります。それから共謀罪というのはなかなかシリアス、これも大変な、大切なことだと思います。ただ、そういうものに隠れてというか何というか、精神保健福祉法の改定というものがこの事件が正に一つのきっかけになって、きっかけということなんでしょう。今までそういう方向があったんだけれども、言ってみればこの事件があったということの一つのきっかけにして作られようとしているということです。これがどういうことであるのかという話はしませんけれども、私がここで言いたいのは、事件のことは、事件があったということは一応みんな知っている。だけどこの事件を一つのきっかけにして、一つの法律が変えられようとしていると。それはどういう変えられようとしていることであるのかということが、例えばここにおられる研究職、専門職の方々におかれてもどの程度調べているのか、あるいは問題の問題性というものが自覚されているのかということをご懸念するからです。

ということで、今日は中身は言いませんけれども、例えばここに最初のホームページの表紙から精神医療、精神障害という項目がこの右端にあります。ここから2017年という所にいきます。そうすると、今その法律の改定に関していろんな団体がどういう声を上げているのかということをご覧になることができます。ようや

---

く幾つかのマスメディアが短い記事を1つ、2つ出し始めましたけれども、それ以外は全く報道されていない。即ち知られていないという状態に近いかと思えます。それはよろしくないというふうに思いますので、こういったページを我々としては作って皆さんに見ていただいていると、そういうことです。今日60分で話せる話というのは限られていますから、とにかくこういうことが起っているんだと。それについて知りたいのであれば、知りたくなくても知るべきだと思いますけれども、こういった所を見ていただきたいというふうに思います。実際、事件が起ったときに多くの障害者に関わる組織・個人とかがこの話を精神障害に対する治安の問題だというふうに捕えるということは間違っているし、それに対する対策という形で話をずらして行くとか持って行くということに対する懸念を表しました。

しかし、その中で精神医療に関わる端的に言えば私立精神病院を運営しているような人々、それに近い人々というのは、この事件に関して最初からほかと違って積極的だった。簡単に言えば、これに関わる仕事を自分たちにやらしてもらって良いよという感じの乗りだったわけです。それが半年掛けて実現しようとしているということが1つです。まず、それを知っていただきたいということが1つ目の話の第1点です。これは確かに理論的な問題というのにも含まれる。つまり犯罪というものを防止するということは良いことではないかと。まあ良いことだと私も思う、あるいは思うことにします。そして、起ってしまう前に予防をするというのは起ってしまったから何かしらをするよりも、もっと良いことではないかと。といわれると確かにそんな気もするなということになります。そして、それについて医療であるとか、あるいは福祉であるとかそういうものが関わる。これも悪いことなんじゃないかなと。警察というのがいささか乱暴な所であるとすれば、医療や福祉という

ものはもっとマイルドにソフトな形で人々に関わることができる。だったら良いじゃないかという議論が当然あるわけです。

さて、それにどういうふうに反論できるのかと、あるいはできないのかということは、これはけっこう大切なことです。例えば、こういうことがその精神障害を巡る社会福祉についての基本的な・根本的な・理論的な問題だというふうに思うわけです。そうしたところについて本来であればこういう事件が起り、こういう法律の改定というものが話題になる中で考え始めては遅いわけです。遅いわけだけれども、じゃあそこまで考えが詰められてきたのかということもそうでもないように思うわけです。それは、私自身の反省でもあって、10日そこらで書けることは僅かでしたけれども、しかしさっき言った何か一つひとつ言われるともっともに思われるものに対して、やっぱりそれは違うよねということを私は言いたかったので、その話を第1部第1章の「精神医療の話をしてはいけないこと」ということで書いているつもりです。そういったことが社会福祉学という学の中で1つの大きなテーマとして考えられているはずなのだが、しかし実際はどうなのかという定義を続けてしたいと思います。それが1つ目の話の2つ目です。そしてこれは、その理論的・学問的という意味でというそういうテーマであるとともに、極めて生臭いという意味でのポリティクス、政治的なテーマでもある。つまり先ほど申し上げたように、これには言ってみれば、仕事をしたいと言ってもただ単に仕事がしたいわけではなくて、お金になるんだったら仕事をしたいというそういう業界のポリティクスというのは明らかに働いているわけです。その大阪の方にある学園がどうかという話も面白くておかしくて、おかしいばかりじゃなくて悲しい話でもありますけれども、それ以上に全国津々浦々にあるんですが、私立とは限らないけれども、精神病院というのが今どういう動きをしているのか。その経営

者達がどういう動きをしているのかということがこの話に関係しているわけです。関係させられているわけです。と言ったことについても我々はというか、研究者であり、実践家である人々は関心を持たざるを得ないのが、しかしそういったことについてどのことが知られ、そして言うべきことがその専門職なら専門職の団体によってどの程度言われているかということになると、これはまた残念な状態であると言っているのではないかというふうに思います。私はそういうことが気になって、2015年ですから一昨年ですが、『精神病院体制の終わり』という本を1つ書きました。これは私は今京都に住んでおりますけれども、京都に十全会病院という今でも立派に存続している大規模な精神病院があり、それが1970年～80年代に掛けていかに世論の国会でも批判に晒されつつ立派に生き延びてきたのか。改革改革といわれた改革が結局のところ、さして進められなかったのは何故かということについて考えてみたものなんです。つまり今先ほど言ったように、法律が変えられようとしている、だけれどもそれについて知られることさえないという状態なのだが、そしてそれはそれで問題なのだが、もう1つ、この十全会病院の事件のときには十分にというか、国会でも議論され、厚生大臣も怒り、野党、与党での国会議員もこの問題を問題として取上げたわけです。

しかしながら、それはさしたる成果・効果というものを産みださなかったわけですね。そしてそれが今に至っている。これをどう考えるかということもあつたりする。この種の事件があつた時に、事件そのものについて何がしかをもう語るということは当然なされるというか、なされるべきとかべきじゃないという手前で、人は様々思ったんだろうけれども、ただ私は何か物のを調べたり書いたりする立場の者として、こういうことについてまだ考えるということが足りなかったと、知らせるとということが足りなかったと。そこのところはもっとやっておかなくて

はいけなかったのに、事件が起ってからかわいそうな情けないことにそういう仕事を今またせざるを得ないということを感じるわけです。そういったこともひとつの中に精神医療と精神障害者・精神病患者との関わりというものが、これは精神医療、精神医療というと俺たちは関係がないという話になるかのようだけれども、しかし、じゃあその社会福祉というものが精神障害というものにどういう関わりをして行くのか。今回1つなるほどねと思うのはそういったその警察と一緒に社会福祉もやりましょうみたいな所に流れて行き兼ねない話が支援という言葉の基に語られているわけです。だからこれは、言葉の歴史みたいなものがあって、例えばこれも少し調べて見ると分かるんだけど、1960年代のごくごく終わりの方まで、社会防衛という言葉は明らかにポジティブな肯定的なうるわしい、喜ばしい言葉として語られていたわけです。それがしかしかかとあって今は社会防衛というのは何かしらネガティブな言葉として語られるような、そういったことがどの程度知られているかということがありますけれども、じゃあその社会防衛の何がよろしくないのかということです。だけれども、なんとなくこの言葉は何かよろしくない言葉なんだなというふうに我々は思うに、変わりに支援という言葉は今使っている。じゃあその社会防衛というものと支援というものがどこが決定的に違うのか。

しかし、今なされていることは、言ってみれば精神障害が関係して出される犯罪というものから社会が守られればよろしい。そのためには何がしかのことをするのが好ましい。そしてそれに、医療や福祉が関わることもこれはまた好ましいという話の流れにはなるとすれば、社会防衛という言葉は今使われず支援という言葉に変わったのだが、その支援というものを支援という肯定的な言葉であるが故にそれをそのまま肯定できるかというそういう話になって来るわけです。そういった所にその社会福祉学的な制

---

度というんですか、そういったものが求められる。支援と言えど何か良いことだという話で、何か先に進んでしまう。考えずに前に行ってしまうということでもよろしいのかというそういうテーマ系というものもひとつに差し出されているんだろうというふうに思います。1つ目の話は終わります。

2つ目の話は歴史の話です。これも我ながら事件は先週起ったというのに、歴史って何というふうに思うわけです。ただ、これについてはいろんな人がうるさいわという言葉にある主触発されたんでしょうね。ナチスの時代の出来事、あるいは日本のことも含めて優生学というのはこういう歴史があってということが、ようやくとか久しぶりにとか語られたということは、僕は結構とか、なされるべきであったことだとは思いますが。更になされてもよいことだとは思いますが。ただし、私が見たいのは、とか見ておきたいのは、もっと後にもいろんなことがあったということをやっぱり若干専門家の皆さんでどの程度のところで我々は知って物を言っているんだろうということなんです。これがこの『相模原障害者殺傷事件』というのの第2章になりました。そして今日、皆さんの所に資料集の中に入っているのは、実はそれに関係して、こんなことをする人はあまりいないと思えますけれども、日本の学会・研究業界では、科学研究費というのがありますよね。文科省に毎年出して、7月1日に当たるか外れるか決まるというちょっとドキドキみたいな、そういうものがありますけれども。それに書いた研究のお金をくださいという書類を今日の書類にしてみました。何かしら不謹慎な気がしますけれども、ただそれはやっとなきゃなというふうにずっと思っていて、毎年出して何故か当たなくて、こういう愚痴を言う場でもここはないと思えますけれども、なかなか当たらずにようやく当たりました。ですから、この4月からプロジェクトを始めて行くつもりですけども、

それは病者・障害者運動史研究というテーマのもので。病者・障害者の生き死に正確に関わり、どういうことが今までなされ、言われて来たのかということをお我々は本当に知っているのか、ちゃんと覚えているのか、そういうことですね。で、それについても甚だ疑問なのであって、知られていない・記憶されていない・記録されていないというふうに思っています。そしてそれを行うのが、やっぱり研究者の使命とか、仕事の一部であるはずなのだが、大した仕事をしてないという感じは私はしているわけです。で、だからやろうということなんですけれども。例えば僕は社会福祉学の出身でもないので、社会福祉学の教科書を端から端まで読んだというわけではないんですが、多分1963年の作家水上勉の『拝啓池田総理大臣殿』という公開書簡です。そのときの総理大臣が池田勇人でしたから、これは社会福祉の教科書に載っているんじゃないでしょうか。どうなんでしょう。ですから、その学部生も知っているような気がします。水上勉の娘さんが障害者だったということもあり、それから当時島田療育園という今で言うところの重身、重症心身障害児の施設というものが50年代の終わりから60年代の始めにかけて手弁当とか始まるわけだけでも、運営が困難になった。そういったものを見聞きした水上勉が、重身の施設への公的な支援を訴えるというそういった書簡を書いて、それが中央公論だったと思えますけれども、出るわけです。これは知っているはずなんです。知らなかったらちょっとやばいと思えますけれども、それが多分その社会福祉学の教科書の中では日本の障害者福祉というものの、黎明とは言いませんけれども、進歩を促したひとつのきっかけという形で、取上げられているのではないかとこのように思います。そしてそれは、別に虚偽ではない。事実そういったことがあったわけです。ただ、今回この本に書いたことは、あるいは私が別の本で、僕は安楽死など尊厳死などという暗い話につい

て十何年、物を書いて来ている人間でもありません。ここで今ちょっと見えるかな、『良い死』という本と、『唯の生』という本があり、それから『生死の語り行い』という本があり、この主題だけで3冊本を書いているんですが、そしてもう1つ、これは電子書籍という形で、これからの話に上げる文書を全部集録している資料集を『与えられる生死』というのを出しているんで、よろしかったら家に帰って買って下さいということなんだけれども、何が言いたいかというと、63年にこの中にも『拝啓池田総理大臣殿』も全文集録しています。これを全部読んだ方どのぐらいいらっしゃるでしょう。私が思うに余り良い文章じゃないという気がしているんです。水上勉という人はもっと立派な作家だったというふうに記憶しているんですけども、それは今日はお話ししません。ですけれども、私がここでお話ししたいのは、丁度同じ年、1963年の2月に『婦人公論』という今までもあると思いますけれども、雑誌で「奇形児は殺されるべきか」という座談会が行われているんです。この中に石川達三、芥川賞作家。それから、戸川エマ、小林提樹、これがその島田療育園を創始した医師です。それから水上勉。それから仁木悦子、これは二日市安の元妻、推理小説家ですけれども、座談会を行っている。ここで何を語られているかというと、水上勉は重度の障害児が生まれて来たときに、その人を殺すか生かすかを定める政府の委員会のようなものを作って、そこで障害児の生死を決めるべきではないかと。すべての障害児を生きさせるのは忍びないという発言をしている。それに対して、石川達三という、これも比較的社会的派の小説家として知られた小説家であったわけだけれども、この2人がそのラインで最初から最後までずっとしゃべっているという座談会なんです。小林提樹は私はそんなことをしませんという言い方をしているわけだけれども、全体としてはそういうトークなんです。例えば、障害者福祉を生み

出した同じ63年に、それを訴えた同じ作家が両方とも人によく知られている『中央公論』というのと、『婦人公論』という2つの雑誌で、一方では福祉の推進を言い、一方ではある場合には子供は殺したほうが良いということを行っている。例えば、こういうことをどういうふうに考えるかということなんです。ここから考えられることは幾つもあると思います。100%邪悪な悪い人間というのかな、そういった人が人を殺すわけではない。見つかる人が実際そういう人間でもあったわけですよ。親としてある主の社会的な発言者として福祉の推進を訴えて。しかし、その同じ人間が同じ時期に殺すことを言っている。そのぐらいに1つのいろんなことが読み取れるわけだけれども、そのぐらいに危ういということも言えるかもしれません。それから、その福祉の推進ということと、人を殺すということは必ずしも180度こういうふうに逆向きなことではないかもしれないということも考えさせるようなわけです。そういったことが歴史の中に幾度も実は起って来ているわけです。ところが、恐らく多くの人々はこんなことを知っている必要はないのだと思います。私は、こんな暗い話を。ただ、少なくとも社会福祉学、社会福祉の実践の専門家である皆さんは、そういったことは最低というか知っていたほうが恐らく良いんだろうと思うし、学生にも教科書にその『拝啓大臣殿』ということしか出てこないのであれば、しかし同じ時期にこういうこともあったんだよということも知らせていいんじゃないかなというふうに思いますし、そして各々自らのこととしてそれについて考える。そして、それはそんなに大昔というわけではない。私は1960年生まれなので、けっこう良い年になっちゃんだろうかと思うわけだけれども、それにしても私が三つとかそういう時期で、そんなに第2次大戦であるとか、そういう昔の話でもない。戦争が終わってもうずいぶん経っている。そして、明確にそういった所から脱して生きた方が良い場合

もあるけれども、殺した方が良くということもあるということに対して、いや駄目だということの子供を殺した事件をきっかけに、それからその後優生保護法の絡みで殺すなということがはっきりと言われるのは70年、72年というあたりです。これも少し不思議なことです。つまり殺してもいいということを一方で言った人が63年について、それから7年しか経っていないわけです。これはこう歴史ががらっと変わったと見ていいのか、それともそうではないのかということこそういったことも含めて、歴史というものはそのような過去からの教訓とかいうそういう何か昔のことではなくて、50年、60年というスパンの間で起った出来事というものを見て行く・知って行く。少なくともそういう生業としてそこに関わる人達は知っておく必要があるのではないかというふうに今私は思っています。「相模原事件」と今度の事件は言われているわけですが、この本の第2章に書きましたが、僕は相模原事件というのは2004年の事件として記憶していたんです。ただ、2004年の事件を相模原事件として記憶している人は今日本に10人ぐらいしかいないかもしれない。それは何かと言うと、相模原でALSの男性が死んだ。母親が呼吸器を止めた。それが裁判になったという事件なんです。それは、母親が死んだり父親が死んだりという悲惨なその続きの物語があるんですけれども、まとめて3人死んでいるんですけれども、それが尊厳死・安楽死という形で言われ、あの時に子供を母親が殺したことを社会が認めなかったが故に、その母親が死ぬことになったんだという形で、殺すことが、別の言葉で言えば呼吸器を止めるということが正当化された事件でした。この話は1時間ぐらいできるんですけど、しませんけれども、例えばそういうことがその前の10年前に起こったということです。それからその20年、30年前にはやっぱり横浜で脳性麻痺の女の子が殺されているわけです。そこに抗議があったりもした。神奈川だ

けでもそういったことが起っているわけですよ。ただ今回事件に関わったその報道関係の人々も含めて、1970年のことも、そして2004年のこともほぼ知らないで、大変なことが突然起ったというふうに思い書いているわけだけれども、そういうことでもない。

しかし、何も変わらなかったわけでもない。そういったことをどう見るのかということが社会福祉学にも、私は社会学をやっている人間だけれども、あるいは障害学にも多少関わっている人間だけれども、向けられている問い、定義されている出来事ではないかというふうに思います。これが2つ目の話でした。

3つ目の話は、この本の第3章で、これが今回の講演のタイトルにそのまま使わせていただきました「道筋を何度も作ること」。事件が起っているんな所から、じゃあどうしたら良いんでしょうと。どうなったら良いんでしょうとということを繰り返して問われたわけです。僕は僕なりに頑張っってその時々苦し紛れにいろんなことを言いましたけれども、他方でこれはこの事件に限らずいろんな所で、物を書いたり、物を書いたついでに話したりする時に、じゃあどうしたら良いんでしょうと何を言わねえと続けられて来た気がして、それは答えなければいけないんだろとは一方で思うし、一生懸命頭を絞ってこうしたら良いああしたら良いということをやったり書いたりするわけです。それも我々の仕事だというふうには思っています。ただ、なんかなあという感じはいつもして…。どうしたら良いんですかと言っている側が、この問いに答えはないなというふうに最初から思っていて、あるいは答えがあったとしてもそれを実現することはできないというふうに思っていて、それをその問いを自からが答えることなく発し、そして相手のごによごによ言う。それを受取ってやっぱり難しいですねとか言って話が終わる。そういうふうにして世の中が続いて行くというそういう感覚みたいなものが僕はあって、何か

余り楽しくないなという感じがしてきたわけです。だから簡単な答えを求めて、その簡単な答えがないと、ないよねというところで何か妙に納得してしまって、その今の状態が続く。しょうがないよねみたいな感じで。そういうのって、何かさぼっているというか、問いを出す人もさぼっている。この答えを受け取る人もさぼっている、そんな気がどうもするところがあります。そういうことを考えながら、でもどうして行くのかということと言える所から言って行く。いろんな道筋で言うて行くということなんだろうと私は思うわけです。例えば、新聞とかだと60字とか、100字とか言われるわけですよ。それは無理なわけです。私はでも何か物を考えて来たとするれば、そういうどうするのということを考えて来たんだろうと思います。それは私にとっては、優生思想という言葉の前に能力主義という言葉でしたが、能力主義というものをどう受け止めるのか、どう考えるのか、そういったものを社会のシステムとしてどういう形で引き継ぐことがやむを得るのであれば引き継ぎながら、しかしどこまで変えられるのかということは私自身の最初からのテーマであったわけで、それがその『私的所有論』という最初の、20年前にもなりますけれども、本のテーマでもあったわけです。文庫本にしたら、弁当箱みたいだとよく言われるんですけども、1,000ページとかになってしまいました。でも1,000ページぐらいちゃんと書けないと思っているんです、本当に。無駄に書いているわけではなくて、やっぱりそれだけの、60字ではなくてやっぱり1,000ページ分ぐらい考えて言わなきゃいけないことなんだろうというふうに私は思っていて、それを今回の本の中でも一部繰り返しながら、プラスアルファを言うということをしています。だから、答えは出す。答えはあると思って、答はあると思うから、あるいはあるべきだと思うから、それについて考えて何がしかを書いて行く。けどそれには、それも言い訳がましくなるん

だけども、多少めんどくさくても付き合ってもらわないと仕方がない。簡単に、「じゃないよね。終わり」って済まされたら浮かばれないわけで、死んだ人も浮かばれないわけで、死んだ人は何したって浮かばれませんけれども、浮かばれないわけで、やっぱりさぼらないで考えて行くということはあるんだろうと思っているわけです。ただ、それと同時に本来すぐにできてしまうはずのこととか、単純な誤解とかそういうのも一杯あって、そういうのはそんなに手間暇かけずにやっぱり直して行くというか、言い続けて行くことがあると思うんです。例えば、どういうことかということ、社会福祉学の論文というのは大体最初の1文、2文は決まっているわけです。「少子高齢化向かえる云々」というふうには第1文、第2文は必ず始まっているわけです。よせよと僕は大学院生に言いますけれども、そういう話です。少子高齢化が急速に進んでいて我々の社会は段々大変になっているんだ、だからって言うふうには話が始まる。実は今回の事件の容疑者も基本同じことを思っているわけです。そして、ある意味皆さんより真剣にそのことを憂いたかもしれない。これから社会がどんどん大変になって行くんだ。だから、何とかしないとイケないというその切迫した感覚においては、皆さんよりも切迫したものがあつたかもしれない、故にやっぱりちょっとぐらい殺しておかないかと思ったというふうには言えるわけです。ですからね、より真面目に、より極端に信じていたということであって、その信じている事実、認識というものは我々の社会が広く共有しているものと、そう大きく変わらないんじゃないかという所から考えて来ているわけです。そして、その認識が正しいのであれば正しいなりにすぐどういうふうには引き受けるかということを考えて、でもその認識がもしかしたら半分ぐらい間違っているかもしれないと、80%ぐらい間違っているんだったら間違っているというふうには言わなきゃいけないと、そういうことだと思うんです。

私はこの件に関してじゃあどう考えるかという  
と、間違っているというふうに考える。つまり  
少子高齢化の社会に向いて社会はどんどん大変  
になって行って、これからとっても沢山工夫を  
しないとやっていけませんというそういう筋書  
きなのだが、そうではないというふうに私は感  
じるし、思うし、それを言えると思うので言う。  
例えばそういうことだし、これは理論的な次第  
でもあり同時に、このように溢れ返っている  
数字というものをどう解釈するか。少子化率・  
高齢化率・政府に溜まっている赤字・税金の割合・  
保険料・年金の額・その他諸々、それをどうい  
うふうに理解するかというそういうボウガイ●  
45:57●でもある。そういった時に、私はこの  
社会に蔓延し、そしてみんなはそういう危機感  
を何となくやり過ごして毎日過しているだけ  
けれども、彼は妙にそれ様に真面目にかぶれてし  
まったかもしれず、殺さなきゃいけないという  
ふうにまで思い詰めたのかもしれないと。その社  
会認識。社会は大変だと。これからもっと大変  
になって行くことをどういうふうに考え直して  
行くのかということも、じゃあこれからどうい  
うふうにやって行くのかということを考える上  
で、必要になって来ると。それに対して、私自  
身は、そんなに大変じゃない。お金のやり繰り  
をちゃんとすれば、何とでもなる、何とかなる。  
ただ、お金の集め方・使い方が間違っているん  
で何か世の中が暗くなっているんだということ  
を言いたいと思っています。例えば、それが1つ  
あります。これはもしかすると優性  
思想の歴史という問題に対する正面からの答え  
ではないかもしれないんだけれども、そういう  
主義を、思想というものを採用せざるを得ない  
ということの1つの理由にはされているわけ  
です。その危機感というのは、とすれば、そ  
こを分析し、可能であれば中和する、緩和する  
と言ったことがその1つのその学問の課題とし  
てあるんだろうというふうに思います。それが3  
つ目の話の1つ目か2つ目かの話です。

もう1つ、これからディスカッションの時間  
にも話が出ると思いますけれども、それは施設  
の話です。今回意外とてきばきとしゃべって  
いるので時間がまあまあありそうなのでちょっと  
ゆっくり目にします。今回事件があった後、ど  
ういうことがあったかということ、一方でわりと  
割り切れている諸君、People Firstとかあの辺の、  
今どきだと当事者という感じで言われている人、  
本人達が、この施設駄目じゃんということをし  
うという、そういうスタンスでありそういう所  
からの発言があったと。これはこの新聞・テレ  
ビにもある程度は出たし、それからこの間いろ  
んな集会に、私も福岡やら大阪やら、なんやか  
んやちょっとずつしゃべらせてもらいましたけ  
ど、そういう所でも聞かれた話です。と同時に「で  
もね」みたいな溜息みたいなものがあって、「そ  
うは言ってもね」っていう話があって。例えば  
先ほども63年の話の続きで言うと、63年とい  
うのはそういった座談会があり公開書簡があっ  
たわけだけれども、その後起った出来事とい  
うのは1965年、66年というあたりです。何が起  
ったかということ、それを今、『現代思想』とい  
う雑誌に毎月16,000～20,000字を延々と書いて  
いるんだけれども、65年ぐらいに、筋ジストロ  
フィーの親の会というのが結成される。それか  
ら、重症心身障害児の親の全国組織というのが  
結成されるのが65年です。何を主張するかとい  
うと、いろんなことをもちろん主張して要求す  
るわけだけれども、一番大きい部分はとにかく  
この子が暮らせる場所をというそういう主張で  
した。で、その人達に対して用意された場所と  
いうのが何かということ、国立療育所でした。こ  
れもご存じの人はご存じのように、この国立療  
育所というのは終戦直後に今まであった主にそ  
の自治体が運営していた療養所を、これはGHQ  
が絡むわけですけども、国立療養所という形  
で再編する。そこの中に終戦後で栄養状態も悪  
かった、衛生状態も悪かった中で、大量の結核の  
人達が出てきてこの結核療養所という形で結核

療養者を収容していく。これもある意味立派な社会防衛のための施設であったわけです。ただ、それが1950年代に結核の人達が減って行くとその人達は退院して行く。ハンセン病の人達は治ったけど出られないということが同時に起っていたわけですが、とにかく結核の人達は何万、何十万という単位で出て来た。その受け皿になったのが、受け皿になったというか、じゃあそれで国療が無くなったかというとならなかつたんです。変わりに60年代を掛けて収容していったのが重身の子供達であり、筋ジストロフィーの子供達であったわけです。そしてそれを推進して来たのが、筋ジストロフィーの子供達の親達の全国組織であり、知的障害、重複障害の子供達の親の会であったわけです。そういう人達がこれまでずっと進めて来た。例えば、今回この事件の後にも、例えば手を繋ぐ親の会であるとかそういう人達の組織で、その人達はその不幸なかわいそうな大変なことが起ったことを十分に悲しんで、社会に対し知的障害に対する偏見・差別をとということを語られたわけだけれども、施設をじゃあということに関してはなかなか難しいものがある感じでございました、という構図が今に至るも続いている。例えば、この津久井やまゆり園という施設がこれからどうして行くのかということに関してもそういった所が続いて行くし、例えばじゃあこういうことをどう考えればいいのかということ、  
「両方がもっともだ。終わり」という話なのかということ。そして、「出るべきでしょう」という、今となつてはある種の正論があり、でもねという、今では実感派というか、そういったところがある。これは確かなかなか厄介な問題ではあります。そして、ここでも、はい答えはついている答えは出ないかもしれない。しかし、これも何か問いの立て方がちょっと間違つた気がするんです。これも歴史を遡るといふか歴史を把握するべきだということに関係するんだけれども、今は僕はそうやってその60年代に国療に収容さ

れて行った筋ジストロフィーの人達が、70年代、80年代に少しずつ国立療養所から出て行くというそういった出来事が幾つかあった、それを今調べ直しているんですが、その中でも同じ構図の話が出てきます。誰かが出ようとする。例えば千葉県の下総病院から出ようとする。そうすると、この子はもう大人なんだけれども、この子は世間のことを知らない。出たら何か良いことがあると思つている。でも、そうでもない。出てからの生活は大変だ。筋ジストロフィーだから健康のことでも大変になる。「その施設は良くない。地域が良いんだ」というそういう輩がいて、そういう連中にお前はたぶらかされているんだ。だまされているんだ。そして、そいつらは支援者は今は手を貸すかもしれないけれどもやがていなくなるんだということを親達が言うわけです。そういったことが、繰り返されて来た。そしてそれは、その親が言ったことというのは嘘かということも必ずしも嘘ではない部分も含まれているんです。だけれどもというあたりです。しかし、その人達は出れたし、出たし、出てかつたということがあった。何が言いたいかというと、あらゆる人が施設から出られるのか、出るべきなのかという答えが出るような出ないような問いを発する暇があつたといふか、出たいし、出れるし、出ると言っている人を阻んでいる構造といふか、構図というものが現にある。それを具体的にどういうふうに解除して行くのか、変えて行くのかという問いだけがあるといふふうを考えればよろしいんだといふふうにあります。そして、そういった方向に行かず具体的にそれを阻んで来たシステム・仕掛けといふものが我々の社会の中に、その福祉の中にあつて来たはずで、それが何であつたのか、それをどういうふうに解除して行くのか変革して行くのかという問いがあるんだと思つています。そしてそれを60年代に先ほど言つた歴史の中で、施設に入り、70年代、80年代にそこから出ようとし、出た人達が、その苦闘といふのか試みの中から

何を示しているのかということ学ぶ必要がある。私もかつては1990年に『生の技法』という、家にあるのだけ持ってきたので今日は2冊しかありませんけれども、本を書きました。これは、施設を出て来た人達の話です。実は、その時に、よく読むと、よく読むとって変な話ですけど、自分が書いているのに、ときどき自分でも忘れてるんで、よく読むと書いてあるんですよ、註とかに。日本の自立生活運動というのが脳性麻痺の人を中心に進められて来たということは、この本に我々が書いたとことですし、それはそれで事実間違っていないんです。ただ、それとそんなに違わない時期に筋ジストロフィーの人が出ている。ただ、そして自立生活センターという名称の組織を作ったのも、若干不正確な言い方をすれば、例えば静岡のセンターという、それから千葉の宮崎、宮崎県の宮崎ではなくて千葉市の宮崎なんです、そこに作られたセンターというのは公称で、例えば八王子のヒューマンケア協会というのは1986年にできているんですけども、その千葉であったり静岡であったりというのは82、3、4年とかにそういった試みが実はなされているわけです。ただ、それを始めた、例えば千葉県にいた高野さんという人、それから福嶋さん、高野岳志、福嶋あき江という人ですけども、その人達は筋ジストロフィーのリシュウム型、とくに高野さんはそうでしたから、20代で亡くなっているわけです。つまり施設を出て2年、3年しか生きることができなかった、そのため、その記憶というものは早々に失われたわけだけでも、しかしそういうことは実は起っている。そして、その今で言うところの地域移行に際しては先ほど私が申し上げたようなことが親から言われ、周囲から言われ、病院から言われ、しかし、「でもやっちゃった」であったり、やっちゃったあげくにまた大変なことがいろいろと起ったりということがあったわけです。じゃあそれだけのことをどれだけその教訓にしてというか、し

ているのかということそうでもなくて、こんな全く同じ話を我々は30年経っても蒸し返しているわけです。そして何か難しいと言ってぼやいているだけであるんですね。だとすればやっぱりさぼって来た。たいしたことをしていないということなんじゃないんだろうかというふうに思うわけです。一つ、あともう10日ぐらいで発売になると思うので、ちょっと宣伝しておきますけれども、「生の現代のために」という連載を、一番最初から言うと133回なんです、その中で生の現代のためにという連載をしています。今、20回目ぐらいで、今年中に本にしたいと思っていますが、その4月の末に出る5月号は、今名前を出した高野さんという人の話をしようと思ってその話の手前で終わってしまいました。1970年代の初めの話で終わってしまいましたが、そこと頭の所で紹介をしていますけれども、去年とあるひょんなことからというか、知り合いに会った人がいて、フルゴミさんというんだけれども、この人です。72年生まれか。僕より一回り下ということです。でももう45とかになっている筋ジストロフィーの人です。ちなみにこの回で書こうと思った高野さんとか、福嶋さんというのは、僕は「生の技法」を20代の終わりに書いた時、そのためにいろいろと調べ物をした時にすでに物を書いていました。です。ので知っていました、80年代の半ばぐらいに。その時は、何ていうかな。偉い人というわけでもないんだけれども、僕らみたいにぺいぺいで調べ始めてというんじゃないで、何かこう先を走っている人というか、そんなイメージがあったんです。だけど、それが10年とか20年とか、とくに20年かなユルバラ？出た時です。皆さんご存じだと思いますけれども、『何を言ってるバナナかよ』という本ですが、あの所に出ている鹿野さんというおじさんがいるじゃないですか。あのおじさんも亡くなりましたけども、彼が1958年生まれだっというのを書いた時にああそうだったかと思ったんです。僕と2つしか

上じゃないよと思ったんです。僕はその80年代、だから30年以上も前に鹿野さんのことを知っていて、書いた物によって。だけど、そういう意味でそんなに年が違わないで、僕が調べ始めた頃に20代で物を書いて。それで、上手いこと生きながらえられて、そこそこながらえた人もいるけれども、今僕はしゃあしゃあとここでしゃべっているんだけど、早々に80年代ぐらいにこの世から消えてしまった人達がいるということなんですよね。それでフルボミさんはそれより10年ぐらい一回りぐらい後になって生まれた人で、今45です。石川県の輪島の出身で、金沢市に医王病院という病院があるんです。国立療養所です。今は独立行政法人になっちゃっていますけれども、医師の王様と書いて医王病院です。その時に筋ジス病棟に6才か何かで入って、40年弱なんです。その人が病院を出たいと今言っていて、今年中に出られると僕は思っていますけれども、その支援というか私はちょっと関わっているんです。じゃあその彼が、私はここにいたいという人まで今すぐどうこうということではなくて良いんだらうとは僕は思います。けどこの人はずいぶん前から出たい出たいと思っていて、なんやかんやあってようやく今年何とかかなるかなということなんです。そのために、本当に今かなり全国的にもこういった件に出来事に関わって来たちょっと腕の良い人間が束で関わっていて、それでなんとかなりそうというそういう今状態なんですけど。でも逆に言えばそれだけの駒数を使って手間を掛けてやらないと人一人病院から出られないということが起っているわけです。今ある出来事ってそういうことなんです。それは、大変だとも言えるんだけど、全然大変じゃないとも言える。例えば、その金沢、石川県というのは障害者総合支援法と僕らが言っている法律の重度訪問を使っている人は1人もいないんだそうです。例えば、そういうことです。もう一言加えておけば、重度訪問という、地域で暮らしている人達が重要

な社会資源として来た制度というのを、僕も今関係者が何人か施設に入所していたり病院に入院したりして、病院の、あるいは地達のソーシャルワーカーとか相談員とかとしゃべることがあるんだけど、たいがい誰も知らないです。というようなことが現実を規定しているわけです。つまりその人達が専門家達が知るべきことを知らないということが、その制度さえ使えば簡単に出入り出られちゃうことが出られないということを作り上げているわけです。例えばそういうことを自覚する・知る。で、変えることができる。そういうところからやって行けば良いだけの話であって、果して施設というものはとかというふうに考える必要も多分ないんだらうと私は思っています。そして、そのために何がネックになっているのか。1つは、そういったある制度を専門家が知らないという身も蓋もない話が1つあるんだけど、それだけのことでもない。今日最初に第1の話の時に精神病院の話をしましたけれども、やっぱり施設は施設で施設に人を留め置いている構造があるわけです。端的に言えばお金のやることがあるわけです。今病院はご存じのように3か月しか同じ所にいられないというえらい大変なことになっていますけれども、あれはあれで3か月を超えてしまうと儲からないような仕組みになっているわけだけれども、幾つかの例外はあるわけです。精神病院が1つそうです。それから、筋ジストロフィーの病棟というのもこれもいろんな複雑な仕掛けがあるんだけど、長いこと置かしても儲かる。少なくとも損にならない構造というものがあります。そういった中で、多くの人達が追い立てられるように施設や病院から出られるその他方で、出たいという人が出られないというまだらなことが今起っているわけです。それには、これも最初にお話をしましたけれども、業界と学会は大体的場合残念なことにくっ付いているわけですが、精神医療なら精神医療で病院を運営している人達の医師生

協と言いますけれども組織がちゃんとあり、その人達が政治とちゃんをつるみ、そういった中でこの私が精神病院体制？と言っているものというのが温存されている。それは、堅固な構造でもあるけれども、しかしたかだか金の回りが政治家を介して間違っただけの金の使われ方が、使われているだけのことと言えば「だけの」ことであるんです。そういう意味で言えば原理的には簡単に変えられることでもあるのです。そういったことを考えるならば、世の中変わりますかとか、差別はなくなりますかとかそういうだるいことを言ってどうなんだろうとか言っている暇があったら、具体的に今出たいという人がここにいるんだけど、それを出させるためにはどうしたら良いんだということを考え、考えなくてもやれる道筋というのは十分に沢山あるわけですから、それをやって行く。しかしそれにつけてもお金がついていう話がそれは全くそのとおりなので、じゃあそのお金が足りないという話はどこまでどのように本当なのかと。お金の総額が足りないわけではないのであるとすれば、そのお金の流れというものをどういう形に変えて行くのか。こういったところにも社会学のなすべき課題というものがあると思います。そういう意味で私は時々その社会科学全般について思うんですけど、何でこんなに死ぬほど考えること・調べるべきことというのがあるのに何でみんな仕事をしないんだろうというふうに、研究しないんだろうというふうに思うわけです。だからそれが、単に調べるためにも面白い。昔話というのは意外と面白い。それはそういう趣味の人だけかもしれませんが、けど社会学というのは役に立つということを標榜しているわけじゃないですか。それは良いことだと思えます。社会学みたいなのに何をやっているんだろうみたいなことをやっているよりましだと私は思います、社会学者として言いますが。ましだと思います。だけれども、そう思うんだったら、ちゃんとやれば良いのになとい

うふうに思う今日頃々ですという話で私の講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**山田 壮志郎**（日本福祉大学）：

立岩先生（立命館大学）どうもありがとうございました。少し時間がありますので、少し1つ、2つ程度ご質問があればお受けしたいと思いますけれども、どなたかいらっしゃいますでしょうか。せっかくの機会ですのでどうでしょうか。よろしいでしょうか。はい、じゃあお願いします。質問者—すいません。私はちょっと学会員ではないですけど、病院のソーシャルワーカーをしています。先生のお話の中にあつた旧国立療養所のソーシャルワーカーです。ちょっと今お話がたまたま今そういうふうに聞いたので、いろんなソーシャルワーカーさんがいて障害者の重度訪問を知っているワーカーも、知らないワーカーもいるかも分からないですけども、実際にすべての病院がそうではなくて、結構地域差があつたりとか、私が住んでいる名古屋市内だとALSの患者さんをレスピレーターを付けて独居で自宅で過ごしたいというふうな相談があつたときに、実際に過ごしたケースもあります。誤解を解くわけでも言い訳でもないんですけど、国立が全国に146病院があるので、いろんな病院があるかもしれませんが、そういうふうに取り組んでいる所もありますというのをちょっと言わせてください。関係者がいたら決意？です。やっぱり自宅に戻られるというのを阻害するというふうな原因を考えるということはやっぱり常にあると思います。家族がいるから帰れるケースもあれば、家族がいるから帰れないケースというのが病院のソーシャルワーカーをしていると多々あります。家族がいなければ帰れるんじゃないかと思うケースも中にはあります。私ちょっと緊張して何が言いたいかわからなくなって来たんですけども、またソーシャルワーカーとして繋ぐとか、繋がるというふうなそういった

---

支援ができれば良いなと思って、ちょっと質問がないので私が言わせていただきました。ありがとうございます。

**山田 壮一郎先生**(日本福祉大学): ありがとうございます。その他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。じゃあこの後休憩がありますのでまたそのときに、もし何かあれば直接聞いていただいても、お疲れかもしれませんが、良いかもしれません。それでは、記念講演についてはこれで終了したいと思います。立岩真也先生(立命館大学)どうもありがとうございました。

それではただいまから休憩に入りたいと思います。

## パネルディスカッション

山田 壮志郎(日本福祉大学): ここから先は河口先生にマイクをお預けしたいと思います。では、河口先生よろしくお願いします。

コーディネーター: 河口 尚子氏(立命館大学)



河口 尚子:

立命館大学の河口尚子と申します。今回コーディネーターを務めさせていただきます。パネルディスカッションに今回は3名の方をお招きしてお話をさせていただきます。まず、1人目の方として日本福祉大学の木全和巳さんです。よろしくお願いします。次にお話しされるのが、京都府立大学の森口弘美さんです。次にお話しされるのが、愛知障害フォーラムの辻直哉さんです。

辻 直哉(愛知障害フォーラム):

よろしくお願いします。

お三方の話をメインにさせていただきたいと思います。私は今回、基調講演を先ほど聞きまして、3つの話を立岩先生の方からされました。1つ目は精神医療の問題ですね。それも大変大きな、精神医療の方に行かないということについて考えてみたい。もう1つ目は歴史ということでしたけれども、障害者殺しの歴史とそれへの抵抗の歴史ということをお話しされました。3番目として、じゃあどういふ道筋を作っていくのかということ、答えを安易に問われるという話もありましたし、答えがないということであきらめている感じになっているが、そこをきち

とやっていかないといけない。道筋を何度も作るということ、先生に3つ、3点でお話しさせていただいたかと思えます。その前に自分の気になることをお話しさせていただきますけれども、少しですね、特に2番目の障害者殺しと抵抗の歴史の所で、先生は多分このチラシがあったから、余り詳しくは話されなかったのかもしれませんが、皆さんにこちらの「今こそ優生手術からの人権回復を目指そう」というチラシの方をコーディネーターの独断で配布させていただいております。こちらを何故配ったかという、今ご存じの方もいらっしゃるかと思えますけれども、旧優生保護法の問題で、被害に遭った方々が実態調査と謝罪と補償を求めずとこういう活動をしているんです。優生保護法自体は1996年に廃止されたというのは皆さんご存じだと思うんですけども、ハンセン病と違って、この問題については実態調査も謝罪も補償もいまだされていないということがあります。この優生手術・強制不妊手術で、難しい所は、行政の所に証拠の書類があるということで、その証拠書類の保全という所でも非常に大きな問題を抱えていて、このままだと実態解明がされないまま歴史の闇に消えていって、優生思想って何だったかなというような感じでそのまま優生的な思想というのは綿々と続いているということで、これについてきちっと社会福祉学自体も振り返ってもいけないし、社会自体も振り返っていないということで、実際に被害に遭った方についてきちんとお話を今この時点で聞かないと、これはもう分かんなくなってしまうということでちょっと配らせていただきました。

立岩先生からは、3つの話をさせていただいたと思うんですけども、それを踏まえても踏まえなくても、いろいろ立岩先生のお話から皆さん触発されたかと思うんですけども、まず木全さんの方に、木全さんを皆さんご存じかと思

いますけれども、長年の間知的障害者福祉に限らず大変長い経験を持たれて、今は大学の教員をされているということで、そういった現場の声というのいろいろな体験をされてきたかと思えますけれども、そういった側面からも含めて今回お聞きの問題についてお話をされるということです。それでは、木全さんお願いします。

### 「語りにくい語りの背景にあるもの」

木全 和巳氏（日本福祉大学）

木全 和己：



皆さんこんにちは。日本福祉大学の木全と申します。私がこの資料の25ページにぐだぐだ書きました。先ほどあるお母さんが、子供を入所施設に入れる悪い親というのを私にばつと言いながら、まだこの場にもおられると思うんですけども、そういうお話を出だしに私に投げ掛けられて、私が受け止めるだけで、たださえタイトルが「語りにくい語りの背景にあるもの」ということだったんですけども、より語りにくくなっている自分がここにいます。初めにと少し書きましたが、かなりやっぱり私後悔をしています。なかなかこの事件そのものと向き合うこと自体私の中でも、かなり自分の中でくぐらせて、噛み砕いて消化してこの所はこうだなあだなと書きながら書きながら確認して行くということを自分の中に課しないと、そう簡単に何かそのまず自分でここは納得できるなという言葉の紡ぎ出しから自分の中で始めないと、これはとてもしっかりの研究者づらをして、

何かその通りがよいことを語ってしまうことに對しても、今でもものすごく躊躇いがあるんです。それでも請われて、最低私は逃げないでおこうというところから、そこをぎりぎりの立ち位置にして、だから立岩さんに研究者として何やってんだという強い叱咤激励というか、会ったときにでも歯を食い縛りながら逃げないで綴ることの、やっぱり辞めるつもりは全然ありませんが、でもなかなか自分をかなりくぐらせないと自分でも納得できる答えが見出せない自分というのが、まだ、というかそんなに時間が立っていないので、ここにいるなということなんです。一応研究者の端くれなので、立岩さんが書かれたものも含めて、それは読み漁りましたし、ノートを作りました。例えば、25ページの所に今日持って来ていただいているんですけども、生きたかったというJリーグフジイさん達を始め、こういう本が出されているわけで、そこにもイケガミさんがずらざらっとここに挙げたような問いを出しながら、答えを見つけ出そうとしているわけですけども、本当にこんな問いでも良いのかなというそこから考えて行く必要があるなというぐらい、ある意味その受け止めが難しいというか、ということも考えています。26ページの所に少し行っていただくと、真ん中辺にじっくりした言葉が正直見つからないままということを書きましたし、無理に向きあおうとすればするほど心の傷を抉られる感覚というのが、書きながら生じるんです。で、その感覚ともやっぱり自分の中で向きあいながら、それでも綴るといって、私は生活の綴り方というのとはとても大事にしているんで、まずは自分で綴るんだという所から始めたもの何です。研究者としてどうかと思いますが、自分なりに何故どうしてというきちんとした問いにも満足に立てられないのだから、答え何かはそう簡単に見つかりそうもない。あんなやつに殺されたくなかったという叫びはそうだろうなと素直に受け止められそうだけれど、殺された人達の声なき声を

ありのまま代弁をして語るなどそもそもできるものだろうかというふうにも悩んでいるわけです。それは、重い知的障害を重ね合わせながら行動障害があったりとか、運動障害があったりする人達の声だからこそだと思っただけです。私は偶然ですけど、3つの立場でお話ししようかなと思ってるんです。1つは、施設職員だったよということなんです。2つ目が、たまたま娘が癲癇だったよということで、3つ目はこれもたまたまです、私が一時ストマをつけていたよということ。多分そういう自分と、この起った出来事、それからその起った出来事に対する様々な語りをその自分の中で重ね合わせつつ、できるだけ噛み砕き消化しながら、なるほどそれは自分の身に残りつつ、こういう言葉として語ってもちょっとは自分で納得できるのかなと、こうやって語りながらスルスル抜けて行くというのが、自分の感覚も実はあるので、語っている言葉自体が。だからそんな中での私のお話なので、そういうこととしてお聞きいただければと思います。

初めの所ですが、たまたま加害者は施設職員で、多数の負傷者がでたから事件になった。けれども明るみに出ない暴力、虐待は今も至る所にあるはずだと。なかったことにされる暴力、虐待である。私自身が児童養護施設や知的障害施設の職員だったこともあり、自分がしてしまった心ない未熟な対応の数々は、幾つも幾つも思い出すことができる。力任せの間違った力の使い方をしてしまったことも、あれは虐待これも虐待。かみつかれたり、Tシャツを破られたり鉛筆を腕に刺されたりということも実はあったんです。まだ芯が残っているんですけど。だけど殺したいというふうには私自身は思ったことは振り返って見るとなかったんです。休みたいと思ったことは良くありました。周りの職員さんも大変だし、つたない私の支援がないと困るだろうなというのはあるかもしれないけれど

も、それから上手く支援ができないので、通所だと休んで欲しいなとかというのはあるかもしれませんが、入所だとどっかにいなくなってくれないかな何て思ったことはあります。そこで見えない愛着不全を共なった暴力行動がとても頻繁なので、それがその自立障害とか、知的障害以外の所の本人さん自身の傷つきが上手く表現できないために、分かってって上手く伝えられないから暴れるよねと、こちら毎回Tシャツを破られたりとかいろんなことをされると、何か名古屋市の職員だったんですからね。今度は転勤届を出そうかなとか、出したいなって思うことも実はあったわけです。何故私がそうならなかったかと言ったら、労働組合もあったし、学ぶ仲間もいたから見つけるな。それから、そこそこ相談できるパートナーもいたし、子供も出て私が事件を起したらどうなるんだろうなという多分そこが歯止めになっていたんだろうなというふうには自分の中では思うんです。育ちの中で私自身がもっともっと傷ついていたとか、それが就きたい仕事でもなかったりとか、相談できる場とか学ぶ場がなかった、これ、ないないづくしというふうに書きましたが、ないないづくしが重なってそこに狂気が入り込んだら、私だって彼だったんだなというその実感はあるんです。ヒトラー、天皇陛下万歳を強要されているだけじゃなくて、これは歴史に学ばさうですよ、その人達自らの意志でしていたよ。後から時代と価値感が変わったから狂気だということになったわけですよ。そこが1つです。気づいた当時は、疑問もなく積極的に適応しようとしていただけであると。今だって殺された人達のことを役に立たない人、無駄な人と思っている人は多いはずなのだ。そう思います？ネットの書き散らしたのを見るとね。

2つ目が、これは自分の身に起ったのですが、娘が癲癇になったんです。ちょうど私が知的障害の子供の施設で働いている頃だったんです。

保育園で初めての発作を起して、一週間ぐらい意識が戻らないよというのを私のパートナーから連絡があったんです。私は、知的障害の子供の施設で働いていたので、癲癇を見る目があったわけで、そこで暮らしている子供達に癲癇がある子供達が結構いたんで、すぐに安全な処置をしながらこういう発作が何秒あったというのを記録することをよくしていたんです。これも皮肉と言えば皮肉何ですけど、私の大学院の恩師が小児科のお医者さんで、癲癇の権威だったんです。彼の元に脳波をとりに来られる子供さんや大人の方が、何人も見えたんです。で、娘が癲癇になったよということで、私、パートナーの実家にまず電話をしたんです、いろいろこういうことがあったよと。そうしたらパートナーの父親がいきなり電話でうちの家系には本当に言ったんです。これかと思いました。私のようにベラルな息子を育てた自分の実家にも電話をしたんです。そしたら、実家の父親も同じようにうちの家系にはという第一声だったんです。娘のルイが癲癇でと電話をしたら。ああこれかと初めて思いました。私は障害がある人達のセクシュアリティの支援なんかもずっとしてきたのでとか、相談もしてきたから、特にお母さん達から、特に夫との実家の折り合いの悪さとか、大変さというお話とか相談はよくよく聞いて来たんです。で、分かっているつもりだったんですが、これは不思議です。我が身に起って初めてこういうことなんだなということに恥かしながら気づいたんです、すいません。もしも、あの場合、娘の意識が戻らずにとか、重度の知的障害とか、機能障害を負って共働きが続けられずに、私が仕事を辞めなければならなかったらとか、運よく入所施設に入ることができても仕事が忙しかったら俺まめに面会に行ったり帰省したりとか、親の会の運動とか本当にやったのかなってどっかでこの事件を振り返りながら思ったんです。施設に預けたこと何かを負い目に感じなかったかなと。一方では地域福祉何

て言っているわけだから、もし仕事も失ってパートナーが去り、上手く相談ができず生活に困ったらですよ、死んでくれとか、あんな子さえいなかったらとか、思わなかったらどうかというのはチラチラ思ったんです。それはあるお母さんたちとの話の中で死んでくれてよかったねと本当にお母さんが言うんだもんね。殺されてよかったと言うお母さんに出会ったことが本当にあります、本音の所で。だから、そういうことの言葉が、本音かどうか分からないですけども、でもそうやって吐かれたことから逃げずにちゃんと受け止めなくってこのことを考えることは、これはしないほうが良いなと思っています。

それから3つ目が、私のがんになったんです。今でも検査を受けていますけれども、ストマをつけて、かわいい人工肛門だったんですが、こうやって講演しているときにその頃まだ処置が上手じゃなくて、間からガスが漏れて便が漏れたという大事件を起したことがあったんです。そのときはやっぱりものすごくショックです。恥かしかつたし。それもこの程度にすんでこうやって元気にここにいるからですけども、大学の受け止めだったりとか、今まだに転移がどこどこにあったりとか、そういうふうなかなり大変な状況だったら、本当に自殺したいと多分思ったかもしれない。殺して欲しいとか。だって大学の地位を失ったりとか、それから何て言ったらいいのだろうか、収入がなくなっていったりとか、それからパートナーが愛相を尽かして出て行ったりとか。だってそれは私が相談支援のスーパーバイザーをしていたりとか、ときに相談を受けたりする事例の中にはそんな事例っごころごろあります。だって皆さんどなたの事例だってあるわけでしょ。そしたら、私にだって起って当り前のこと何だなということに気づいたんです。後で、最後の所何ですけども、ずっとこの間、あ、ときどきですよ。こんなことい

つも考えていたら、ただでさえ更年期鬱なので、55 過ぎてホルモンのバランスも悪いし、ただでさえ暗くなりがちなのでもっと暗くなっちゃうし、だからそんなにいつもこんなことを考えているわけじゃないんですけれども、ときどき考えたときに、私は人間って弱い存在なんだなという当たり前のことを前提にして仕組みを作る必要があるのかなというのが今日の私が一番お話ししたいこと何です。最後の3行ですね、こうなった大きなからくりを見抜けずに身近な対象に鬱憤を晴らそうとすると、人はいとも簡単に暴力的になり、そこに狂気の芽が宿るんだよというふうに、ここは本当に自分で思うんです。思いたくても思う、思わされても思う、思いたくなくなつて思う。私がいろんなことを思うのも、思うことは皆さんが思うのを止めろと言っても多分変えれないんだ。嬉しい・悲しい・憎たらしいと思うわけです。ときに殺したいと。そのときに、人間は弱い存在だということを前提で、思わなくてやらないんじゃないかって、思ってもやらない自分がいるよと。それから、思ってもやれないような歯止めが幾つかある。本人がいやだっていう力が最後かもしれないですけども、相談だったり、同僚だったり周りの目だったりといういろんな壁があって、多分そこを突き抜けていっちゃうと実際の行動になっちゃうんだなというのを、こんな当たり前のことを改めて考えて、そしたら、ひとつは自分の中に思ってもやれないような自分ってどんなふうな状況に作れるのかなと。でも、どうしてもやっちゃいたくなつたときに、仕組みとしてどんな歯止めがどんなふうにあると結果的に行動を起さずに済むのかなと。この2つのことがとっても大事だなんていうことぐらいは今回なんとか分かったよということでお話をさせていただきました。以上です。

河口尚子：木全和己さんありがとうございます。「弱い存在である、人間は」ということを

前提に仕組みを作って行く必要があるという話を自分の職員として、親として、がんの当事者としての経験からのお話だったと思います。それでは次に、森口さんの方から。森口さんは親元を離れて自立生活をしている知的障害者の親の自己変容ということをテーマに研究をされていて、支援者としての提言ということでお話を頂きます。よろしくお願いします。

### 「障害者の自立と支援—その実現に向けて」 森口 弘美氏（京都府立大学）



#### 森口 弘美：

今ご紹介に預かりました、森口と申します。告知の段階のチラシでは同志社大学の所属になっていたと思いますけれども、4月から京都府立大学のほうに所属して働いております。今河口先生の方からご紹介に預かりましたように、「知的障害者の親元からの自立」ということをテーマに研究をしまして、一昨年の秋に『知的障害者の「親元からの自立」を実現する実践』という著書を出させていただきまして、それをきっかけに今日ここに呼んでいただきました。立岩先生のお話の中にもやはり障害のある人の自立とか、施設の状態とかも考える中で、親のことが出て参りました。施設を要望してきたのもやはり親であるという所もありまして、今施設の入所者がそんなに大きく減っていている感じではない。少なくとも私が著書を書いた時点では、まだそれほど減ってはいないとい

う所の要因の中に、先ほどのフロアからの発言にもありましたように、やはり親の存在・家族の存在というのが大きく関係しているかと思えます。それが良くないんだとか、そこが原因なんだと言っているだけではなくて、では、その家族は何があれば変わっていいのか。それを考えるのもやはり支援であったり、福祉の側の役割ではないかということで研究をしてきました。私が調査でお話を聞いて来たのは知的障害のある子どもと言いましても20、30代の息子や娘がケアホームとかグループホームに入ったというような体験をした親御さんにお話を聞いてきました。著書には全部紹介してないですけども、私が今までの研究で話を聞いて来たのは20人前後、データとしてご協力いただいて分析をした対象というのはそれぐらいの人数になるかなというふうに思います。ほとんどの場合が、娘さんや息子さんは自分からその自立をしたいとかいうような主張ができない、そこに制約があるようなそういう障害のある方のケースです。レジメの方には、不本意な居所の分離の決定というふうに書いてありますが、私が分析をさせていただいた方のほとんどは不本意な決定をされております。ご本人がそういう制約がありますので、居所の分離を決定するのはやはりどうしても親の側、家族の側ということになります。不本意なというのはこれは親にとって不本意であって、ご本人にとってどうだったかは分からないということになります。何故不本意なのかということなんですが、やはり親にしてみたら、親元にいることが本人にとって幸せだというふうに思っておられるわけです。そこから手放す、親元を離れるということはずごくやはり不安や心配がある。例えば、自分の気持ちを支援者に伝えられないのに、どうやって生活をするんだろうということとか、あるいは病気になったときに調子が悪いと伝えられないから心配だとか。もっと言うと虐待をされていたってそれを親とかその自分の味方に訴えることが

できないというようなそういうような不安や心配がある。けれども、その中で、やはりちょっと親のどちらかが病気になったりとか、本人の行動障害とかで、いよいよ親の手に負えなくなって来たりとか、そういうようなやむにやまれぬ事情がいろいろと出て来た中で、実際にケアホームとかグループホームに、一部そのマンションで一人立ちというケースもありましたけれども、そういうことを、親元からの移行というのを体験した人達です。私が話を聞いた時点では入居して5、6年ぐらいが経った方が多かったかなというふうに思います。そういうような不安や心配があるんですけども、グループホームやケアホームに入ってしばらく経つとそういう不安や心配が解消されて来る。それは、本人がきちんと支援を受けられていて、きちんと生活をしているということが分かって来るということがすごく大きいかなと思います。これは、遠くの入所施設に入れてめったに会えないという状況ではなくて、近くにあるグループホームやケアホーム、いつでも見に行ったりとかできる、しかも今まで関係性がある、通所とかで利用していた事業所さんがグループホームやケアホームを作ったときに声を掛けられて入ると、その関係性がすでにできていますので、何かその不安なことや心配なことがあると言うことができる、そういうような所で、不安や心配や葛藤もですけども、徐々に解消されて行くということがあります。けれども、この時点ではやはり親にとってそのご本人というのは守ってあげる対象なんだなということも同時に分かりました。ひとたび何かあったらもう家に連れて帰るぐらいの態勢があるようなそういうような状態ではないかなというふうに思います。けれども、その守ってあげる・守ってもらうという関係が変化して行くということがあるわけなんです、そのきっかけになるのがご本人が変化・成長をして行くということが親にも感じられるというときです。例えば家にいるときにはできなかったことがで

きるようになる。それは支援者やいろんな人が関わるからできるようになるということもありますし、例えば言葉で何か主張できない、自分の要望を伝えられない人が、家にいたら親が全部察知してやってもらえるけれども、ホームに入ると自分で何らかの形で訴えないといけないので、別に言葉がしゃべるようになるわけではないけれども、ジェスチャーだったり、何らかの方法で伝えるというような行動が見られるようになる。そうやってきますと、そういう姿を見た家族は、「あ、こんな力があつたんだ」ということで、親元にいるのが幸せだ、察知してあげるのが幸せだと思っていたけれども、もしかしたらそうじゃないのかもしれないというような、家族ケアが一番ではないというような家族ケアの客観視、そういうことがある。あるいは全員が全員そんな目に見えて変化をするとは限りませんが、けれども親とか家族にとっては変わって行く部分がありまして、それはどういうことかと言うと、例えば「しゃべれないのにそんな自立とか、ケアホームとかでの暮らしができるのか」というふうに思っているわけなんです。でも実際に暮らしている姿を見るとしゃべっているわけではないけれども、何かその同じ入居者同士でなんとなくコミュニケーションとか、やり取りや関係性ができているみたいなことが見て取れたときに、家族の側はしゃべれないと自立なんてできないと思っていたけれども、何かその関係ができてそこに居場所があって生きていく・暮らせているという姿を見たら、あ、自立していると感じる。ということは別にしゃべるようになることが自立じゃなくて、何か上手く言葉にできないんだけど、こういう自立もありだなみたいなことで自立観が変化して行くということがあります。

もう1つ、家族と異なる本人の気持への気づきというふうにあるんですが、すごく印象的だったのが、私がインタビュー調査の最後に、これ

からじゃあどうい生活望みますかというように聞くんですけども、そういったときに親はやっぱりもうそれはできるだけ元気で長生きして、例えばケアホームに入っている週末は自宅に帰って来て家族で過ごす、どっかに出かけるというのをできるだけ長く続けてやりたいというような親心が出て来るわけなんですけれども、でもその最後にちょっと言い淀み始めるということがあります。「でも、もしかしたら本人は仲間と一緒にいるのが良いと言うかもしれないけれど。もししゃべれるんだったら」というような何かそういうような語りが聞かれたときに、そこがすごく私にとってはとてもインパクトが強く、研究の中では生きる主体として本人を感じ始めるのかなというふうに思い、そういうようなことを書いています。で、こういうようなことが積み重なって行ったときに、子供を守ってやる親・守ってもらう障害者というような関係が変わって行くのかなというように所までが著書で書いたことです。じゃあその生きる主体として本人を感じるためには、家族にそういうふう感じられるためには、そこにはやはり本人に対する何らかの支援があるわけなんですけれども、そこはちょっと親の、家族へのインタビューからは明らかにできなかった。今それに関して考えていることをお伝えしたいと思って今日は準備をしてきたのが、次のページにありますエピソードです。「あ、K君のお母さんや」というふうなエピソードを書いています。これは私が息子がまだ赤ん坊だった頃のエピソードです。ちょっと読ませていただきたいと思います。

### エピソード 「あ、Kくんのお母さんや」 背景

私にとって初めての子どもである息子のKが生まれて2～3か月の頃の出来事である。近くに住む年長児(Uくん)は、私にとっての数少ない近所の知り合いであった。Uくんは、とて

---

も人懐こい元気な男の子で、息子が生まれてからは、息子の首もまだ座らないうちから「Kくん遊ば〜」と言って遊びに来ることもあった。

### エピソード

ある日、私は息子を夫に預けて、家の近くのバス停まで知人を迎えに行った。知人と一緒に家の近くまで戻ってくると、近所の保育園のお散歩の列とすれ違った。お散歩の列は道路をはさんで向こう側だったのだが、その列の中の一人が私に向かって「あ、Kくんのお母さんや！」と大きな声で呼びかけた。私が振り返って、その列のなかにUくんの姿を認めると、Uくんは私にニコニコと手を振ってくれた。私も手を振り返したのだが、同時に私は「Kもいっちょまえの人間なんや」と感じた。

私がそのような感じたのは、Uくんの「あ、Kくんのお母さんや」という呼びかけによってであった。息子が生まれてからというもの、私は病院や市役所などさまざまな場所で「お母さん」と呼ばれるようになっていた。それらは当然「Kくんのお母さん」という意味に他ならない。にもかかわらず、Uくんの呼びかけは、それまで他の大人から呼びかけられた「お母さん」とは全く違って、Kの存在感を強く感じる呼びかけであった。

### メタ意味

私がUくんの呼びかけにKの存在感を感じたのは、Uくんが見ている先、呼びかけているあて先が、まだ赤ん坊のKであって、私はUくんにとっては「Kのお母さんに過ぎない」と感じたからだ。

「Kくん、遊ぼう」と言ってわが家に来るUくんにとっては、Kこそが彼の「友達」で、私はその先に付随している「一人の大人」に過ぎない。一方、病院や市役所の窓口で、私のことを「お母さん」と呼ぶ大人たちにとっては、その呼びかけの宛先は明らかに「私」であって、息子の

Kは私に付随している一人の赤ちゃんに過ぎない。この違いをはっきりと掴みとれたとき、泣いたりミルクを飲んだりする以外にまだ何もできない息子が、「Uくんというお友達をもつ一人の子ども」、つまり「いっちょまえの人間」なのだと感じられたのである。

そして、このことは同時に、Uくんにそのように呼びかけられるまで、私わが子のことを「いっちょまえの人間」だと感じていなかったことをも意味している。もちろん、理屈や理解という面では、親として、息子のことを尊厳ある一人の人間だと考えていたはずである。けれども、自分自身の実感という点では、少なくとも「常にそう感じられていたわけではなかった」と言うのがより適切である。Uくんが息子に対して、「この子は自分のお友達なんだ」とみじんの疑いの余地もないまっすぐな眼差しを向けているのを、その傍らで私が感じとったとき、私にとって息子が「いっちょまえの人間」、すなわち尊厳ある一人の人間だと感じられたのである。

何故このエピソードを提示したのかということですが、私は今回相模原の障害者殺傷事件を受けてということで、振り返ってまだ1年も経っていない中で自分の中に何が一番引っかかっているかなというふうに思ったときに、やはり実名報道がされなかったという点だなというふうに思いました。それは、実名報道をすべきだと言っているわけではなくて、例えば私の子供がそういう殺され方をしたときに、そういう選択肢であるのかしらとかということも思いますし、その報道する時点で実名にするのか匿名にするのかという話ではなくて、それ以前にある背景の中に実名で出なかった彼らと私達の間にも今、まさに不平等があるというふうを感じるからです。この不平等をどうするのか、どうしていったら良いのかと考えたときに、もちろんその足りていないサービスとか専門的な支援というのも増やして行くというのは当然もっ

ともっと必要だというのは、それは私はすごく賛同する所なんですけれども、それだけではないのではないかと強く思います。地域で当り前の暮らしをするんだとか、地域の人達との関係性を作って行くんだとかいうようなことが言われるわけなんですけれども、その本質がどこにあるのかなというふうに考えたときに、U君が私の息子に対して向けたような眼差し、こういうものを増やして行くということが大事なんじゃないか、不可欠じゃないか。そういう眼差しを増やして行くことがサービスとかを充実させていく支援を向上させて行くということにも繋がるんじゃないかなというふうに今そこまで考えが至っています。今日はいろいろとお話を聞く中で、また自分の中でも深めて行きたいと思います。以上です。

**河口 尚子**：ありがとうございます。森口さんですが、生きる主体として本人を感じていく親と子の関係の変化というお話と、ご自分のお話で、人間の尊厳ということ考えたときにU君が自分の息子さんに向けた眼差しを増やしていくということでお話を頂きました。続きまして、辻直哉さん、愛知障害フォーラムの事務局長していらっしゃるんですけども、辻さんは施設体験者でもあり、地域で暮らしていらっしゃる当事者でもあり、障害者運動の方でも活躍されているということで、そういういろんな、あと支援者でもあるということでそういった様々な立場からいろんなお話を頂けると思います。それでは、辻さんよろしくお願ひします。

**「今だからこそ、地域生活をあきらめない」**  
**辻 直哉氏（愛知障害フォーラム）**

**辻 直哉**：

皆さんこんにちは。すごい今日暖かいという



か暑いんです。すごい熱気が籠っているというか、今日は「相模原殺傷事件を受けて」というテーマなんですけど、あえてタイトルを何にしようかとずっと悩んでいたんですね。で、「今だからこそ地域生活をあきらめない」というタイトルにさせていただきました。やはり今回の事件を受けてみんなすごい動揺したと思うんです。当事者も含めて支援者もだと思ひます。だからこそ強いメッセージを発信しなきゃいけない。そして、先ほど話がありましたように、精神保健福祉法の改正であったりとか、本当に改正して良いのかとか、そのあたりも皆さんと少し議論ができたら良いのかなというふうに思ひました。簡単に私のご紹介をしておきます。1971年福岡県出身です。22歳で交通事故にあつて、頸髄損傷という障害になりました。それから、車椅子の生活になり、先ほどご紹介がありましたように病院1年半、施設に3年半いました。それから名古屋に出てきて名古屋市昭和区御器所にあります、AJU自立の家という所の福祉ホームに入居しましてそこから日本福祉大学に通いました。そのときの障害者福祉論の先生が木全先生なんです。その後私は名古屋を出まして、現在知多郡美浜町の近くに住んでおります。現在はこのような障害者運動の他に、行政の審議会の委員もさせていただいております。行政の審議会の委員の中では、愛知県障害者施策審議会と

いうのがありまして、愛知県の障害者の福祉をどう考えて行くのかの委員でもあります。その中でもやっぱりやまゆり園、今回相模原殺傷事件のこともでました。丁度去年の7月28日に開催された審議会、ちょうどやまゆり園事件から2日後ではみんなで黙祷をしてそれぞれが力強いメッセージを発信して行こうという言葉も出てきました。そこで、じゃあ愛知障害フォーラムというのはそもそも何という所で行くと、身体・知的・精神・発達障害・難病などいろんな障害の方たちと一緒に活動して、同じように共通認識が持てるものについては一緒にやっぺいこうよという団体です。2008年にできたばかりの団体なんです。まだ10年経っていない新しい団体です。それまでは、ADFのパンフレットが45ページの所に入っているんですけども、それぞれの各団体が自分達に関する事について個々にやっていたんですけども、例えば差別を無くす条例を作ろうとか、愛知県の福祉を良くしようとかそういうことについて一緒に取り組んでいっている団体なんです。ですので、今回のやまゆり園の事件についても知的障害の育成会さんも入っていましたし、精神の家族会さんも入っていますので、それぞれ各団体で温度差はあるんですけども、みんな最終的にはやっぱり障害がある人達が地域で生活できるようにしていこうということで現在まとまっております。今度は7月22日にこの「相模原殺傷事件」をテーマに講演会をやるかと今企画している段階です。また企画内容が決まりましたら皆さんにも是非お知らせをしますので、そのときは是非お越しいただきたいなと思います。愛知障害フォーラムは、これ最近の新聞記事なんですけれども、様々な障害の方たちの問題について取り組んでいます。これは中部運輸局に申し入れをしている新聞記事です。これ3月24日、先月なんですけれども、三重県津市にある近鉄久居駅という所で、電動車椅子の方がホームから転落し、亡くなったという事故がありました。皆さんここに

いらっしゃる多くの方は福祉関係の方だと思うのでご存じかと思うんですけども、最近ホームから転落事故が結構あります。視覚障害の方が転落するだとか。やはりそういうホームをしっかり安全なものにして欲しいという要望活動を最近はやりました。それと、愛知障害フォーラムがどういうふうにできたかについては是非みなさん、この本、愛知の障害者、立岩先生もいろんな本を紹介していらっしゃいましたが、愛知障害者運動、この地域ではどうやって障害者運動が行われて来たかという本もありますので、是非これを読んで欲しいなと思います。その中で、何で私が障害者運動に関わり出したかということ、名古屋に来てからなんです。福岡にいて施設に入っているときは障害者運動ということ自体全く知らなかった。そのときに障害者運動の中で一番初めに関わったのがこの新聞記事です。平成13年6月1日の中日新聞の記事なんですけれども、「ヘルパー派遣拡大へ。名古屋市来月から週49時間」というタイトルが付いています。この新聞記事は何かということ、ちょうど名古屋市役所の前で座り込みをしている写真なんです。右上の方に写真があるかと思うんですけども、これは名古屋市役所前です。これは、ここに書いてありますけれども、当時はホームヘルパー、私たちにとってはヘルパーさんというか生活をして行くには最も大切な人なわけです。そのヘルパーさんというのは、当時ですから、これ名古屋市ですよ、名古屋市では1日3時間しか使えなかったんです。ヘルパーさんが、どんなに障害が重くても1日3時間しか使えません。そして合計週18時間ですよという規定だったんです。これが2つ目の所に書いてあるんですけども、障害者団体などは5年前からですから、ずっとヘルパー派遣を必要な人には必要なだけやってくれと、これをずっと要望していたんです。それでもこの大都会という大都市で、東京・大阪・名古屋といわれる都市でも地域生活するための命綱のヘルパーさんは1日3時間

しか使えなかったという実状がありました。そこで座り込みだとか、いろいろ行政交渉を行って、今は必要な人には必要なヘルパーさん・介助サービスは提供するというのが大原則になっています。ですから、先ほど話がありましたように、ALSだとかそういう方は呼吸器を付けてでも地域生活ができる方は名古屋市ではいらっしゃいます。こうやって障害者運動というのは、ずっと積み重ね積み重ねやってきて、バリアフリーのこと、そういう介助派遣制度のことというのを積み上げてきました。そこで発生したのが、昨年7月26日に起きました相模原障害者殺傷事件、津久井やまゆり園という所で起きた事件です。これは私は事件当日は朝ニュースを見まして、皆さんもそうだったと思うんですけども、何が起きたんだと思いませんでしたか。私も朝テレビを付けて何が起きたんだという感じでした。まさか入所施設という所でそういう殺人という考えたこともないようなことが発生したことに、私はすごい、障害者運動をこれまで積み重ねて来た人間としては、ものすごい衝撃だったんです。実際にじゃあやまゆり園ってどういう所なのかなというところで、8月6日に事件から10日後に実際にやまゆり園の所に私ができるのは献花、花を供えるぐらいしかできませんでしたので、花をお持ちしました。そのやまゆり園を見ながら感じたというか自分の中で起きたことというのは、ものすごいフラッシュバックが起きたんです。私が施設に入所していたとき、4人部屋です。そして皆さん、私以外にもみんなベッドに上げられている。車椅子はもちろん介助の邪魔になりますから、廊下に出されます。そういう夜中にこの容疑者が来て次々と刺して行ったという状況を想像したときに、ものすごく胸が苦しくなりました。私は当時施設では13号室という所にいたんですけど、多分どんどんどん悲鳴だとか聞こえてたと思うんです。しかも、ドアを開ける音が、悲鳴が段々近づいて来る。しかも、車椅子は廊下に出され

ているから自分で車椅子を乗ることもできない。という状況を想像してもものすごく苦しくなった記憶があります。私は何で入所施設に入ったかという、自分から入りたいと思って入ったわけではないです。私は立場上、障害者の運動やっているから、入所施設は駄目だと言います。でも、何で入所施設に入ったかという私の場合は田舎すぎてそんな福祉もなかったんです。ヘルパー制度もない。電車だ、そんなもんバリアフリーになっていない。だから、入所施設に入るしかなかった。多分やまゆり園に入所している人も、きっとそうだったのかなと思うんです。そこでですが、やっぱりこの事件をきっかけに地域で生活できることをもっともっと私たちは声を出さなきゃいけないんじゃないかというふうにそこで感じました。多分親御さんもそうだと思うんです。この施設に預けていた親御さんも別に預けたくて預けていたわけではない。結局福祉制度がないから預けるしかなかった。うちの親も今現在80歳ですが、私は多分入所施設に入らなくてそのまま自宅に戻っていたら、私は多分もしかしたらさっきの木全先生の話にあったみたいに、親子で無理心中をしていたかもしれないと思う。ですから、私はこの障害者運動というのをずっとやはり声を出しながら、進めなきゃいけないのかなというふうに今感じて今日この場に来ました。このことについては優生政策については話が出ていますけれども、ドイツのナチスでは20万人にもおよぶ障害者が虐殺された。T4作戦というのがあったんですけども。じゃあ何を根拠に頑張っていくのか。なかなか福祉って良くならない。しんどい・辛いという中で私は方向性を見出すためにはやはりこれかなって思うんです。障害者の権利条約。これは、国と国との約束です。これは皆さんのちょっと資料には入ってはいないですけども、2006年12月13日に第61回の国連総会で障害者の権利条約というのが採択され、日本もこれを批准をしています。批准、守りますということです。こ

の条約には何が書かれているかというと、この一番下の所に、この条約の締約国、要は国ですが、政府は障害者の多様性を認め、すべての障害者の人権も促進し、及び保護することが必要ということが書いてあるんです。政府がやりなさいということが書いてあるんです。この条約を守る政府は。今、日本ではよく自助・共助・公助というのがよくいわれますけれども、自分でなんとかできるんだったらやっているとあつて、できないからみんな苦しんでいるわけであつて、でもこの条約というのは政府がやりなさいということが書いてある。そしてここにも差別なしにすべての障害者について適当な立法措置・行政措置・その他の措置を取ること。法制度がなければそれを作らなきゃいけないですよ、ちゃんと国で。だから、そこにできたのが差別解消法であつたりとか、障害者基本法の改正であつたりとかに繋がって来るわけです。この条約のすごい所というか面白い所ということなんですけれども、第8条の所にこう書いてあるんです。「あらゆる活動分野における障害者に関する定型化された概念、観念、偏見及び有害な慣行と戦うこと」と書いてあるんです。日本政府は、締約国は偏見や差別について政府自から戦いなさいということが書いてあるんです。戦え。政府自ら戦えということが書いてある。もう1つ、第19条には、自立した地域生活。脱施設。特定の生活様式が義務づけられないことと書いてある。ということは、地域で生きられるような社会資源・福祉サービスを充実させれば私は施設から出れる人はもっともっと沢山いると思う。それはもう1つは私は大事にしたいというのはこの第9条です。第9条の都市及び農村の双方においてと書いてある。農村が入っているんです。だから、大都会だけ福祉がよくなれば良いとは書いてない。農村でもちゃんとやらなきゃいかんよと書いてある。ですから条約というのを守る以上は国内法を整備しなければいけない。国内法を整備して、障害者が地域生活がおくれる

ようにしなきゃいけない。でも、今の日本では可能な限りとかそういう文言が入っている。そこで、今愛知障害フォーラムが行おうとしているのは、障害者基本法をもう1回条約に近づけること。障害者基本法というのは、日本の障害者の福祉制度をどういう方向にもって行くかという非常に大切な、ある意味理念、こういう方向にもって行くよ、地域生活を充実させるよ・障害がある人も地域で教育が受けられるようにするよという理念何です。でも、その2年に「可能な限り」という余計な文言が入っている。しかもそれは、2011年にできて、そして3年後の見直し規定が入っていると。今は2017年ですが見直しされていない放置されたままになっている。であれば、この基本法を何とかバージョンアップさせなきゃいけないのかなというのが今愛知障害フォーラムでやっていかなきゃいけないこと。ですから、今回のやまゆり園事件のことについて国は何か簡単に片づけようとしているんじゃないかなと思います。1つは施設を防犯化しましょう。もう1つは精神障害の問題でしょと何か置き変えています。いつのまにかそれで片づけようとしている。私はすごい怖いな、しかも精神保健福祉法の改正がどういうふうに行われるのかなかなか説明も出てこない。それが密かに行って精神障害者＝危険な人物だ、前ありましたよね、大阪で池田小学校事件というのが。そこでも、精神障害者＝危険な存在というレッテルが張られて、偏見・差別化を踏まえる。また今回も同じようなことが起きようとしている。精神障害者が起こした事件でしょということになるようとしている。皆さん今日の、木全先生の資料の34、35ページにこの容疑者が書いた手紙が、34ページは常軌を逸する発言であることが重々理解しております。本人自分で分かっているんです。おかしいな。そして、35ページの所の右側の真ん中ぐらいには作戦を実行した逮捕後の監禁は最長2年にしてください。そしてその後自由に生活をさせてください。それも、

心神喪失による無罪にしてください、その後は名前を変えさせてくれ。そしてそして本籍・免許証も書き換えをさせてくれ。新しい人間として復活させてくれと。そのためには、支援金として5億。ここまで書いています。これってよほど通っていませんか？こういうのって。妙なんですよ、これ。精神障害者が起こした事件ではないというふうに思っています。ですので、是斐、ここにいる皆さんとまた障害者基本法とか、日本に必要なものというの、条約というものを理念にというか、条約をどう日本に実現させていくか、ここから考えていけば何か答えを出せないのかなというふうに感じております。私の話は以上です。ありがとうございます。

**河口 尚子**：辻さんありがとうございました。今こそ地域で暮らせることをもっともっと声を出して言っていかなければいけないという、施設での体験も含めて話され、その方向性を見出す1つとして障害者の権利条約が重要だということで、権利条約のお話をされました。19条や9条です。あと、日本政府が社会にある偏見に戦っていかなければいけない。それをどう国内に障害者基本法の改正が今丁度話されている真っ只中ということになりますけれども、どうそれを日本に反映して行くかというようなお話で、ちょっと簡単にまとめさせていただきましたけれども、お三方のお話を受けてフロアから質問を受けたいと思います。質問をされるときに一応お名前とどなたにご質問をしたいのかということをお三方全員にお伺いしたいということもありますし、もし立岩先生にもということでしたら、立岩先生にもということをお願いしたいと思います。

それでは、質問の方をお願いします。じゃあコーディネーターの方から先陣を切ってちょっと質問をさせていただきます。一応4人の方全員にお答えいただければと思いますけれども、

今回立岩先生の本でも、三部のところがそうだと思うんですけども、人権、権利条約も含めて人権と言ったときに、自分が人権の外にいるというふうに思ったり、特に社会福祉の実践においてとても規範というか、ものがあるって、こうしなきゃ施設入所者はこうしなければいけないとか、親はこういふふうにしなければいけないと、最後まで頑張って年を取ったら施設入所とか、そういういろんなものが規範としてあると思うんですけども、そういうものからではないものとか、人権からいろんな木全先生のお話でも暴力を振るわれたりそういったことがあるかと思うんですけども、そういった人についてどういうふうに今回の事件を含めて考えていけば良いのかというのをもう一度分かりやすくお話いただけるといいかと思います。そうしたら木全先生の方から。

**木全 和己**：もう一回わかりやすく言って。

**河口 尚子**：立岩先生の方の3章で書かれているのが、社会の潮流として排外主義とかそういうものがあって、人権と言ったときにそれを敵視する人達というのもしらっしゃいますし、人権と言ったときにすごく印象的だったエピソードで熊谷晋一郎さんが、ちょっと書いてらっしゃいますけれども、熊谷晋一郎さんが薬物依存の支援をしている人に友達やめないでねといわれたというエピソードが、彼は何回もあちこち言ってると思うんですけども、そういう薬物依存の方とか、自分が人権の外というか、自分が人権の範疇じゃないという精神障害、精神医療もそうかもしれませんが、そういう人についてどういうふうに考えていけば良いのかということをお伺いしたいと思います。

**木全 和己**：困ったな。人間の権利って生まれながらにしてすべての人が持っているよと世

界人権宣言に書いてありますよね。多分近代人権がそうでないからこそそうだといいことですよ。そうなら、こんなことあえて宣言しないもね。すべて人間は、生まれながらにして自由であり、かつ権利と尊厳において平等であると書いてある。ただ人間の権利論でも本当に憲法学者たちの間では、かしこくって強い人間の権利だよということが前提にされている議論があるというのが一方であり、私はそうではなくて最初にお話をさせたときの結論であるように、すべての人間弱い人間を含めて、だから上手く自己決定が見た目できない人達も含めてのはずで、誰も今、河口さんがお話しされたようにこの人間の権利の外におかれている人がいるとかあるとかというのは理念上からしておかしいじゃないですか。でも、問いの立てかたで、何んでそうなっているのかなとかはまた別の問いになるわけです。最後そっちに行くか。難しい質問です。

**森口 弘美**：それをどう変えていけばいいのか、どう考えるのかという私なりにその今の問いかけを解釈すると、排除をする力というのが常にいろんな所にあって、どういうふうにそれに対抗して行くのかとか、どうインクルードしていくのかというふうなそういうことかなというふうに受け止めたときに、今日の立岩先生のお話の中で、社会システムという言葉が出てきました。そのシステムに対抗する構造ですとか、そういったものに対抗する力を持たなければいけない。社会の中でそういう力がある状態を作っていかなきゃいけないというふうな意味なのかなというふうに思ったときに、私自身も研究者であっても実践者であってもそのシステムの中で生活をしているということをもまずは自覚をする必要があるのかなと思います。自覚をしたときに、やっぱりその不平等があるシステムの中で、生きている、生活ができているという自分というものを考えたときに、その障害者が誰

かといったときに、障害のある方が当事者ということになるのかもしれませんが、不平等な社会のシステムを維持することに関与しているという、自分自身を、その社会の有り方に対する責任を持つ当事者というふうに思うようにしています。なので、まず自分自身がその問題の当事者であるということを引き受けていること。それは、研究者なら研究者なりの受け方があるんじゃないかなというふうに思っています。ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。

**辻 直哉**：じゃあ、私の方からですが、国がちゃんと障害者の人権も考えているかどうかには尽きるかなと思うんです。施設に入れておけばいいじゃんみたいな感じ。44ページの所を見てください、資料ですけども。来年度から福祉基本計画というのを作って行きます。第5期になるんですが。もちろん地域移行とか、そのためには地域のヘルパーさんをどのぐらい養成しますよと、いわゆる数値目標を立てるんです。これ愛知県の審議会で私が出席していたときに出了た資料なんですけれども、国が第5期の計画においては要は来年度ですから平成30年度かな、こういう形で進めますよというところに1.施設入所者の地域生活への移行をというのが書いてあります。地域移行者の増加。どれぐらい地域移行をするか。そのためにどういう社会資源を増やすかに繋がって行くんですけども。みなさん見てください。第4期の右側は、施設入所者の人を12%以上を地域生活へ移行しますよということが書いてある。その下には、施設入所者の削減ということで4%以上削減しますよということが書いてあります。それに向かって頑張りますよという目標を設定しています。第5期の次の計画については、何%になっています？ 12%が。9%に下がっているんです。そして、その下、施設入所者の数を4%から2%以上下がっているんです。これって私は福祉の

後退だと思うんです。国はこんなもんでええだろうというのがこの数値に出ているんじゃないか。だから、障害者の人権というのはこれぐらいにしか考えられてないんじゃないかというのか。だってこの目標に向かっていろんなヘルパーさんとか、作業所だとか働く場だとか作られて行くわけだから、このまんまじゃ全然施設に入っている人が地域で住みたいと思っても出れないんじゃないかなというふうに、これは私としての危機感です。以上です。

**立岩 真也**：いろんな話ができますけれど、いろんな所でしゃべって今日言わなかった話として、例えば彼が犯行の前にいろんなことを言って、施設は施設でそれなりに対応したということにはなっているらしいんです。だけど、した時に施設にどういう言い方を彼の同輩なり上役なりがしたのかなということは思っています。というのは、なんだろうな、いろんなとんでもないことを言う人にどういうふうに向き合うかということがあって、結構優しく声を掛けてしまう福祉業者みたいな構図があってしまう気がして、そういうこともあっていいのかもしいけど、なんか甘やかしているみたいな、だからもっと真面目に普通に怒れよと思うときも結構僕はあるんですよ。やっぱりやばいことを言っているわけだし、やばいことを言っているということと、やっていることは違うけど、言うことだってやることですから。殺すと言ったっていうのは1つの少くとも恐喝であったり、脅迫だったりするわけでしょ。そういうことも含めて、それから彼の思想の内実にしても頭が狂っているという話だけじゃなくてというか、言っていることはこう違うということが言えたはずなんですよ。そういう所で、何か障害者の生きる権利がありますとか尊厳がありますとか、そんなことは言わなかったって、まあ言ったって良いんですけど、もちろん言うべきかもしれないけど、そんなのは当り前の話で、それを否定

する輩にちゃんとした言葉と、場合によったら実力を持って返さないと駄目なんじゃないかと。そこが何かぬるい感じが一貫して、それはよくない。むしろなんかこう理解を求めるといいたいな、障害者のことも理解してみたいな。ばかやろうそんなことどうでも良いというふうに言いましたけれども、本当にそう思っているんですけども、そんなことじゃなくて、障害者に理解を求めますじゃなくて、お前言っていることがおかしいよということをやちゃんと言うことが僕はとても大切なことだったと、それが今も大切だと思う。そのときに僕らはちゃんとした言葉を持っているかなんです。お前の思想はおかしいし、主張はおかしいということをやちゃんとひとりひとりがちゃんと言えるか。職場の上司として、あるいは教員として、こういうことだと思うんです。そういう意味で言葉を磨き上げるというか、作っていくというか、そういう必要があるんだろうなということだと思います。直接の答えではないですけど。あともし時間がもし皆さん残っていないですよ。あと10分しかないので、歴史とかそういうものを見立てみたいなのに関して何か私にちょっと聞いておきたい、確認しておきたいというのがあったら、いつでも時間が終わってからでもお答えできる範囲でお答えいたします。以上です。

**河口 尚子**：そうしたら一番後ろの方お願いします。

**安田**：安田といいます。辻さんどうもご苦労様です。辻さんが障害者権利条約のことで言われたんですけど、もう1つ憲法との問題できちり押さえておかなきゃいかんと思うんですよ。それって13条だと思うんです。それで、訳の仕方がさ、ぬるいとかあまいとかって権利条約のことに言っていたでしょ。13条のこれやっぱすごい曖昧だと思うんです。表現が。英文と比較したのがあったもんで、訳してみたんだ

わね。ただ、俺英語苦手なもんでそれ使って訳したから他の人にやって欲しいと思うんだけど、ちょっと待ってね、あれ行き過ぎちゃった。13条は「すべての国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」になっておるんですけども、宝島新書に日本国憲法の全文と英語を比較したのが載ってて、この13条の所で、訳ではこの立法とその国政の上で最大とするという所がそんなふうじゃなく、じゃない訳ができるんだ。「生命の自由及び幸福追求に対する国民の権利は、法律の制定とその他の政府の職務として最も重要な事柄である」法律の制定とその他の政府の職務として最も重要な事柄であるとなっておるのね、と訳せるんだわね。だから、そういうことも含めて障害者権利条約と憲法をきちっと重ねながら改めてきちっと定義してくれということも重要なのかなと思ったんですけども、どうかな。それからもう1つ、俺、障害のことを今、自分も障害があるもんだから、進化と障害ということで、障害とは、障害というのが類としては必然で、個としては偶然。進化の過程の中で、人類史の中でも出てこんもんで、そうしたら表れ方は個人にとっては偶然なんだという所の捉え方がきちっと押さえ直す必要があるのかと思ったんですけども、どうかな。

**河口 尚子**：辻さんへの質問ということでもよろしいですか。

**安田**：木全和己さんも憲法13条にこだわってると思うんでね。

**河口 尚子**：じゃあ木全さんと辻さんと、お願いします。じゃあ辻さん、お願いします。

**辻 直哉**：そうですね、憲法もすごい良いこ

と書いてあるんです。権利条約もなんも、なんかすごいことを書いているわけではないんです。普通に当り前のことが書いてあるだけなんです。ただ、その当り前が当り前になっていないというふうに私は感じるのと、やっぱりこの障害という問題を身近に感じる人がこの中にはいると思うんですが、でも社会に出たときに障害について考えようとか、自分が障害者になるって考える人がいないんじゃないか。それって多分私が思うに学校？ 小学校・中学校、私はそうだったんですけども、身近に障害がある人がいなかった。近所にもいたかなぐらいにしか、もやもやっといなかったから、もっと障害がある人が普通、地域のそれこそ学校に行けたらこういう人もいるんだ、ああいう人もいるんだみたいな形で、もっと一緒に感じれるのかなと。それが、みんな障害というものを一緒に感じれるかなというふうに私は思います。

**木全 和己**：そういう難しい質問を俺に答えさせるのは恫喝というんです。そういう質問をしないようにちゃんと受け止めるのを忖度というふうに言うと思います。そもそも多分今の政権が今の憲法を自分達の憲法だと思ってなくて、改正したい憲法をもう改正したと思った憲法と思った言動を続けているというふうに私は認識しています。現状認識も含めて。そういう中であって、改めて公共の福祉を公の秩序に、もうそう思って動いている中で、改めて憲法第13条の意味を捉え直すことはすごくすごく大事なことだとは思いますが、そうしなきゃいけないと思いますし、多分そういう発言も書いたりもしていると思うんですけども、私の届け方が悪いのか、発言の仕方が悪いのか、こんな当り前のこと、国民じゃなくても人は個人として尊重されるよと、個人として尊重される。こんな当り前のことがしっかりと、ひとりひとりの中に根付いていかない、根付いてないのはどうしてですかね。皆さんの中に根付いています？

そうでない状況を見たら立岩さんがお話ししたように、そういうことを言う人もいたら怒ります？ちゃんと。おかしいぞと言います？僕ここの施設の管理者だったら言いながらも辞めると困るなど、来なくなったら誰がケアするんだろうとか。でも、代りにもっとすてきな人がいたら即クビです。向いていない。許せない。そうです、言った時点で。でも、何でそうじゃないのかなということをもっともっと掘り下げないときれいごとで終わるのかなって。立岩さんに僕は同感です。

**河口 尚子**：あと残り時間が短くなっていますので、そしたら最後に今日のパネリストの。あ、はい、じゃあイトウさんお願いします。

#### 〈フロアーからの質疑あり〉

**伊藤**：1つ確認で聞いておきたいのと、今の立岩先生の話ですけど、この容疑者の刑法39条を楯にとってるんですよね、心神喪失これを罰せずという。実は私はこの条文は大嫌いで、いくら成人で分かってて犯罪を犯そうが犯かさまいがやったことは事実であるわけだから、素直にみんな罰すれば良い話で、何故この条文が必要なのかというちょっと微妙な所があるんですけど、その辺立岩さんと木全さんの方のご意見を聞きたいと思うんですけど。

**立岩 真也**：この問題に関しては若干世間に誤解があって、僕は39条で本を頼まれたことがあって結局書けなかったんだけど、まず今回の一連に関しても、心神喪失でも耗弱でも何でもないです。終わり。だから第39条は関係がない。で、精神障害で不起訴になるとか、無罪になると皆さんが思っているよりずっと少ないんです。ほとんどの場合、ちゃんと起訴されて、刑務所に送られているわけです。何か頭の状態が普通じゃないということと、精神の状態が心神喪失である、耗弱であるから刑を免れるとい

うことはちょっと別のことなんです。私は完全自分が何をやっているか分からない状態ってたまにあるので、そういうときにやっぱり自分が何をやっているか分からない人の自分に対して罰を受けるということはそれはおかしいと思います。そういう意味で言えば、39条というのは、そういうことを意味しているんだとすればそれはそれで良いので、けして精神障害者は特別扱いをする、テレビドラマだとそういうことになっているんだけれど、あんなことめったに世の中で起っていないんだよ。それさえ知られていないというのは、それこそが精神障害者に対する偏見と差別を助長しているわけなんで、やっぱりこういう場所とかも含めてみんな分かっておくことは分かっていた方が良いでしょうというそういう答えになります。以上です。

**木全 和己**：立岩さんを混ぜ返すわけじゃなくって、この容疑者を死刑にすることにきちんと反対できます？

**伊藤**：死刑にすること？

**木全 和己**：うん、多分死刑判決が下る可能性がとても高いと思いますね。

**伊藤**：それは、反対します。

**木全 和己**：そうですね。そこが、きっちり

**伊藤**：そこが悩ましい所なんです。

**木全 和己**：悩ましいでしょ。私は反対なんです、死刑にするのは。

**伊藤**：そこでだけど、死刑にすれば良いかという話じゃなくて。

**木全 和己**：だから、そこが多分きちんと議論できないとこの問題が優生思想のことも含めてきっちり解決できないんじゃないのかなというふうに私は思うので。

**伊藤**：じゃあどうしてもやっぱりさっき立岩先生が言ったように、楯に使われちゃっているというのがどうしても感じちゃって。

**立岩 和己**：そうじゃないんだって。

**伊藤**：だから誤解だと思うんですけど、それ、法務省のデータを見れば明らかなんですけれど、ただそれが現実として精神障害や知的障害を持った人は犯罪を犯すと勝手な空想なんですけど、これもほぼほぼもっちゃっている。第39条で裁かれて心神喪失で無罪になって無罪方面でまた放り出されるんだよねというふうにみんな思っているところをね、もうちょっと国民に理解が足りていないところがあって、そこをどうしていくのかというのが課題になると思うんですけど。

**木全 和己**：難しい議論になりますが、どうするかなと考えますけど。

**河口 尚子**：本当におっしゃるとおり、池田小事件も医療観察法ができたけれども、犯人自体は、対象では全くない訳でありましたし。それ自体が確かに誰も、今回の障害者コミュニティ以外の人の対応というのが、精神保健福祉法の改正案もそうですけれども、余りいろんな意味で反対とかそういう声が出て来ていないというのがすごく詳しく分かっているはずのこの学会の人達、学会、自分も含めて、これまでの活動というか、考えないといけないなというふうに思います。最後ですので、ちょっとパネリストの方々に一言コメントを頂いて終わりにしたいと思います。そしたら、森口さんからお

願います。

**森口 弘美**：最後に一言ということで、先ほど辻直哉さんをご説明くださったこの第5期計画、本当に私も後退だと思います。今多分地域移行を一生懸命に進めても新しく入所者が入って来るとい、そういうように、単にベッド数を減らすという話ではなくて、だからその循環を見て行って、その循環を変えていかなきゃ本当に前進してないだろうなと思います。そういうことを考え始めると本当に学位論文を書いていたときみたいに1人でやってもなかなかそういう力にはなって行かないので、私は年をとっていますけれども、研究者としてはかなり駆け出しですので、一緒にやりましょうみたいなお話があれば、是非お声掛けいただければと思います。今日はどうもありがとうございます。

**辻 直哉**：私からは最後に、生きづらい人が増えているんじゃないのかなと思うんです。例えば、非正規雇用の人が増えたりだとか、いつかは自分が首を切られるんじゃないのか。だからそれに対して弱いものに力を加えることによって自分を誇示するみたいなのがあるのかなと。そして何か社会の問題のはずなのに、それが障害の問題に置き返られたりしていないかなと。例えば発達障害の人も20年前から比べると、20…倍かな。すごい数に増えている。でも、それは前からいた人達だけであって、そういう人達が今生きづらさを感じている。それも何か障害の問題だけに押し付けられて来ているのかなというふうに私自身感じます。ですので、やっぱり今回の問題については、ずっと考え続けていくこと。そして、メッセージをずっと発しなきゃいけないこと。やっぱり忘れてはならないことだと思う。これはもう、起こしちゃいけないし、かと言って、じゃあ施設をいきなり明日から無くしますというわけにはいかない。では、

地域でどれだけ社会資源を増やしていけるかをこれをみんなで議論していく、これが大切じゃないかなというふうに私自身また感じましたので、地域生活をあきらめない。これをまた明日から続けたいなと思います。今日はどうもありがとうございました。

**木全 和己**：出たくなかったんですけども、出てしまってこの時間までということです。また新しい気づきや学びあって、ずっと私がこの所こだわっているのは、エンパワメントソーシャルワークなんです。特にパワー・権力・力関係、そこのところを本当に私たちが持っている力もそうですし、もっと大きな力も含めて、パワー問題というのから目を逸らさずに、切り込んでいかないと、まっとうなそれこそソーシャルワークにもならないんだらうなというそういう問題意識があって、この事件のことも今日皆さんと一緒に振り返りながら、そのパワーの問題・権力の問題、それから、私たちが使う力もそうですし、もっと大きな力の拳？1:40:45の問題も含めて改めて自分の言葉で語れるようにしたいなというふうに思いました。どうもありがとうございます。

**立岩 真也** 立岩です。今日はどうもありがとうございました。今日は学会ということで、一応学会向けの話をしたつもりです。僕は学問でそんなに立派なものだとは思っていないんですけど、それでも幾つか役割があると思っています。1つは今日の資料集の中に学者は後衛に付くという。前衛じゃなくて後ろに付いて落穂を拾って歩くみたいなことが書いてありますけど、そういう仕事とか、幾つかあると思っています。そういうことの中身というのはやっぱり話して足りるわけじゃなくて、だから僕は書いています。最後は、宣伝・広告になって終わってどうなのよと思いますけど、でもこっちは一生懸命書いて、で、書いたもんにお金を付けた

いとコストは回収できないので、そういうことになっているんです。ですので、京都に帰るのにそういう理由もあるんですけど、できるだけ荷物を軽くしたいとただそれだけの理由はあるんですけども、読んで、買ってという、それを言って終わりのご挨拶とさせていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

**河口 尚子**：ちょっと時間が押ししましたけれども、これをもって今回のパネルディスカッションならびに、シンポジウムを終わりにしたいと思います。本日はありがとうございました。山田先生から一言ご挨拶いいですか。

**山田 壮志郎**：コーディネーターの河口先生、それからパネリストの皆さんどうもありがとうございました。以上をもちまして、本日のシンポジウムは終わりにしたいと思います。改めて参加者の皆さん、今日ご参加を頂きましてありがとうございました。全体で97名の方が参加していただきまして、この社会福祉学会の中部部会のシンポジウムとしては、過去に例がないくらい多くの方にご参加を頂きました。ちょっと会場が手狭で窮屈な思いをされた方もいたと思います。申し訳ありませんでした。今後もこの中部部会の方では、会員の皆さん、それから関係者の皆さんのご関心に答えられるような企画を立てていきたいと思っています。アンケートの方には是非本日のご感想やご意見などもご記入を頂ければと思います。それから、本日の資料集何ですけども、まだ少し残部がありまして、もし本日残念ながら会場にお越しいただけなかった方が周りにいらっしゃいましたら、受付に置いてありますのでご自由にお持ち帰りくださいというか、こちらも処分に困るので、是非ご協力を頂ける方は1冊でもお持ち帰りいただくと助かるなというふうに思います。この後ですが、5時20分から社会福祉学会の中部部会の総

---

会をこの会場で開催しますので、会員の方はどうぞ前の方に詰めてお座りいただければと思います。非会員の皆様におかれましては、どうぞお気をつけてお帰りください。今日はどうもありがとうございました。

# 家族介護者の抑うつと4年間の死亡・要介護状態発生との関連. AGES コホート研究

学校法人 日本教育財団 専門学校 名古屋医専・平松誠・06220  
千葉大学 兼 国立長寿医療研究センター・近藤克則・3953

平松 誠

Relationship between a family care giver's depression, and caregiver's mortality and the incidence of functional disability during four years: AGES cohort study

## Abstract

We analyzed the risk of death / nursing-care certification risk by family-caregiver's depression.

Those who were 65 years of age or older and who did not receive nursing care certification were chased for 4 years. Logistic regression analysis was performed with explaining variables as combination of nursing care and depression.

It was 1.64 times in the "no-nursing-depressed" group and 1.85 times in the "nursing-care / depressed" group for the "nursing-careless / depressed" group, making it easier for a nursing-care situation.

## Keywords

family, care, depression, healthy life expectancy, cohort study

## 1. 緒言

超高齢社会が到来し、介護を必要とする高齢者人口が急速に増えるのに伴い家族介護者も増加し、介護負担への関心が高まってきている。介護負担と関連する因子として要介護者の認知症の程度や要介護度、ソーシャルサポートや副介護者の有無、ストレスコーピング、うつなどが報告されてきた<sup>1) - 4)</sup>。しかし先行研究のほとんどは横断研究である。一方でうつは、死亡をはじめとする不健康リスクであることが多数の縦断研究で示されている<sup>5)</sup>。介護者を対象にした

縦断研究において、介護や抑うつ状態が、介護者自身の健康状態に悪影響を与えていることが報告されている<sup>6)・7)</sup>。例えば、Fujinoらによれば、同居者に十分な介護力がある群に対し、老々介護群では、介護者の死亡リスクが1.9倍も高く、その中でも身体能力が低い介護者では死亡率が5倍にもなるとしている<sup>6)</sup>。しかし、いずれの研究においてもエンドポイントが死亡の検討であり、介護をしている家族介護者の要介護状態への移行を含む健康寿命の喪失リスクについての検討はない。

そこで本研究では、介護と抑うつが健康寿命の喪失（死亡または要介護認定）リスクをどの程度高めるのかを明らかにすることを目的に、介護の有無、抑うつの有無と死亡・要介護状態発生の関係について4年間のコホート研究を行った。

また、先行研究では健康寿命の喪失に関連する変数として、飲酒や喫煙などの生活習慣、社会関係資本、所得階層・学歴など多様な因子の検討が行われている<sup>8) - 10)</sup>。各変数間の関係や機序など研究課題も多いため、本研究では基本属性とIADLのみを調整変数として検討した。

## 2. 方法

AGES (Aichi Gerontological Evaluation Study, 愛知老年学的評価研究) プロジェクトのデータ<sup>8)・9)</sup>の一部を用いた。2003年に6自治体で65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者29,374人を対象に、郵送法にて自記式調査票を用いた調査を実施した。調査票に回答（回収数14,804人、回収率50.4%）し、4年間（1,461日）追跡し死亡・要介護状態の発生の有無のデータを結合できた者は14,652名であった。歩行・入浴・排泄それぞれについて「介助なし」「一部介助が必要」「全面的に介助が必要」の3段階で問い、すべて「介助なし」と答えた者に限定し12,991名を分析対象とした。

分析対象の基本属性は、男性48.8%（n = 6,345）、女性51.2%（n = 6,646）。65歳～75歳未満は65.8%（n = 8,543）、75歳以上34.2%（n = 4,448）であった。

調査票は広範な項目からなる<sup>1)・2)・8)・9)・10)</sup>が、本研究には性別、年齢、GDS (Geriatric Depression Scale: 老年期うつ病評価尺度) 15項目短縮版<sup>11)</sup>、1年以内の家族介護の開始、IADL (Instrumental Activity of Daily Living; 老研式活動能力指標)<sup>12)</sup>を用いた。年齢は調査対象者名簿に記載された年齢を、65歳から69歳、70歳から74歳、75歳から79歳、

80歳から84歳、85歳から89歳、90歳以上にカテゴリー化し、ベースカテゴリーは65歳から69歳とした。

介護者の「うつ」はGDS\_15項目短縮版（得点範囲：0～15点）で測定した<sup>11)</sup>。GDS\_15項目短縮版は「今の生活に満足していますか」、「毎日の活動力や世間に対する関心がなくなってきたように感じますか」、「生きているのがむなしのように感じますか」などの質問に対して「はい」・「いいえ」の2件法で答える15項目の質問からなり、うつ傾向の答えを1点として計算している。0～4点を「うつなし」とし5点～9点の「うつ傾向」と10点以上の「うつ状態」を合わせ「うつあり」とした。

家族介護の有無については、一年間に起こったライフイベントに関する設問「この一年間に、次のようなことはありましたか」に関する選択肢の中で、「家族の介護」に○をつけたものを家族介護あり群とみなした。

IADLについては、老研式活動能力指標<sup>12)</sup>を用いた。点数が高いほど生活自立度の高いことを示しており、下位尺度「手段的自立」(0～5)、「知的能動性」(0～4)、「社会的役割」(0～4)の3つに分けた。

分析には、ロジスティック回帰分析を用いた。分析に用いた変数に欠損値がなかったデータを用い、2003年時点で介護開始の有無とうつの有無を組み合わせた4群を説明変数とした。また、死亡・要介護状態の発生に関連のあるとされる年齢（65-69歳、70-74歳、75-79歳、80-84歳、85-89歳、90歳以上の6カテゴリー化して投入）とIADL、性別の影響を調整変数として同時投入し、4年間の①死亡と②要介護状態、③死亡または要介護状態発生の3種類のオッズ比（以下ORと略）を求めた。介護開始の有無とうつの有無の組み合わせのうち、「介護なし・うつなし」をベースカテゴリーとした。また、男女の違いを分析するため、交互作用項の検討を行った。また、介護とうつの組み合わせによるものか、介護も

しくはうつ病の単独の影響によるものなのかを分析するため、交互作用項を投入して検討をした。なお、統計学的な検定においては5%を有意水準とした。

分析ソフトにはSPSS for Mac Ver.24.0を用いた。

### 3. 倫理的配慮

本調査の研究計画は、日本福祉大学研究倫理審査委員会の承認を受けたもの（疫学等研究にかかわる日本福祉大学倫理審査委員会 受付番号 04-05）である。調査の趣旨を説明した文章を同封し調査に回答したことをもって同意とみなした。各保険者とは総合研究協定を結んでおり、個人情報取り扱い事項を遵守した。

### 4. 結果

1年間に介護を始めた者（以下「介護あり」群）は、7.0%であった。介護の有無別にうつの有無の割合を見ると、「介護あり」群において「うつあり」は、44.1%と「介護なし」群における28.7%よりも多かった（ $p<0.01$ ）（表1）。

次に、4年間で死亡した者は1,013名（7.8%）、要介護認定を受けた者は1,533名（11.8%）、死亡または要介護認定を受けた者は2,177名（16.8%）であった。まず介護の有無別に死亡・要介護状態の発生割合を見ると、介護あり群で18.7%、なし群で16.1%、うつの有無別ではうつあり群で22.9%、なし群で14.8%と、健康寿命の喪失（死亡・要介護状態の発生）割合は介護やうつあり群で有意に高かった（表2）。ただし、介護もうつも、IADLが低下している高齢の女性に多く発生する可能性がある。そこで、性別、年齢、IADLを同時投入した。介護の有無とうつの有無を組み合わせた4群別に4年間の①死亡と②要介護状態、③死亡または要介護状態の発生のORを求めた。

その結果、要介護状態発生を目的変数とした場合には「介護なし・うつなし」群に対し、「介

護なし・うつあり」群で1.64倍（95%信頼区間（以下95%CIと略）1.42-1.90）、「介護あり・うつあり」群で1.85倍（95%CI 1.32-2.59）、要介護状態になりやすいことを意味するORを示した（表3）。「介護あり・うつなし」群のORは1.41倍（95%CI 1.04-1.91）であった。目的変数が死亡の場合には「介護なし・うつなし」群に対し、「介護なし・うつあり」群のORは1.38倍（95%CI 1.17-1.62）であった。他の組み合わせは統計学的に有意な関連は示されなかった。死亡・要介護認定の場合は、「介護なし・うつなし」群に対し、「介護あり・うつなし」群で1.40倍（95%CI 1.08-1.81）、「介護なし・うつあり」群で1.58倍（95%CI 1.39-1.79）、「介護あり・うつあり」群で1.82倍（95%CI 1.35-2.47）、死亡・要介護状態になりやすいことを意味するORを示した。

また、男女の交互作用項を入れて分析したが、交互作用項に統計学的に有意な関連は示されなかった。なお、男女別に分析した結果、要介護認定について、男性では「介護あり・うつあり」群ではORが2.17倍（95%CI 1.26-3.74）で、女性1.65倍（95%CI 1.0-2.73）を示し、男性でより大きなORを示した。また、介護とうつをそれぞれ独立したまま投入し、交互作用項の検討をした結果、交互作用項に統計学的な関連は示されず、独立した関係があることが示された。

### 5. 考察

本研究で得られた主な知見は以下の3点である。第1に、うつ傾向・状態は、介護をしていない群における28.7%に比べ介護者では44.1%と多く見られた。第2に、介護の有無とうつの有無で4群に分けて4年間の要介護状態発生のORを見ると、「介護なし・うつなし」群と比較して、「介護あり・うつあり」群で1.85倍であった。第3に、「介護あり・うつあり」のORは女性よりも男性で大きい傾向（男性2.17倍、女性1.65倍）があったものの、男女の交互作用項を

入れて分析した結果、統計学的に有意な関連は示されなかった。

海外では、Schulzら<sup>7)</sup>によって、平均年齢80歳の819人の対象者（うち介護者392人）を平均4.5年間追跡した前方視的縦断研究で、介護負担感は介護者の死亡率を1.63倍に高めるという報告がある<sup>7)</sup>。本研究では、うつがある家族介護者では、介護者でもうつでもない高齢者に比べ1.85倍、要介護状態となる確率が高かった。介護をすることでうつ傾向・うつ状態となったもの、あるいはうつ傾向・うつ状態であったものが介護を始めた場合、介護者が要介護状態となる割合が有意に高いことを示唆している。

福岡県内の60歳以上の2,973人を対象に5年間追跡した調査では、老々介護を行う男性でのみ、健康な家族と同居する者に比べて、死亡率が1.9倍高いという研究もある<sup>6)</sup>。本研究では、「介護あり・うつあり」群の要介護認定率は女性の1.65倍に対し、男性で2.17倍とやはり男性で高かった。ただし、死亡では有意な関連を認めなかった。4年間で死亡したものは7.8%であり、そのうち「介護あり・うつあり」は26名とサンプルが少なかったことが原因である可能性がある。

またSchulzらの研究では介護負担感尺度を用いて分析しているが、介護によるうつと介護負担感とは似て非なるものであるとの研究<sup>7)</sup>もある。また、介護負担感研究におけるモデルにおいては、ストレス反応（うつ）と介護負担感を分けているものもある<sup>13) - 15)</sup>。また、Fujinoらの研究では介護負担感やうつとの関連は検討していない<sup>6)</sup>。これらの用いた尺度の違いも、死亡率との関連の違いを招いた理由かもしれない。

他の研究においても女性介護者と男性介護者の介護負担感の違いについての検討は多い。性差がないという研究<sup>16)・17)</sup>もあるが、男性より女性のほうが抑うつ、不安などの精神障害罹患率が高いという研究<sup>18)・19)</sup>もある。また、男性介護者では心身の健康について主観的健康感が

悪いという研究<sup>20)</sup>もある。男性と女性における介護負担感や抑うつの高低についての研究結果は一致しない。本研究では、性差の交互作用項を投入して検討した結果、統計学的に有意な差は示されず性差はなかった。

## 6. 本研究の限界

本研究の限界としてはまず回収率が50.4%に留まったことがある。介護あり・うつありにも関わらず回答をした人は無回答者に比べれば、うつが軽度であったり介護負担感が少なかったりする人に偏っている可能性がある。つまり、今回見られた介護やうつによるリスクは過小評価されている可能性が高い。Schulzら<sup>7)</sup>やFujinoら<sup>6)</sup>とは異なり本研究では死亡率との間に関連は示されなかったが、回収率の低さや調査期間が4年間と短く死亡例が少なかったことも、その理由である可能性がある。

また、本研究では過去1年以内に介護をはじめた人のみを分析対象としている。そのため、それ以前からの家族介護を継続している者は捕捉できていない。継続して介護をしている人が介護なし群に分類されていることも介護によるリスクを過小にしている可能性がある。

また、要介護認定は主治医意見書と訪問調査にもとづく客観的な判定基準を用いているが申請しなければ認定に至らない。そのため、家族介護者の場合、要介護者への介護サービス提供者から介護者自身も認定申請をすすめられて要介護認定を受ける可能性が高くなるというバイアスもありうる。

さらに、本研究では、年齢、性別、IADLについては考慮したものの、この他にも交絡している因子がありうるが、それらを調整していないことなどが、本研究の限界である。

## 7. 結語

家族の介護を始め、かつうつ傾向・うつ状態である高齢者では、介護もうつもない高齢者に

比べ1.85倍、要介護状態となる率が高かった。また、男女別に分析した結果、女性では1.65倍、男性では2.17倍と男性でリスクは大きい傾向を示したものの、統計学的には性差はなかった。

## 8. 謝辞

本研究は日本福祉大学健康社会研究センターによる愛知老年学的評価研究 (the Aichi Gerontological Evaluation Study AGES) プロジェクトのデータを使用し、科学研究費補助金 (15H01972)、厚生労働科学研究費補助金 (H28 - 認知症 - 一般 - 002)、長寿医療研究開発費 (29 - 42) の助成を受けたものである。

## 9. 文献

- 1) 平松誠ら (2006) 「家族介護者の介護負担感と関連する因子の研究 (第1報) - 基本属性と介入困難な因子の検討 -」『厚生指標』53 (11), 19 - 24
- 2) 平松誠ら (2006) 「家族介護者の介護負担感と関連する因子の研究 (第2報) - マッチドペア法による介入可能な因子の探索 -」『厚生指標』53 (13), 8 - 13
- 3) 梶原弘平ら (2012) 「認知症高齢者を在宅介護する介護者の介護負担感に影響する要因 -」『日本老年医学会雑誌』23 (2), 221 - 226
- 4) 安田直史, 村田伸 (2012) 「要介護高齢者を介護する主介護者の抑うつに影響を及ぼす因子の検討」『ヘルスプロモーション理学療法研究』1 (2), 109 - 115
- 5) Hemingway H, Marmot M (1999) Evidence based cardiology: Psychosocial factors in the aetiology and prognosis of coronary heart disease: systematic review of prospective cohort studies. *BMJ* 318, 1460-1467
- 6) Fujino Y, Matsuda S. (2009) Prospective study of living

arrangement by ability to receive informal care and survival among Japanese elderly. *Preventive Medicine*, 48, 79 - 85

- 7) Schulz R, Scott R, Beach. (1999) Caregiving as a Risk Factor for Mortality, *JAMA*, 282 (23), 2215 - 9
- 8) Kondo K. (editor) (2010) *Health Inequalities in Japan: An Empirical Study of Older People*, Melbourne: Trans Pacific Press
- 9) Nishi A, Kondo K, Hirai H, et al (2011) Cohort Profile: The AGES 2003 Cohort Study in Aichi, Japan. *Journal of epidemiology*, 21 (2), 151 - 157
- 10) 近藤克則 (編) (2007) 検証「健康格差社会」介護予防に向けた社会疫学的大規模調査 医学書院
- 11) 矢富直美 (1994) 「日本老人における老人用うつスケール (GDS) 短縮版の因子構造と項目特性の検討」『老年社会科学』16 (1), 29 - 36
- 12) 古谷野亘ら (1987) 「地域老人における活動能力の測定 - 老研式活動能力指標の開発」『日本公衆衛生雑誌』34, 109 - 114
- 13) 新名理恵 (1991) 「在宅痴呆性老人の介護負担感 - 研究の問題点と今後の展望」『老年精神医学雑誌』2 (6), 754 - 762
- 14) 和気純子ら (1998) 「在宅障害老人の家族介護者の対処 (コーピング) に関する研究 (2) - 規定要因と効果モデルの検討 社会福祉援助への示唆と課題 -」『社会老年学』39, 23 - 34
- 15) 安田肇ら (2001) 「わが国における高齢障害者を介護する家族の介護負担に関する研究 - 介護者の介護負担感, 主観的幸福感とコーピングの関連を中心に」『リハビリテーション医学』38, 481 - 489

- 16) Hirakawa Y, Kuzuya M, Masuda Y, et al. (2006) Evaluation of gender differences in caregiver burden in home care: Nagoya Longitudinal Study of the Frail Elderly (NLS - FE), *Psychogeriatrics* , 6 (3), 91 – 99
- 17) 山田嘉子ら (2006) 「配偶者としての高齢者介護ストレス – 性差への着目 」『社会福祉学』46 (3), 16 - 27
- 18) Yee JL, Schulz R. (2000) Gender differences in psychiatric morbidity among family caregivers: a review and analysis. *The Gerontologist*, 40 (2), 147 – 164.
- 19) 杉浦圭子ら (2004) 「在宅介護の状況および介護ストレスに関する介護者の性差の検討」『日本公衆衛生雑誌』51 (4), 240 – 251
- 20) 永井邦芳ら (2011) 「男性家族介護者の心身の主観的健康特性」『日本公衆衛生誌』58 (8), 606 – 616.

表1 介護とうつの関連

	うつなし (n=6645)	うつあり (n=2817)	合計
介護あり	55.9% (n=363)	44.1% (n=286)	100% (n=649)
介護なし	71.3% (n=6282)	28.7% (n=2531)	100% (n=8813)

表2 介護とうつの有無と死亡・要介護状態発生との関連

		要介護認定		死亡		死亡・要介護認定	
			有意差		有意差		有意差
介護の有無	介護あり	13.6% (n=109)	p<0.05	7.0% (n=56)	n.s.	18.7% (n=150)	p<0.05
	介護なし	11.1% (n=1180)		7.8% (n=831)		16.1% (n=1712)	
うつの有無	うつあり	16.4% (n=514)	p<0.05	10.5% (n=329)	p<0.05	22.9% (n=719)	p<0.05
	うつなし	8.4% (n=616)		6.1% (n=446)		12.4% (n=911)	

n.s. = not significant

表3 介護とうつの組み合わせと死亡・要介護状態の発生率

※1ADL、性別、年齢の影響を調整  
-2対数尤度：6615.735, Nagelkerke R2値：0.249

	要介護認定				死亡			
	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値
介護なし・うつなし	2196	1.00		0.000	557	1.00		0.120
介護あり・うつなし	127	1.41	1.04 1.91	0.026	30	1.05	0.72 1.52	0.160
介護なし・うつあり	748	1.54	1.42 1.90	0.000	274	1.38	1.17 1.62	0.036
介護あり・うつあり	78	1.85	1.32 2.59	0.000	26	1.47	0.99 2.18	0.366

-2対数尤度：8469.993, Nagelkerke R2値：0.248

※1ADL、年齢の影響を調整

-2対数尤度：2716.615, Nagelkerke R2値：0.206

男性	要介護認定				死亡			
	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値
介護なし・うつなし	1113	1.00		0.000	366	1.00		0.001
介護あり・うつなし	55	1.85	1.18 2.92	0.008	21	1.04	0.64 1.70	0.872
介護なし・うつあり	372	1.57	1.24 1.98	0.000	186	1.55	1.25 1.91	0.000
介護あり・うつあり	34	2.17	1.26 3.74	0.005	14	1.00	0.54 1.87	0.989

-2対数尤度：4052.337, Nagelkerke R2値：0.196

※1ADL、年齢の影響を調整

-2対数尤度：3188.187, Nagelkerke R2値：0.255

女性	要介護認定				死亡			
	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値	n	OR	95%信頼区間 下限 上限	p値
介護なし・うつなし	1083	1.00		0.000	191	1.00		0.222
介護あり・うつなし	72	1.33	0.86 2.05	0.203	9	0.96	0.48 1.92	0.908
介護なし・うつあり	376	1.50	1.30 1.97	0.000	88	1.20	0.89 1.61	0.225
介護あり・うつあり	44	1.65	1.00 2.73	0.050	12	1.82	0.97 3.44	0.064

-2対数尤度：3681.004, Nagelkerke R2値：0.257

---

ソーシャルワーカーは「ハラスメントの加害者とされた相談者」  
のアセスメントを  
どのようにおこなっているのか？

—アカデミック・ハラスメントの架空事例を用いたインタビューを通して—

名古屋大学ハラスメント相談センター 009257

中澤 未美子

How the social workers perform assessment of “clients suspected of  
harassment” ?  
-Analysis of the interview by using a fictional case of academic  
harassment-

Nagoya University Harassment Consultation Center

Mimiko NAKAZAWA

**Abstract**

Academic harassment is often tried to be solved quickly before it is authorized. Thus, proper assessment of “clients suspected of harassment” is necessary. Six social workers (SWr) working in universities were interviewed using a fictional case of academic harassment together with tentative checklists for assessment of “clients suspected of harassment” and self-inspection of SWr. The recorded data were fragmented and analyzed qualitatively. This study has revealed how SWr assess “clients suspected of harassment” and provided useful tools for fair assessment.

**Keywords**

Academic harassment, clients suspected of harassment, assessment, social worker, interview

## I 研究の背景と目的

近年、アカデミック・ハラスメント（以下、アカハラ）という言葉が報道などでも取り上げられている。アカハラは、「学問世界における人権問題」（御輿 2007：18）とされ、その代表的なものに、優位な立場の者からの学習・研究活動の妨害や卒業、進級に関して正当な理由なく認めないこと、精神的、身体的暴力、研究成果の搾取などがあるとされている（御輿・赤松 2004；西村 2005；小田部ら 2010）。これらの行為は言うまでもなく高等教育機関の使命である科学技術の発展の妨げに通ずる。各大学はこの社会問題というべきアカハラ防止への対策として、大学の教員の教育能力を高める取り組みである Faculty Development や職員のそれ（Staff Development）で扱ったり（西村 2005；中川 2008；吉武 2008）、ハラスメント相談の窓口を設けたりしている（杉原・中川 2010；葛ら 2014）。

しかしながら、ハラスメント防止の効果検証は難しく、当面、ハラスメント相談の利用は増加の一途を辿ると考えられる。また防止対策は被害者支援や救済の方法論や対策システムが中心に論じられているのが現状である。そこで筆者は、「加害者とされた（相談）者」への対応について一定の指針を示し、全体的な視点を持った防止方法を模索していく必要があると考えた。その理由は、大学でのハラスメント対応の多くは「被害を訴える相談者」を早期に救済するために、公式に認定がなされるよりも前に（未認定状態）解決が目指されることが多く、グレーゾーンのなかで模索され、一方当事者である「加害者とされた相談者」への対応が再事案を防ぐポイントとなるからである。

これまでのハラスメントの「加害者とされた相談者」の対応に関しては、臨床社会学者の中村と臨床心理学分野から信田が DV 加害の文脈も交え議論されている（信田・中村・村尾；2008）。しかし社会福祉学からのハラスメント加害に関

するアプローチは見当たらない。筆者はソーシャルワーカー（SWr）としてハラスメント相談に携わるなかで、ハラスメントの防止には「加害者とされた相談者」に対する適正なアセスメントとそれに基づく介入が不可欠であるという認識に達した。しかしそれには、対応者の決めつけや先入観による一方的な説論になったり、反対に加害性がある場合それを過小評価した対応になったりし、対応者による「加害者とされた相談者」への人権侵害にも留意する必要がある。

大谷は、ソーシャルワークアセスメントプロセスに関するレビューのなかで、「真実の一つではない」（大谷 2014：19）という見方と「問題の所在は社会の抑圧構造にある」（大谷 2014：27）という見方について触れている。ハラスメントがどのような社会の抑圧構造から生じているのかについての検討は別に議論が必要であるが、本稿では SWr にとって必要な態度の一つとして挙げられている「自らの役割に対する徹底的な自己批判的省察」（大谷 2014：27）に着目し、筆者もこの考えに全面的に同意した上で、殊更「ハラスメント相談」の「加害者とされた相談者」に特化したアセスメントについて考究する。特に未認定状態での「加害者とされた相談者」への具体的な対応方法は、個人が持つ技量のレベルに滞留し、その実態も不明である。そこで筆者は、「加害者とされた相談者」への対応に関し一定の様式を用い、その対応方法に関する考え方や実態を集積し知見を整理するとともに、「加害者とされた相談者」のアセスメントに加えて、対応者自身を客観的にアセスメントするツールが必要と考えた。

以上より本研究では、架空のアカハラ事例を用い大学で SWr が「加害者とされた相談者」にどのような態度に関わり、また具体的にどのようなアセスメントをしているのか、その実情を明らかにしたうえで、アセスメントのあり方について考察する。また、併せて、筆者が仮説的に作成したアセスメントチェック項目の有用性

についても検証する。

## II 方法

### 1. 研究協力者（インタビュー）の選定

研究協力者は、社会福祉士や精神保健福祉士有資格者等、社会福祉学を援助の基盤とし、大学で働く対人援助職とした。選定は、キャンパスソーシャルワークネットワークが配布する名簿より6名を抽出した。この6名は筆者にとって研究会等で顔を見知っている程度の者であり、普段の交流やケースでの関わり等はなく、インタビューに影響はない、もしくはあっても本研究の妨げにはならないと判断し選出した。研究

協力者の属性は表1のとおりである。インタビューの時間は、45分から70分で、平均時間は60.6分であった。

### 2. データの収集方法

#### (1) 調査期間・場所

2017年2月～4月、研究協力者の所属する大学の会議室等、プライバシーが確保できる個室で個別におこなった。

#### (2) インタビューの手順

本研究の目的の説明と調査協力への同意を得た後、フェイスシートへの記入を求め、三点（「ハラスメントの加害者とされた相談者」対応の架空事例、「加害者とされた相談者」のアセスメン

表1 研究協力者の属性

NO	氏名	年代、性別	資格	大学での主な業務	ソーシャルワーク 経験年数	大学での ソーシャルワーク 経験年数
1	A	30代、女性	社会福祉士	学生相談、関係者との連携など	5	5
2	B	50代、女性	社会福祉士、精神保健福祉士	学生相談	14	3
3	C	40代、男性	社会福祉士、精神保健福祉士	ソーシャルワーク	17	3
4	D	40代、男性	海外のソーシャルワーカー資格	研究、教育、コンサルテーション	18	6
5	E	50代、女性	社会福祉士、精神保健福祉士	教育、研究	14	0
6	F	40代、男性	社会福祉士	教育、学生支援に関する委員	10	4

※DとEは大学教員であり、ハラスメントに関連する委員

私は、大学のハラスメント相談センターで相談業務に携わっています。

ある日、学生Aよりハラスメント相談センターに「X先生に“お前は馬鹿だから卒業させない”と言われた、これはハラスメントではないか」という相談が寄せられました。Aは心身の不調が著しく、X先生の指導を受け続けるのは困難と思われたため関係者らと調整の結果、AはX先生の指導を受けなくて済むようになり、相談は終了となりました。

いっぽう、同時期、X先生からも相談がありました。「学生Aからハラスメントをしたと訴えられ、学内でハラスメント加害者として見られている。Aは他の学生と比べて学力が低かったため、厳しく指導していたが、それがハラスメントになるのか?」と言います。

私は、X先生にX先生の言動がハラスメントと決まっているわけではなく、あくまでもAの修学環境を整えるための措置であることを説明しました。しかしX先生は納得がいかない様子です。私はX先生の言い分を聞き、X先生のいうことにも一理あると感じました。とは言え、X先生の指導はAにとっては厳しすぎるのでは、とも感じていました。

私はX先生の対応に際し、自分自身の価値判断の影響をなるべく少なくするのがよいと思いつつ対応しました。つまり、初めから加害言動をした人、と捉えるのはよくないと思いました。

あなたが「私」ならソーシャルワーカーとしてX先生の対応の際、どのようなことに気を付

図1 「ハラスメントの加害者とされた相談者」対応の架空事例の一部

ト項目、「加害者とされた相談者」の対応時に対人援助職が自己点検のために用いるアセスメントチェック項目)を順に示し半構造化面接をおこなった。インタビュー内容は研究協力者の同意を得て、ICレコーダーに録音した。なお、提示した三点はインタビュー中に自由に参照できることを説明した。

架空事例は、ハラスメントの加害言動や加害者に関する先行研究(中村2008:信田2008)および筆者のハラスメント相談対応経験より標準化したものを作成した。その際、事例の視点は研究協力者がアセスメントや対応についてイメージしやすいよう対人援助職視点に設定した(図1)。

次に、「加害者とされた相談者」の対応をする際にアセスメントすることについて、渡部(1999:4)の挙げるソーシャルワークの一般的なアセスメント16項目(例えば、援助を求めた動機、問題の特徴、問題の具体的な内容、問

題に関するクライアントの考え、感情、および行動など)をハラスメント相談に援用し「アセスメント項目」8項目を設定した(図2)。また、「アセスメントチェック項目」(図2)は、ハラスメントをしたと疑義がある者を加害者と確定した扱いを避けるために対人援助職が意識すべき事柄であり、さらに葛ら(2014:367)が「担当相談員は加害者とされる者と向き合い、その訴えを聞き、不適切な行為を行ってしまうに至った心の動きに共感していくが、加害者とされる者の論理に巻き込まれてしまう危険性がある」と指摘するように、援助者自身を客観視できる事項にし、「被害を訴える相談者」の存在も意識できるような7項目を設定した。なお、これら三つの原案はハラスメント相談対応の経験やスーパーバイズ経験が豊富な対人援助職2名に意見を求め議論をおこない修正を施し作成した。

**【アセスメント項目】**  
(「加害者とされた相談者」について)

1. ハラスメントに関する正確な知識をどの程度持っているか
2. 自身の言動を省察したり、問題言動を修正できたりする可能性はあるか
3. コミュニケーションはどの程度できているか
4. アンガーマネジメントはどの程度できているか
5. 嗜虐性や意図性があるか
6. 被害者の心理状態への関心はどの程度か
7. 生活歴について
8. 過去に、同様の相談が寄せられていないか

**【アセスメントチェック項目】**  
(「加害者とされた相談者」を対応する際の自分について)

1. 「加害者とされた相談者」を「加害者」として対応していないか
2. 「被害を訴える相談者」の話による影響の有無を意識できているか
3. 「加害者とされた相談者」への過剰な共感はないか
4. 相談内容を一般化していないか
5. 「加害者とされた相談者」の自己決定を尊重できているか
6. 転移・逆転移があるか/気づけているか
7. 自分自身の権力性を意識できているか

図2 研究協力者に提示したアセスメント項目とアセスメントチェック項目

### 3. 分析方法

インタビュー調査で得られたデータについて質的な分析をおこなった。インタビューで得られた内容は全てテキスト化し、「架空事例」「アセスメント項目」「アセスメントチェック項目」に関する語りの3群に分けMicrosoft エクセルで分類した。テキストデータは文脈単位で分類し、類似性に従って再分類をおこない、コーディングをおこなったうえ、次の3段階に分けて分析した。

まず、「架空事例」に関するテキストデータは、事例の感想や想起された研究協力者自身の経験に関する語りの各々について類似する内容をカテゴリー化し、内容を簡潔に表すカテゴリー名を付けた。次に、予め筆者が仮説的に用意した「アセスメント項目」と「アセスメントチェック項目」と、「架空事例」の分析で得られたデータを乙幡(2014)の質的内容分析を参考に検討した。なおテキストデータの解釈は、現象学的解釈を参考に(伊賀 2014; 榊原 2015)分析をおこなった。すなわち、インタビューが特に着目したポイントと感想、メタファー及び筆者の概念的解釈を書き留め、浮上したテーマをカテゴリー化し、データを分類し、テーマ間の結合関係を分析した。以上の手順により、SWrによるハラスメントの「加害者とされた相談者」のアセスメントの構造を図示した。

### 4. 倫理的配慮

研究協力者には、調査の目的及び個人情報や所属機関の匿名化を徹底することを書面及び口頭で説明したうえ、自署により同意を得た。研究過程においても、日本精神保健福祉士協会「研究倫理指針」に基づき配慮を行った。

なお、ハラスメントに関する研究において、特に本稿のキーワードである「加害者とされた(相談)者」についての論考は、「被害を訴える相談者」の心証を考え慎重になるべきである。本稿ではハラスメントの加害行為が未認定状態であり確

定的ではないこと、また「加害者とされた(相談)者」に関しても人権に配慮する必要があるという考えのもと、被害者心理に及ぼすリスクについて留意した記述を心がけた。

## III 結果と考察

### 1. アカハラに加害者とされた相談者の架空事例に関するテキストデータの分析

架空事例に関するテキストデータから、アセスメントに関連するデータを抽出した結果、155のデータが抽出され、類似するものを結合し7つのカテゴリーができた。また、それぞれに19のサブカテゴリーができた。これらを対人援助の経験が30年以上ある研究者と議論を重ね、視点の偏りや妥当性が確保できるか慎重に検討し、架空事例に関するSWrの語りを最終的に表2のとおり整理した。以下では、大カテゴリーに添い具体的に考察する。

#### (1) 《ハラスメントに関する考え方》について

このカテゴリーは「ハラスメントのグラデーション」[白黒をつけることの回避][相談の順序性への着目]の3つのカテゴリーに分類することができた。さらに「ハラスメントのグラデーション」を分析すると、ハラスメント事案の生起はコミュニケーションの不足やズレによるものだと考え、そうであるならばそれを充足させたり調整したりすることによって修復可能であると見込んだ支援計画の検討に繋がるということが推測された。一方で、教員と学生という明らかな力関係の差がある中で、「権利侵害」(表外)という言葉が用いられたことから、支援の際に権利について意識していることが伺われた。また、学生の来談が先にあった上での「加害者とされた」教員の来談という「相談の順序性」に着目することで、SWrの先入観を意識していることも明らかになった。さらに、「ハラスメントかそうでないのかでいうと、ハラスメントにはなると思う」という記述(表外、傍点は筆者)からは、SWrが、ある程度の価値判断をしたう

えで対応にあたっていることが伺えた。

(2) 《両当事者とその関係性、SWr自身を含んだアセスメント》について

このカテゴリーでは直接支援対象である[加害者とされた相談者(教員)], [環境], [学生(間接支援対象)]の各々への視点が示された。ハラスメント相談は個人と環境との健全な整合がとれないところにより開始される。ソーシャルワークのアプローチの一つである生態学的アプローチでは、いかに人間の生活が個別的かつ力動的であり、そこに存在する問題が多様で複雑なのかを相互作用ではなく交互作用であることを理解した上で展開される。これは、後述するアセスメントチェック項目の「相談内容を一般化していないか」にも関連する。

(3) 《バランスを考えた介入調整の試み》について

このカテゴリーでは、両者の間に入り解決を目指そうとする[アプローチの検討, 工夫]が検討され、双方を支援対象と捉える志向が明示された。さらに、表中に記載はないが、注目す

べき具体的記述についていくつか述べる。まず「指導の厳しさに関する社会全体の見方の変化」という語りからは、社会(Social)を重視した上での見立てがなされていることが考えられる。これは「加害者とされた相談者」の心的現実も重要であるが、社会全体的な見方がどのようなものであるのか(例えば「昔は厳しい指導も当然だったかもしれないが、今はハラスメントになる」)も十分に考慮したアセスメントが行われていることが推察される。

また、大学の組織設計や大学風土、SWrが所属する機関機能についての言及として、「教員が利用しにくい“学生”相談の看板」という記述からは、ミクロレベルの視点のみならず、大学を俯瞰したメゾ・マクロレベルでの支援も意識していることが示されている。以上より、SWrのアセスメントにおいては環境による影響を考慮することが必要不可欠であることが明らかとなった。

表2 架空事例に関するテキストデータの分類結果

大カテゴリー	カテゴリー	サブカテゴリー	典型的記述(抜粋)
(1)ハラスメントに関する考え方	ハラスメントのグラデーショ	ハラスメントとコミュニケーション	ズレにより生じるもの
	目黒をつけることの困難	パワーの認識	コミュニケーションのスタイル 学生と教員の方の不均等 権力性の侵害
	相談の順序性への着目	ハラスメント相談対応のポイント	目黒つけない相談業務
			「ハラスメント」という言葉の使用の是非 学生の相談が先にある 教員が相談に来る時順の重要性 話を聞いた順番に影響される自分自身 被害加害の両方に関わることの難しさ
	被害加害の双方に関わることで生じる難しさ	二者関係の問題で、自分が間に入る苦しさ 役割分担しないと中立性は保ちにくい 学生の学力は本当に高いのか	
(2)両当事者とその関係性、SWr自身を含んだアセスメント	加害者とされた相談者	教員の認識	どのようなことをハラスメントだと思うか 教員自身の被指導歴 コミュニティからの秩序では変わらない 教員の言い分を聞き、逃げ場を得意とする 振り返る力が強い教員 卒業できない原因の一部にサポートや指導の不足の可能性
	共通の視点		辛さを大事にする 人間的興味を持つ
			教員の気持ちの理解と知るための努力 ニュートラルな立ち位置で話を聞く 学生にこだわらずに先生の話を聞く 先入観を持たない
			誤解しない、価値観を押し付けない意識 問題行動とされた場面と態度、諸議の確認
	環境		保護者への対応 学生の利益は何か
		学生(間接支援対象)	関係性の中で弱者へのSWrの眼差し
	大学のシステムによる影響を受けているSWr自身の自覚	遠いながらの支援	両方の言い分を理解した上で、学生の不満を重視する 難対しないように丸く取めたい気持ち お互いが納得できる環境をつくりたい 両当事者の認識を信じながらの対応 教員が学生に温かく対応してもらえよう教員への働きかけ 事務機関との調整、ケースマネージメント機能 どちらが正しいのか判断してしまいがち 自分の立ち位置
(3)バランスを考えた介入調整の試み	運営的な教育環境づくり	公平的な対応、通訳的対応	
	SWrの専門性	アプローチの検討、工夫	
	介入の方法論 SWrの自覚		

## 2. アセスメント項目に関するデータの分析と解釈

前述した通り筆者が仮説的に設けたアセスメント項目は8項目だが、以下ではテキストデータが多く得られた上位項目について、研究協力者が語った代表的な具体的内容（概略）を「」で示し、客観化した解釈を述べる。なおテキストデータは、必ずしも肯定的コメント（例えば「大事な項目だと思います」）ではなく、否定的な項目（「あまりピンとこないです」）も含んだ総合的なデータ数で換算した。

まず、【7. 生活歴について】は、「今のその職場環境とか、上司との関係とか、その本人がプレッシャーの中で働いてるのかっていうようなところを、ご自身の、家族とかも含めた、個人の生活がそもそもうまく成り立ってませんかかっていうことを結構よく聞くんで」という記述よりSWrが生活者として相談者を捉えていることがわかる。一方で、「相手が教員である場合、生活歴まではちょっと聞きづらい」という記述からは、相談者がハラスメントをしやすい性向か等の特性を査定するために必要な情報とは認識しながらも、詳細に聞き取ることは、加害者と決めつけた対応となることを懸念し、躊躇するところがあるといえる。大学という職場で「加害者とされた」相談者にプライベートなことをどの程度聴いていくのか、支援に必要な情報収集をどのように進めるかはばらつきがみられた、

次に、【4. アンガーマネジメントはどの程度できているか】【3. コミュニケーションはどの程度できているか】という2項目は不可分なものとして語られていた。まず、コミュニケーション力の査定については、SWrはコミュニケーションとハラスメント発生の関連性が高いと考えていることが示された（例えば「どれぐらいコミュニケーションの力があるのかは、アカハラやパワハラ的なことは特にそうだと思いますね」）。また発達障害（傾向）との関連においての言及も多く、コミュニケーションの力は相談支援上

の喫緊の課題であることが推測された。

なお、【2. 自身の言動を省察したり、問題言動を修正できたりする可能性はあるか】や【5. 嗜虐性や意図性があるか】については、6人とも詳細な言及が見られなかった。この点において考察すると、これらの項目は加害可能性の高い文言になっていることが影響していると思われる。またSWrスタンスとして、心理教育的な関りよりも、相談者と共に考えていくということが多いことから、検討が避けられたとも考えられる。しかしながら、もしハラスメント性が高いと思われる相談者の対応を求められたとき、この視点は重要であり、アセスメントスキルを高め、個別援助技術を研鑽することが求められるだろう。

その他、新規に加えた方がよいアセスメントの項目としては、以下が挙げられた。まず【教員自身の被指導歴の確認】である。次に、【個人因子と環境因子のバランスの視点】である。この環境要因とは、例えば研究室の運営環境（複数の教員が学生を指導しているのか、一人で指導しているのか）などである。相談者がどのような「環境の中の人」であるのかを考慮することは、SWrがハラスメント対応をおこなう際に重要な項目となるであろう。

## 3. アセスメントチェック項目に関するデータの分析と解釈

前述した通り、筆者が仮説的に設けたアセスメントチェック項目は7項目ある。このうち以下では、テキストデータが多く得られた上位項目について、研究協力者が語った代表的な具体的内容（概略）を「」で示し、客観化した解釈を述べる。テキストデータの扱いは先の項と同じく肯定的／否定的コメントの総数により順位付けをおこなった。

まず、【2. 「被害を訴える相談者」の話による影響の有無を意識できているか】は、【6. 転移・逆転移があるか／気づけているか】と併せ

て語られることが散見された。「こういうことはチェックリストで非常にチェックしにくい難しい問題だと思います」と語りがある一方で、「客観的に見ておくことで保てるかなと思いますね」というコメントもみられた。また『「被害を訴える相談者」の話からSWrの『加害者とされた相談者』へのネガティブな感情が刺激されても、それを取えて自分のなかで明確に意識化することで支援への影響をきちんと考慮できる」という語りは、公平性を意識しているといえる。

続いて、【5. 「加害者とされた相談者」の自己決定を尊重できているか】という項目については、「これは所属している自分の場、機能、役割で、例えばハラスメント相談員として自分がこの相談にのっていたときに、ハラスメントを予防しなければならないという役割がはっきりそこにあるのであれば、自己決定は大事なんですが、被害を受けたとされる相手の権利を侵害してまで自己決定はあり得ないと考えている」という記述に見られるように、ハラスメントの防止について強く意識し社会正義に基づいたSWrの定点的支援の軸が確認できた。しかしながら「被害を受けたとされる人の人権も大事だけでも、加害者とされている人のほうにも当然、人権はあると思うので、尊重は必要」の記述に見られるように、「加害者とされた相談者」への人権に関する意識も強いことが示唆された。

最後に注目する項目として、【7. 自分自身の権力性を意識できているか】がある。これについては以下のとおり興味深いコメントが収集できた。例えば「自分自身が加害者とされた方に権力性はないと思った」「よく警察が言う、悪いやつを許さないみたいな、そういうメンタリティーはないはず」「いかに中立を保ってやるかということと、この権力性を意識できてるかっていうのは同義語ではないですが意識はしていることなので、対応時における自己点検では非常に大事だと思います」「聞くほうの態度であるとか、言葉とかっていうことで、相手に向ける影

響力は考えていかないといけないかなって気はしますね」等である。

三野(2012)は、対人支援関係における専門家の権力性に関して、専門家自身の仕事や専門性に関して点検をしていくことが必要であり、自身の仕事は強制や誘導をしてしまう事を認識することの重要性を述べている。ハラスメント相談は個室でおこなわれる。SWrはこの空間と、ハラスメント事案を扱っている意味を吟味して対応にあたるべきである。

#### 4. 本調査の結論と仮説の検証

以上「架空事例」、「アセスメント項目」、「アセスメントチェック項目」に関するテキストデータの分析結果より、SWrによる「加害者とされた相談者」のアセスメント構造を図3に示す(斜字は本調査の結果から追加した事項)。これらを概観すると、SWrのアセスメントが目の前の「加害者とされた相談者」のみならず、多方向に向かっていることが認められる。これはSWrがハラスメントの「加害者とされた相談者」のアセスメントをおこなう際に、「人権」や環境を意識し非審判的態度で対応をおこなっていると換言できるだろう。しかしながら、テキストデータをよく分析してみると、例えば、「罰、ペナルティは必要」からは、未認定状態でもあるにも関わらず、認定を想定したイメージを描いていることが推測でき「加害者とされた相談者」への応報的な単語の表出も認められた。これらを「アセスメントチェック項目」で点検をおこなうことが期待される。

「加害者とされた相談者」は、ハラスメント加害の疑義があるとされた状態で、怒りや否認、後悔や弁明など複雑な感情と動機を持ち相談に訪れる。これは、ためらいを携えての来談といえる。このためらいをどのようにSWrが受け止め扱うのか。本稿では、アセスメントをキー概念とした「入口」に着目し論考した。しかしながら、実際の対応の際に重要なポイントとなる



図3 「加害者とされた相談者」のソーシャルワーカーのアセスメント構造

のは相談の「出口」、つまり【ゴールをどこに据えるか】である。「加害者とされた相談者」とともに相談の出口をいつ、どのように設定するかによって、ハラスメントの再事案化防止に大きく影響する。

このように、筆者が仮説的に作成したアセスメントチェック項目については、今回の解析により「ゴールの設定」が必要であることが分かったため、それを付け加えたものの有用性を広く確認するとともに、様々なソーシャルワーク援助理論との参照もしていきたい。

#### IV 本研究の成果と今後の展望

本研究は、大学におけるハラスメントの「加害者とされた相談者」の架空事例等を用いたインタビューを通し、SWrが「加害者とされた相談者」にどのようなアセスメントをしているのかについて考察した。その結果、以下2点の成果が得られた。第一に、「加害者とされた相談者」へのSWrの対応との考えが明らかとなった。第二点目は、ツールの有用性について現象学的に

解析することができたことである。「加害者とされた者」の対応をする際に、応対者個人の技量をカバーするツールのひとつとして、本稿で検討した「アセスメント項目」と「アセスメントチェック項目」を用いることで、偏りある対応の補正を期待することができる。

ただし本研究の限界として、研究協力者が6人という少数であり、今後フォーカスグループインタビューなどで、より多くの対人援助職に調査をおこない分析を深める必要があること、またアカハラに限定したインタビューであること、さらに今回の架空事例は未認定ということ強調した提示になっているためバイアスの排除が十分でないことが挙げられる。また、SWrが調整介入をした結果、重大化を免れた例をケーススタディとして報告し束ね、検討を深めることも重要である。今後、ハラスメントの防止に向け、これらのツールを実際に使用し様々なハラスメントに使用できるよう改良していくことが求められる。また、「加害者とされた相談者」との対話においては、相談者とSWrの間で共に省察

行動が必要であると認識が一致した場合、それにも一定の専門性に基づいた対応の確保が必要である。例えば、「再ハラスメント防止プログラム」の根拠ある構築がある。これらの試みにより、ハラスメントの被害で苦しむ者の減少や救済に繋がるだろう。最後に、ハラスメントは決して許されることのない行為であり、本論は加害者擁護の論ではないことを重ねて記しておく。

**付記** 本稿は、平成28年度科学研究費助成事業・研究活動スタート支援「大学のハラスメント相談における“加害者とされた相談者”のアセスメント方法の開発」(課題番号16H06856)によっておこなった研究の一部である。

## 文献

廣井亮一(2008)「座談会 加害者臨床の課題」信田さよ子・中村正・村尾泰弘『現代のエスプリ 加害者臨床 憎しみの環を断つために』至文堂, 10-38.

伊賀光屋(2014)「解釈的現象学的分析(IPA)の方法論」『新潟大学教育学部研究紀要』6(2), 169-192.

葛文綺・中澤未美子・小川智美・ほか(2014)「ハラスメント相談の専門性に関する一考察—大学におけるハラスメント相談の特徴と対応を中心に—」『心理臨床学研究』32, 359-368.

久保紘章・副田あけみ(2005)『ソーシャルワークの実践モデル—心理社会的アプローチからナラティブまで』川島書店.

三野宏治(2012)「対人支援関係における専門家の権力性に関する考察」『対人援助学研究』1, 1-10.

中川純子・杉原保史(2010)「ハラスメント相談における心理援助の専門的視点の意義について—大学におけるハラスメント相談窓口の経験から」『心理臨床学研究』28(3), 313-323

西村優紀美(2005)「アカデミック・ハラスメント問題と学生相談(富山大学保健管理センター紀

要)」『学園の臨床研究』4, 21-30.

大谷京子(2014)「ソーシャルワークにおけるアセスメント:ワーカーの認識とスキル」『日本福祉大学社会福祉論集』130, 15-29.

御輿久美子(2007)「第2章 アカデミック・ハラスメントのない大学に向けて—誰にとっても快適な学習・教育・研究・労働環境づくり—」『シリーズ大学評価を考える 第2巻』晃洋書房, 18-52.

乙幡美佐江(2014)「ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用」『社会福祉学評論』13, 1-16.

榊原哲也(2015)「クリティカルケアへの現象学的アプローチ」『日本クリティカルケア看護学会誌』11(1), 9-15.

渡部律子(2013)「ソーシャルワークにおけるアセスメントの意義」『人間福祉学研究』6(1), 3-5.

吉武清實(2008)『大学における学生相談・ハラスメント相談・キャリア支援—学生相談体制・キャリア支援体制をどう整備・充実させるか—』東北大学出版会.

# 当事者組織における創立期のコンフリクト

## — コンフリクトの共通点およびリーダーの対策効果 —

愛知学院大学大学院 経営学研究科 007703

平松 和弘

### Conflict of the Foundation Period in the Organization of Principals — Common Points in the Conflict and Effect of the Measures by the Leader —

#### Abstract

This study focuses on conflicts in the foundation period in the organization of principals. This study clarifies characteristic in conflict, countermeasure action by leader, and the measure effective for crisis avoidance. A result of the discussion, I got the knowledge of three. The tug-of-war of the organization has the risk to intensify. The intensification of the tug-of-war becomes the pressure to press for the measures action of the leader. Showing the directionality of the organization and intention unification are effective.

#### Keywords

当事者組織 Organization of principals, 創立期 Foundation period, コンフリクト Conflict, 障害者 Handicapped person, 難病者 Incurable disease person

#### 1. はじめに

##### 1. 問題の所在

###### 1) 筆者の問題意識

今日の組織研究においてコンフリクトは重要なキーワードの一つである。一般的に社会的に生じるコンフリクトとは「2つないしは3つ以上の人ないしは集団の間に生じる対立的あるいは敵対的な関係（桑田・田尾 2010:251）」である。福祉分野のコンフリクト研究では、地域社会と福祉事業所との間で生じる施設コンフリクト（野

村 2013）、バリアフリー社会の進展の中で生じる逆説的なコンフリクト（中邑・福島 2012）、などがある。

組織の成長過程を様々な観点から整理する先行研究がある。営利組織では「企業の一生の経済学」という観点で各時期における問題や課題の分析を行う研究がある（安田 2007:31）。非営利組織では、「企業者の・共同体・公式化・精巧化の4段階（桑田・田尾 2010:272-276）」や「起業・集合化・形式化・成熟の4段階（田尾・

吉田 2009:34-37)」で整理される「組織の発展段階モデル（ライフサイクル・モデル）」がある。運動組織では、運動の発達における4つの基本的諸段階（社会不安の準備段階、集合興奮のポピュラー段階、組織化段階、制度化段階）が指摘されている（塩原 1976:306）。

当事者組織には当事者の多様なニーズの実現に寄与する役割が期待される。当事者組織の存続と発展を考えると、創立期のコンフリクトをいかにくぐり抜けられるかがカギとなる。「障害者施設への反対運動（小澤 2006）」など、組織と地域の対立構図に注目する研究が散見される。しかし、当事者組織のライフステージに着目し、組織内部で生じるコンフリクトを取り扱った研究は平松（2015）の他にはほとんど見られない。

本研究では、すべての当事者組織において出発点となる創立期に生じる当事者組織内部のコンフリクトに焦点を当てる。なお、本研究では、創立期単独の時期区分で発生するコンフリクトはもちろんのこと、創立期を含む複数の時期区分にわたって発生するコンフリクトについても対象化する。

## 2) 当事者組織の特性とコンフリクトの理論的背景

当事者組織の創立期の特性、ならびに当事者組織が事業体と運動体の両面を有する特性をふまえ、コンフリクトの理論的背景を概観する。ここに示す理論的コンフリクト群は、後述する調査結果の事例において実際に散見されるものを含んでいる。

第1に創立期とコンフリクトの理論的背景を整理する。ここでは起業家やベンチャー企業等に関する議論を援用する。安田（2007:87）は、中小企業の開業と開業直後の問題として「資金の調達」を指摘している。当事者組織においても同様の財政課題が想定される。金井・角田（2002:223）は、インキュベーターを「個々の企業を創業期から支援し、自立に導くことを専門に行う機関」と指摘している。当事者組織は創立期に専門家や専門機関から様々な支

援を受ける。専門家（機関）との連携において生じる課題が想定される。マーク・アルピオン（2009:62）は、社会起業家リーダーに必要な3つの基本条件を挙げている。しかし、最初からこれらの条件を有する理想の人材は皆無であろう。障害者リーダーの育成が急務であるとの指摘もある（樋口 2001:28）。リーダーたる人材の資質獲得までの成長途上にとまなう課題が想定される。

第2に事業体特性とコンフリクトの理論的背景を整理する。ここでは非営利組織論などの関連分野における議論を援用する。大熊ほか（2006:187-188）は、患者会の抱える課題を「多様な人材育成」など4つに整理して指摘している。これらは患者会に限らず他の当事者組織にも重なる課題である。中島（2009:180-181）は、ヘルスケア組織の特性の1つに「完全専門職を頂点とする階層構造」を挙げている。当事者組織でも多様な専門職人材を抱える組織は少なくない。多様な専門職人材における相互関係を調整していく課題が想定される。雨森（2007:159-160）は、「運動性と事業性のバランスの問題」として両立の困難さを指摘し、「多くのNPOを悩ます問題」としてスタッフ間のあつれきなどを挙げている。ここからは、事業体と運動体の双方の特性を両立させること自体に困難をとまなう課題が想定される。「相手に気遣う暖かい心性」と「相手とは距離を保つ冷静な心性」の二律背反の指摘（田尾 2001:126）や、「優しさと厳しさという2つの心性」の両立困難の指摘（田尾 1995:173）がある。異質な心性を両立させる二律背反の課題が想定される。

つぎに、事業体アクターに注目する。「①提供者同士」では、利用者への支援の内容や方向を巡る検討の中では意思決定や実務的な手続きが発生する。二宮（2005:23）は、このようなコミュニケーションに固有の懊悩、苦悩、摩擦について指摘している。限られた資源の中でサービス提供に関わる意思決定にとまなう課題が想

定される。「②利用者同士」では、支援者から受けられる支援は有限であり、利用者同士ではより良い支援を巡る争奪戦が起こりうる。岩田(1994:69)はセルフヘルプの関係における利用者同士で非生産的なけんかなどが生じうる危険性について指摘している。密接な位置関係にある親子関係については、その危うさや抑圧構造が「もっとも顕著に映し出す場所(土屋2002:ii)」であるとの指摘や、親が子のためによかれと思う支援が逆効果となる「介助者が抱えたジレンマと同じ構造(前田2009:17)」という指摘がある。「③提供者と利用者」では、支援者は当事者自身を受け止め、力づけながら、ひとりひとりの困難の解決に取り組まなければならない(木全2007:4)。そうした中で、当事者知と専門知の葛藤、あるいは権利保障と安全管理の葛藤が生じうる。両立困難な葛藤がついてまわる課題が想定される。

第3に運動体特性とコンフリクトの理論的背景を整理する。ここでは社会学や政治学における組織に関する議論を援用する。塩原(1981:87-88)は、運動組織の顕著な特質の指摘の中で、「ある価値へのコミットメント」ゆえに「正統と異端をめぐる対立と分裂の可能性を常に内蔵している」と注意喚起している。運動の方向性をめぐる葛藤が高まる課題が想定される。新原・牛山(2003:168-169)は、「組織内部に抑圧的な構造があれば、それ自体運動の崩壊につながる」と指摘している。組織内外にバランスよく目を向け対応することの課題が想定される。樋口(2004:103-104)は、社会運動組織の成功のために「合意の動員」と「行為の動員」に触れている。いわゆるフリーライダー問題への対応という課題が想定される。内田(1976:134)は、住民運動における「参加のパラドックス」について述べている。参加が困難な者の声を反映することの困難さともなう課題が想定される。

つぎに、運動体アクターに着目する。「①リーダー同士」では、リーダーは「複雑な依存関係

を操り役割を果たすことが重要である(ジョン・P・コッター1999:12)。組織を率いるリーダー集団には運動の活動内容や方向を巡り検討を重ねて決定に向かう役割がある。リーダー同士のトップ集団では主導権を巡る争いや路線対立にもなう課題が想定される。「②フォロワー同士」では、フォロワーシップは「独自の考え方」と「積極的関与」の2軸に基づき5つのタイプに分類できる(ロバート・ケリー1993:98-99)。フォロワーの関与における積極・消極の両極の間で生じる温度差に対応する課題が想定される。「③リーダーとフォロワー」では、リーダーとフォロワーの間でもギャップが生じる。岡部(2008:234-235)は、介助保障という運動におけるギャップを指摘している。両者の立場の違いから生じるギャップに対応する課題が想定される。

## 2. 研究仮説と研究目的

本研究の問いはつぎの3点である。第1に、当事者組織における創立期のコンフリクトはいかなる特性を有するか。対策を打つ前に、まずその特性を明らかにする必要がある。第2に、創立期のコンフリクトを前にしたリーダーはいかに振る舞うか。リーダーの対策行動の特性を明らかにする必要がある。第3に、コンフリクトの回避に有効な対策はどのようなものか。そもそも有効策はあるのか。対策の効果について吟味する必要がある。

上記内容をふまえて研究仮説を整理する。

【仮説1】障害分野の当事者組織における創立期のコンフリクトに共通する特性がある。

【仮説2】創立期のコンフリクトを回避するためにリーダーは積極的にはたらきかける。

【仮説3】創立期のコンフリクトの回避に有効な対応策がある。

本研究の目的は、当事者組織における創立期のコンフリクトに関する研究の諸として、事例研究を通じて上記の研究仮説1～3を検証する

ことである。

### 3. 用語の定義—当事者組織とライフステージ

本研究では、当事者組織とは「当事者（私たちの社会の中で、任意の共通性に基づき、かつ、現状から一定の改善が期待できる問題に属し、問題によって生じる顕在化されたニーズ、または潜在化されたニーズを有する人）を構成員に含み、当事者のニーズに応えることを目標とし、当事者を主体とする協調された活動を志向する組織」と定義する<sup>1)</sup>。

また、当事者組織のライフステージを「組織の成長過程において明確な特徴に基づき3つの時期区分（創立期、発達期、成熟期）で構成される成長段階の全体像」と定義する。この時期区分のうち、創立期を「複数の構成員からなる単一の組織単位で何らかの事業ないしは運動を起こす起業段階」と、発達期を「単一の組織単位から複数の組織単位を有するに至る量的成長段階」と、成熟期を「単一もしくは複数の組織単位にある中で何らかの法人格を取得することで公式化が一段進んだ質的成長段階」と、それぞれ定義する。

## II. 方法

### 1. 対象

#### 1) 抽出条件と抽出過程

本研究ではJDFの愛知版組織であるADFに注目する。JDFは国内の主要な障害者団体・関係団体で構成される全国組織であり、2004年に結成されている。ADFはJDFの都道府県レベルの組織であり、2008年8月30日に全国で初めて愛知県で結成されている。

まず、抽出条件を列挙する。本研究ではADF加盟団体から調査対象を絞り込むことで当事者組織における創立期のコンフリクトに関する基礎的な理論構築を目指す。

【条件①】当事者属性に配慮し、身体障害、知的障害、精神障害、難病の最低限必要と考えら

れる各分野から選出する。【条件②】法人格のバランスに配慮し、何らかの法人格を取得してから10年以上を経過している組織を対象とする。【条件③】組織の成長タイプに配慮し、単体拡張型と複数連合型の両方を対象とする。【条件④】支援者団体の色合いの強い組織は対象から除外する。【条件⑤】身体障害分野においては視覚障害と聴覚障害のコミュニケーションの障害をともなう組織は筆者の取材における力量不足が影響する懸念があり、対象から除外する。【条件⑥】愛知県レベルと名古屋市レベルで同類の組織が併存する場合には、いずれかを対象化し、他方を対象から除外する。

つぎに、抽出過程を列挙する。条件②から、法人格の有無により全27団体<sup>2)</sup>を17団体に絞り込む。条件④から、支援者団体の色合いの強さから13団体に絞り込む。条件⑤から、視聴覚障害関連を除外し10団体に絞り込む。条件⑥から、重複する4団体のうち名古屋市レベルを優先し愛知県レベルを対象から除外し、8団体に絞り込む。条件①と条件③から、候補8団体の優先順位を確定する。4つの領域で優先順位の高い候補へ依頼した結果、精神障害と難病の両分野における第1候補のB会とC会からは取材協力の応諾を得ている。身体障害と知的障害の両分野における第1候補からは応諾を得られなかったが、第2候補のA会とD会から応諾を得て、4つの領域から1団体ずつ対象を確保している。

#### 2) 対象4団体と調査対象者

本研究では対象4団体でそれぞれ中心的な立場にある人物を調査対象者に選出した。組織におけるコンフリクトとは、外部へ口外しづらいデリケートな内容を含み、対応可能な立場の人物も限られる。以下に列挙する調査対象者は各対象団体におけるコンフリクトを含む組織全体の問題を把握理解し、必要に応じて対策行動をとることができる立場にある。前項までに抽出した対象4団体と調査対象者の基礎的な特徴を以下に列挙する。なお、役職の肩書は調査当時

のものである。

【① A 会（身体障害分野・社会福祉法人）】

A 氏：A 会常務理事。当事者（身体障害者）。

【② B 会（精神障害分野・NPO 法人）】

B 氏：B 会会長。当事者（精神障害者の親）。

【③ C 会（難病分野・NPO 法人）】

C 氏：C 会理事長。当事者（難病者）。

【④ D 会（知的障害分野・NPO 法人）】

D 氏：D 会理事長。非当事者（いわゆる支援者）。

## 2. 手順

### 1) 聞き取り調査と事例抽出

各会調査対象者に対して、筆者と対面による半構造化インタビューを実施している。調査時期は 2012 年度から 2013 年度の 2 か年にかけて各会 2 回ずつ実施している。

質問①として、対象団体の誕生から現在にいたるまでの歴史の中で、関係者の中で生じる「危機事例」にはどのようなものがあったかを問うている。なお、危機事例とは、「人と人との葛藤や対立など」であり、「人は、組織関係者（障害者、家族、スタッフ）を指し、個人と個人だけでなく、グループとグループ、グループと個人という関係」も含むことを補足説明している。また、質問②として、前述の危機事例に対して、解決や回避などのために、調査対象者を含む周囲の関係者はどのような「行動」をとったかを問うている。

以下に、聞き取り調査から分析を加える事例の抽出について列挙する。

第 1 はデータ化の工程である。聞き取り調査時に筆記した取材ノートの内容を文字データ化する。この時、録音データをもとに曖昧な部分や筆記もれの箇所を補正する。これにより、聞き取り対象者が語る組織の危機関係の全体の構図と主要な概念を明確化する。

第 2 は関係抽出の工程である。第 1 の工程で得た内容から、「誰かと誰か」の関わりによって生じている構図を「関係」と定義する。なお、

ここでは「誰か」の所在について組織の内外いづれかを問わない。聞き取り調査から読み解ける関係をすべて抽出する。「関係」の内容を端的に表す「表題」を付けて、葛藤関係にあるアクターを「中核アクター①」と「中核アクター②」に分けて記載する。

第 3 は事例抽出の工程である。第 2 の工程で得た関係から、組織内部に所属する者同士が関わる関係を「事例」と定義する。関係の中から該当する事例をすべて抽出する。「事例」はもとの「関係」のインタビュー登場順に番号をつける。

### 2) 分析過程

まず、「危機の構図」の分析に先立ち、当事者組織が持つ事業体と運動体の両特性をふまえて組織構成員の属性を 4 タイプに分ける。すなわち、「①提供主導者 SL：事業体における提供者かつ運動体における主導者、②提供追従者 SF：事業体における提供者かつ運動体における追従者、③利用主導者 UL：事業体における利用者・運動体における主導者、④利用追従者 UF：事業体における利用者・運動体における追従者」である。

あわせて、創立期のコンフリクトについて理論上の危機の構図の組み合わせを整理する。理論上の危機の構図のパターンは 10 通りの組み合わせがありうる。すなわち、「①提供主導者対利用主導者 SL-UL、②提供主導者対提供追従者 SL-SF、③提供主導者対利用追従者 SL-UF、④提供主導者対提供主導者 SL-SL、⑤利用主導者対提供追従者 UL-SF、⑥利用主導者対利用追従者 UL-UF、⑦利用主導者対利用主導者 UL-UL、⑧提供追従者対利用追従者 SF-UF、⑨提供追従者対提供追従者 SF-SF、⑩利用追従者対利用追従者 UF-UF」である。なお、この組み合わせでアクター間に形成されるつながりを「関係線」と称する。

つぎに、「危機の推移」の分析にあたり、事例を時系列の 3 段階（危機状態、対策行動、結果状態）、ならびに主要トピックスと組織の 3 要素を加えた 4 項目（トピックス、共通目的、貢献

意欲、伝達)、これら3段階と4項目をかけあわせた計12マスの表で整理する。

あわせて、創立期のコンフリクトについて理論上の危機の推移の組み合わせを整理する。トピックスの変遷に着目すると、対策行動の有無と結果状態への関連を掛け合わせた4通りの組み合わせがありうる。すなわち、「①対策有効：対策行動があり・結果が好転、②対策無効：対策行動があり・結果が好転せず、③無策改善：対策行動がなし・結果が好転、④無策終息：対策行動がなし・結果が好転せず」である。

また、組織の3要素に着目すると、対策前後(危機と結果)と危機と結果の要因となるか否かを掛け合わせた4通りの組み合わせがありうる。すなわち、「①危機結果ファクター：危機と結果の双方の要因、②危機ファクター：危機のみの要因、③結果ファクター：結果のみの要因、④非関与ファクター：危機と結果の双方の非要因」である。

### 3. 妥当性の評価

本研究では候補2団体からお断りを受けたものの、結果的には障害分野の4つの領域(身体、知的、精神、難病)をすべてカバーする4団体の合意を得るのに成功している。

聞き取りから得た事例数はおのずと量には限りがある。4団体から得た創立期単独の時期区分で発生するコンフリクトおよび創立期を含む複数の時期区分にわたって発生するコンフリクトに該当する事例4件について、II-2-2)で示す分析過程をふまえた多角的かつ重層的な分析を試みており、量的に限られた事例を深める質的な工夫を加えている。

### 4. 倫理的配慮

対象団体名および調査対象者名は任意の記号(A、B、C、D)に「会」と「氏」を付した表記にとどめている。対象団体に関する文献・資料の表題には団体名が含まれるものが大半である

ため、匿名性保持の観点から、文献・資料の本論文での掲載は見送っている。

## III. 結果

### 1. 4団体全体

A会では計6件(発達期4件、成熟期2件)、B会では計6件(発達期1件、中後期4件、時期不問1件)、C会では計7件(成熟期3件、中後期4件)、D会では計7件(創立期1件、成熟期4件、時期不問2件)、の事例を得ている<sup>3)</sup>。なお、上記まとめに際して、発達期・成熟期の2区分にわたる場合は「中後期」、創立期・発達期・成熟期の全3区分にわたる場合は「時期不問」とそれぞれ略している。

### 2. 「創立期」および「時期不問」の事例

#### 1) 【事例D-4】内部の対立関係／創立期

危機の構図としては、中核アクターは「主流派(現在のD会につながる考え)と非主流派(離脱した二つの考え)」である。X社という外部の問題を契機にグループ内に3つの考えが分立する。すなわち、「①X社の工場近くに行って運動しよう、②今やっていることをやりながらやる、③そういうことやるからゴタゴタするのだからもうやめておこう」という3つである。最終的に②のグループが残った。関係の構図を整理すると、いずれも中核的な立場であることから提供主導者SLのセルに位置づける。

危機の推移を整理する。危機状態としては、X社の工場の問題に対して3つの考え方が分立する。対策行動としては「あり」で、会議を重ねている。結果状態としては危機から「好転せず」で、①と③のグループが離脱している(②のグループが現在につながる)。

#### 2) 【事例B-1】親亡きあとの課題(親子関係)／時期不問

危機の構図としては、中核アクターは「親と子ども(精神障害者)」である。B氏から、「親が両方とも元気なうちはいいが、片方あるいは

両方ともそうではなくなったら、子どもは生きていけるか」という問いかけがある。親亡きあとの問題を巡り、親子関係には一定の緊張関係が生じる。関係の構図を整理すると、組織とつながり始めの時期に不安や緊張は顕著であると考えられるので、両者ともに利用追従者 UF のセルに位置づける。

危機の推移を整理する。危機状態としては、障害発症から家族会につながる初期において混乱の時期を経て、親子ともに加齢の問題に直面する。対策行動としては「あり」で、講演会（本人から学ぶという意味で）、ライフプランノート、生活援助員・弁護士との連携など、さまざまな対策がとられている。結果状態としては危機から「好転」で、漠然とした不安がかたちになり、障害当事者本人の姿から安心感を得ている。

### 3) 【事例 D-2】 重度化する障害者との関係／時期不問

危機の構図としては、中核アクターは「障害者 Z 氏と D 会全体（特に幹部クラス）」である。Z 氏は障害が進行して障害等級は重度判定となったものの手術によって身体的には以前よりも楽になった。ただ、障害年金が上がっても D 会では「分配金」の仕組みがあるため手取りは変わらない。分配金という D 会の独自の仕組みから摩擦が生じていく。関係の構図を整理すると、D 会の独自の仕組みは幹部クラスが制度の維持運営を担うと考えられるため Z 氏と D 会幹部クラスとの対立の構図に集約する。Z 氏も中核的な立場であるため D 会幹部とともに提供主導者 SL のセルに位置づける。

危機の推移を整理する。危機状態としては、手術を契機とする Z 氏の不満の表面化がある。対策行動としては、「あり」で、Z 氏への説明を行っている。結果状態としては危機から「好転せず」で、復帰後 1 年で Z 氏が辞めている。

### 4) 【事例 D-3】 精神障害者と若手スタッフとの関係／時期不問

危機の構図としては、中核アクターは「精神

障害者と若手スタッフ」である。精神障害者の多い部署で、若手スタッフが「(彼ら障害者は)怠けている」という認識に立ち不公平感を募らせていくことで問題が深刻化している。関係の構図を整理すると、若手スタッフは提供追従者 SF に精神障害者は利用追従者 UF のセルに位置づける。

危機の推移を整理する。危機状態としては、障害者が怠けていると捉えたことと分配金制度の待遇に不満を持ったことである。対策行動としては「あり」で、D 氏は直接関与しないものの現場リーダーがアプローチしている。結果状態としては危機から「好転せず」で、1～2 年で 3 人の若手スタッフが退職している。

## IV. 分析と考察

### 1. 分析

#### 1) 危機の構図から

事例 D-4 では 3 グループ間三つ巴の関係が生じており、提供主導者対提供主導者 SL-SL だけで計 3 本の関係線がある。1 つの事例で計 3 本の関係線を有する。事例 B-1 では親子関係における緊張関係が生じるため、利用追従者対利用追従者 UF-UF に計 1 本の関係線がある。事例 D-2 では幹部クラスにおける対立が生じており、提供主導者対提供主導者 SL-SL に計 1 本の関係線がある。事例 D-3 では若手スタッフと障害者の間に危機関係が生じており、提供追従者対利用追従者 SF-UF に計 1 本の関係線がある。

#### 2) 危機の推移から

事例 D-4 では対策無効である。共通目的と貢献意欲の 2 つが危機結果ファクターであり、伝達は危機ファクターである。3 要素すべてに対策を打ちながら改善には向かわなかった。渦中の 3 グループ間の関係は修復されないまま、離脱者を出す結果に至っている。事例 B-1 は対策有効であるが、事例 D-2 と事例 D-3 は対策無効である。事例 B-1 のうち、貢献意欲は危機結果ファクターであり、共通目的と伝達が結果ファクターであ

る。事例 D-2 のうち共通目的と貢献意欲は危機結果ファクターであり、伝達は結果ファクターである。事例 D-3 のうち、共通目的と貢献意欲は危機結果ファクターであり、伝達は危機ファクターである。3 事例いずれも 3 要素すべてに対策を打っている。唯一改善に向かった事例 B-1 では、関係者の不安を様々な対応策で緩和できたことが奏功している。他方改善に向かわなかった 2 つの事例（事例 D-2 と事例 D-3）では渦中の人物との関係修復が果たされず、離脱者を出すに至っている。

## 2. 考察

### 1) 創立期のコンフリクトにみる共通点

IV - 1-1) に記す各会の危機の構図を重ね合わせてみると、当事者組織における創立期のコンフリクトの特性が強調される。4 分類した属性でみると、提供主導者 SL が最多で 8 件、利用追従者 UF が次点で 3 件、提供追従者 SF が 1 件で続き、利用主導者 UL が最少で 0 件である。計 6 本の関係線があり、最多は提供主導者対提供主導者 SL-SL 間の 4 本、次点は利用追従者対利用追従者 UF-UF 間および提供追従者対利用追従者 SF-UF 間の各 1 本である。つまり、当事者組織における創立期のコンフリクトの集中領域は属性では提供主導者 SL にあり、関係線では提供主導者対提供主導者 SL-SL にあるといえる。いわば危機のホットスポットである。より具体的には、事業体のサービス提供者であり運動体のリーダーであるトップの立場の者同士で、組織の方向性をめぐる論争や主導権争いが生じるイメージで捉え返すことができる。

仮説 1 を検証すると、障害分野の当事者組織における創立期のコンフリクトに共通する特性は確かにあり、具体的には「提供主導者対提供主導者 SL-SL の関係線にコンフリクトの集中領域（危機のホットスポット）がある」といえる。考察の内容をふまえると、「障害分野における当事者組織では、組織の方向性を明確化する中で、

トップレベルでの主導権争いが激化する危険性を有している」と換言できる。

### 2) 創立期のコンフリクトに対するリーダーの行動特性

IV - 1-2) に記す各会の危機の推移を重ね合わせてみると、当事者組織における創立期のコンフリクトの特性が強調される。対策ありは 4 件（対策有効 1 件、対策無効 3 件）、対策なしは 0 件（無策改善 0 件、無策終息 0 件）であり、全 4 事例で対策が打たれている。

リーダー別での特徴では、創立期に該当事例のない A 会（A 氏）と C 会（C 氏）は除外し、該当事例のある B 会（B 氏）と D 会（D 氏）に着目する。B 氏と D 氏はともに創立期のコンフリクトに該当する事例すべてで対策を打っている。実は B 氏と D 氏はともに創立期以外の危機課題に対しても積極的な姿勢を見せており、課題への積極性が一貫している。つまり、リーダーの積極性は個々の個性に影響を受けると考えられる。また、創立期は組織の方向性を明示して構成員の同意を迫り、組織の性格を洗練し純化していく時期である。D 会の 3 事例で見られる危機の内容はいずれも退出者を出している。裏を返せば組織のリーダーが進退を賭けた激しい論争や主導権争いに巻き込まれる中で、何らかの手を打たずにはいらなかったと考えられる。

仮説 2 を検証すると、「創立期のコンフリクトを回避するため」というよりは「創立期のコンフリクトを契機に組織の統率を図るため」にリーダーは積極的にはたらきかけるといえる。考察の内容をふまえると、「障害分野における当事者組織では、創立期に生じるトップレベルの対立が激化する場合に対策を迫る強い圧力を生み、この圧力はリーダーの対策行動における積極性を補完する要因になる」と換言できる。

### 3) 創立期のコンフリクトに向けた対策の有効性

4 事例が有する組織の 3 要素は計 12 個ある。これら 12 個すべてに対策が講じられている。事例 B-1 では密接な関係を有する親子関係にお

いて生じた緊張関係を複数の対応策で改善を図ろうとしている。複数の対策が相乗的に作用し、組織の3要素すべてが網羅的に対策の対象となったと考えられる。他の3事例では組織の構成員が相互に協調して組織であり続けられるか否かという根源的な問題が根底にあり、丁寧な話し合いを中心とするシンプルな対策がおのずと組織の3要素すべてを網羅的に対策の対象としたと考えられる。

対策の結果、対策有効と対策無効が分かれた。事例B-1は唯一の対策有効である。複数の対策が相乗的に効果を上げている。つまり、すべてのコンフリクトに対して複数の対策を講じることが困難かもしれないが、有効性を高めるためには有力な手段であると考えられる。他の3事例は共通して退出者を出すに至った点を根拠に対策無効の判断をしている。しかし、逆説的に捉え直せば、退出者を出すことで組織が組織たりうる状況を維持できていると評価することも可能である。組織が構成員を囲い込むために、いたづらに目的を拡散させて組織の性格を変質させるよりは、むしろ不同意者には円満に退出してもらい、組織を洗練していけるならば、対策有効であると捉え直すことが可能であると考えられる。

仮説3を検証すると、「創立期のコンフリクトの回避に」というよりは、「創立期のコンフリクトを契機に組織の統率を図る上で」有効な対応策があるといえる。考察の内容をふまえると、「障害分野における当事者組織では、創立期のコンフリクトを契機として組織の統率を図る上で組織の方向性を明示してトップレベルでの意思統一と構成員の同意を得ることが有効であり、ここで退出者をともなうことは避けがたい」と換言できる。

## V. おわりに

### 1. 本研究の意義

本研究の意義は、当事者組織のライフステー

ジ上で生じるコンフリクト研究の発展に貢献するとともに、最前線の現場で奮闘する当事者組織の問題解決に貢献するものである。

### 2. 本研究の限界と今後の課題

本研究では各会の中心的存在である人を調査対象者に選定したため、提供主導者SLを中心とする事例が多くなった可能性がある。組織課題を多角的に理解するために、組織に長年在籍する利用者Uや追従者Fの属性の方々に同様の調査を実施することが必要である。

本研究では障害分野における4団体を取りあげただけに過ぎず、しかもA会とC会では創立期に該当する事例が見られなかった。障害分野全般に共通する示唆を得るために、障害種別を細かに網羅した上で事例の絶対数を増やすことが必要である。

### 注 釈

- 1) この定義は平松(2011:19)をもとに、上野(2008:10-37)を参考にして「顕在化されたニーズ、または潜在化されたニーズ」へと修正している。
- 2) 調査当時の実績。例えば、2013年3月発行の『障害者差別禁止法及び愛知県障害者差別禁止条例制定に向けての啓発事業事例報告集』巻末を参照。ADF公式HPより。  
<http://aichidisabilityforum.com/images/sabetsujirei.pdf>,2018.1.1
- 3) 図表を併用した詳細については別途資料編(平松2018)を参照。

### 文 献

- ・雨森孝悦(2007)『テキストブックNPO』東洋経済,159-160.
- ・樋口恵子(2001)「日本の生活自立運動史」全国自立生活センター協議会[編]『自立生活運動と障害文化—当事者からの福祉論』現代書館,28.

- ・樋口直人 (2004) 「国際NGOの組織戦略」大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人 (編) 『社会運動の社会学』有斐閣,103-104.
- ・平松和弘 (2011) 「当事者組織における起業と成長過程—障害者共同作業所を中心にみる共同関係の変化と再構築」愛知学院大学『経研会紀要』第13巻,17-34.
- ・平松和弘 (2015) 「当事者組織における世代交代—危機克服のためのリーダーの役割」『中部社会福祉学研究』第6号,35-44.
- ・平松和弘 (2018) 「当事者組織におけるライフステージ—聞き取り調査結果」愛知学院大学『経研会紀要』第20巻,61-110.
- ・岩田泰夫 (1994) 『セルフヘルプ運動とソーシャルワーク実践—患者会・家族会の運営と支援の方法』やどかり出版,69.
- ・ジョン・P・コッター[著]、黒田由貴子[監訳] (1999) 『リーダーシップ論—いま何をすべきか』ダイヤモンド社,12.
- ・金井一頼・角田隆太郎 (2002) 『ベンチャー企業経営論』有斐閣,223.
- ・木全和巳 (2007) 『私たちはソーシャルワーカーです—社会的な相談・支援の実践をつくる』萌文社,4.
- ・桑田耕太郎・田尾雅夫 (2010) 『組織論[補訂版]』有斐閣,251,272-276.
- ・前田拓也 (2009) 『介護現場の社会学—身体障害者の自立生活と介助者のリアリティ』生活書院,17.
- ・マーク・アルビオン[著]、斎藤慎・赤羽誠[訳] (2009) 『社会起業家の条件—ソーシャルビジネス・リーダーシップ』日経BP社,62.
- ・中島明彦 (2009) 『ヘルスケア・マネジメント[第二版]—医療福祉経営の基本的視座』同友館, 180-181.
- ・中邑賢龍・福島智[編] (2012) 『バリアフリー・コンフリクト—争われる身体と共生のゆくえ』東京大学出版会.
- ・新原道信・牛山久仁彦 (2003) 「市民運動の多様性」矢澤修次郎 (編) 『講座社会学15社会運動』東京大学出版会,168-169.
- ・二宮厚美 (2005) 『発達保障と教育・福祉労働—コミュニケーション労働の視点から』全国障害者問題研究会出版部,23.
- ・野村恭代 (2013) 『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践—地域住民との合意形成に向けて』明石書店.
- ・岡部耕典 (2008) 「介助で暮らし／働く、ということについて—介助労働論」寺本晃久・岡部耕典・末永弘・岩橋誠治『良い支援?—知的障害／自閉の人たちの自立生活と支援』生活書院,234-235.
- ・大熊由紀子・開原成允・服部洋一 (2006) 『患者の声を医療に生かす』医学書院, 187-188.
- ・小澤温 (2006) 「障害者と社会—障害者差別の温床とその克服」佐藤久夫・小澤温『障害者福祉の世界[第3版]』有斐閣,184-191.
- ・ロバート・ケリー[著]、牧野昇[訳] (1993) 『指導力革命—リーダーシップからフォロワーシップへ』プレジデント社,98-99.
- ・塩原勉 (1976) 『組織と運動の理論—矛盾媒介過程の社会学』新曜社,306.
- ・塩原勉 (1981) 「集合現象と組織化」安田三郎・塩原勉・富永健一・吉田民人 (編) 『基礎社会学第Ⅲ巻社会集団』東洋経済新報社,87-88.
- ・田尾雅夫 (1995) 『ヒューマン・サービスの組織—医療・保健・福祉における経営管理』法律文化社,173.
- ・田尾雅夫 (2001) 『ヒューマン・サービスの経営—超高齢社会を生き抜くために』白桃書房,126.
- ・田尾雅夫・吉田忠彦 (2009) 『非営利組織論』有斐閣,34-37.
- ・土屋葉 (2002) 『障害者家族を生きる』勁草書房,ii.
- ・内田満 (1976) 「参加デモクラシーと住民

---

運動」内田満・内山秀夫（編）『政治学を学ぶ』有斐閣,134.

- ・上野千鶴子（2008）「当事者とは誰か？—ニーズ中心の福祉社会のために」上野千鶴子・中西正司[編]『ニーズ中心の福祉社会へ—当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院,10-37.
- ・安田武彦（2007）「「企業の一生の経済学」とその課題」日本中小企業学会[編]『中小企業のライフサイクル〈日本中小企業学会論集26〉』同友館,31,87.

---

J.D. ヴァンス著、関根光宏・山田文訳

## 「ヒルビリー・エレジー： アメリカの繁栄から取り残された白人たち」

(光文社、2017年3月)

NPO法人「ウイメンズ・ボイス」

杉本 貴代栄

### 1) 誰がトランプ大統領を支持したのか？

2016年11月の大統領選挙で、ほとんど泡沫候補者とみられていた共和党のドナルド・トランプが勝利を得たとき、多くの人（日本人もアメリカ人も）が驚愕したことは記憶に新しい。経験も実績もない政治の素人が、突然二大政党の一つである共和党の大統領候補者となり、党のリーダーたちを片っ端から非難し、ポリティファクト（政治に関する発言の信憑性を調査するウェブсайт）からは発言のほとんどが「偽り」と評価され、納税申告書の開示も拒んだにもかかわらず、大統領選挙に勝利したからである。大統領選の直後から、その背景と理由がおおいに取りざたされたものだった。

本書の原書は2016年6月に出版されたものなので、直接その原因や理由について書かれてはいないが、トランプを支持した人々の真実を描いた本として注目され、発売以来、「ニューヨークタイムズ」のベストセラーリストに連続で入り注目された。トランプを支持した人々とは、アメリカの東部を南北につらぬくアパラチア山脈、その南側の地域の山中に住み着いた「スコッチ・アイリッシュ」で、「ヒルビリー」と呼ばれる人々であった。本書のタイトルになっている「ヒルビリー」とは田舎者の蔑称であり総称でもあるのだが、ここでは特にアイルランドから移住して、おもにアパラチア山脈周辺のケ

ンタッキー州やウエストバージニア州に住み着いた人々のことを指す。

中西部のラストベルト（さび付いた工業地帯）で、脱工業化に置き去りにされた白人労働者たち（つまり白人の被差別層）が抱える怒りの巨大さについては、大統領選挙以前にはメディアも世論調査機関も、感知してはいなかったのだ。民主党が圧倒的に勝利したカリフォルニア州やニューヨーク州とは異なる問題を抱えるこれらの州——例えばオハイオ州等が、大統領選挙の結果を左右したのである。アメリカが全部、ニューヨーク州やカリフォルニア州と同様なのではない。人工妊娠中絶や性的少数者の権利擁護、人種差別運動など、主として民主党のリベラル派が重視する争点はどれも大切な問題ではあるけれども、選挙における争点は、労働者の雇用と賃金という、経済的問題だったのだ。

米政治情報サイト「リアル・クリア・プリティクス」によると、政権発足からちょうど300日目だった11月15日時点でのトランプの支持率は38.3%。56.5%に上る不支持率の高さも際立っている。トランプ大統領がこれほど不人気な理由は次の4点に集約できるだろう。第一は、大統領としての品格に欠ける言動。ツイッターで日常的にメッセージを発するだけでなく、個人や組織を口汚い言葉で攻撃する大統領は今までいなかった。第二は、排他的な移民・人種政策

だ。移民大国の米国では、「寛容さ」や「多様性」を広めることが「政治的に正しい」とされるが、トランプ大統領はこうした理念に真っ向から対立して、イスラム圏諸国の人々の入国を禁止する大統領令を出すなどして大きな反発を招いている。第三は、民主主義や統治のルールへの挑戦だ。都合の悪いメディアの報道を「フェイクニュース」と攻撃し、判事をも批判する。第四は、国際協調よりも米国の国益追求を優先する「米国第一」の外交・通商政策である。グローバル化や国際協調が世界と米国自身の平和と繁栄に貢献すると信じられているなかで、トランプ大統領は環太平洋経済連携協定や地球温暖化防止のための「パリ協定」からの離脱を表明した。

これほどの混乱と反発をもたらしているにもかかわらず、2016年の大統領選挙でトランプに投票した人々は、政権を見放してはいない。各種世論調査によると、その8～9割が依然としてトランプを支持し、支持の度合いも「強く支持する」層が5割以上である。「トランプ離れ」はなぜおこらないのか。2016年12月と2017年7月に有権者5千～8千人の政治意識を調べた「民主主義基金有権者調査グループ」によると、トランプ支持者の政治意識として共通しているのは、反移民、反グローバル化、反クリントンの3点だった。これに加え、5割程度を占めるコアな支持層の大半は、人種やキリスト教的な価値観、生活様式を米国のアイデンティティとして重視している。

こうしてみると、冒頭であげたトランプ大統領の不人気理由は、トランプ支持者をつなぎ止めている仕掛けと表裏一体であることがわかる。大統領としての品格に欠ける言動は、トランプ支持者の共感を生み、エスタブリッシュと戦う姿勢をアピールする。排他的な移民・人種政策は、彼らの不安に答える政策でもある。民主主義や統治のルールへの挑戦も、無知で危険な行為ではなく、正当な抗議に見えるのだろう。米国第一の外交・通商政策は、経済的な不満を抱くら

ストベルトなどの白人労働者に希望を持たせるストーリーでもある。本書は、このような「繁栄に取り残された白人労働者の不満と怒り」、そして「政治家への不信感」を味方につけたトランプ支持者の実態とアメリカ分断の真相を、明らかにしてくれる。

## 2) 本書の内容

本書は、無名の31歳の弁護士が書いた、私的な家族の回想録である。社会的な分析を行ったり、政治的な思想について書いた本ではない。ただしこの回想録の特徴を示せば、著者がラストベルトと呼ばれるオハイオ州の貧しい白人労働者の家に生まれ育ったということ。「スコッチ・アイリッシュ」の家系に属していて、大学を卒業せずに労働者階級の一員として働くアメリカ白人たちにとって、貧困は代々伝わる伝統である。先祖は南部の奴隷経済時代に日雇い労働者として働き、その後はシェアクロッパー（物納小作人）として、続いて炭鉱労働者になった人々である。近年では、機械工や工場労働者として生計を立てている。アメリカ社会では、彼らは「ヒルビリー（田舎者）」「レッドネック（首筋が赤く日焼けした白人労働者）」「ホワイト・トラッシュ（白いゴミ）」と呼ばれている。著者は自分の家族も含めた、貧しい白人労働者階級の独特の文化や、10代の妊娠、薬物への依存、教育を受ける機会がないこと、といった悲惨な、しかし一般的でもある生活の実態を描いている。

著者ヴァンスの故郷であるオハイオ州のミドルタウンは、AKスチールという鉄鋼メーカーの本拠地として知られる地方都市である。かつて有力鉄鋼メーカーだったアームコ社の苦難を、川崎製鉄が資本提携という形で救ったのがAKスチールだが、グローバル時代のアメリカでは、ほかの製造業と同様に急速に衰退していった。失業、貧困、離婚、家庭内暴力、ドラッグが蔓延するヴァンスの故郷の高校は州で最低の教育レベルで、しかも2割は卒業できない。大

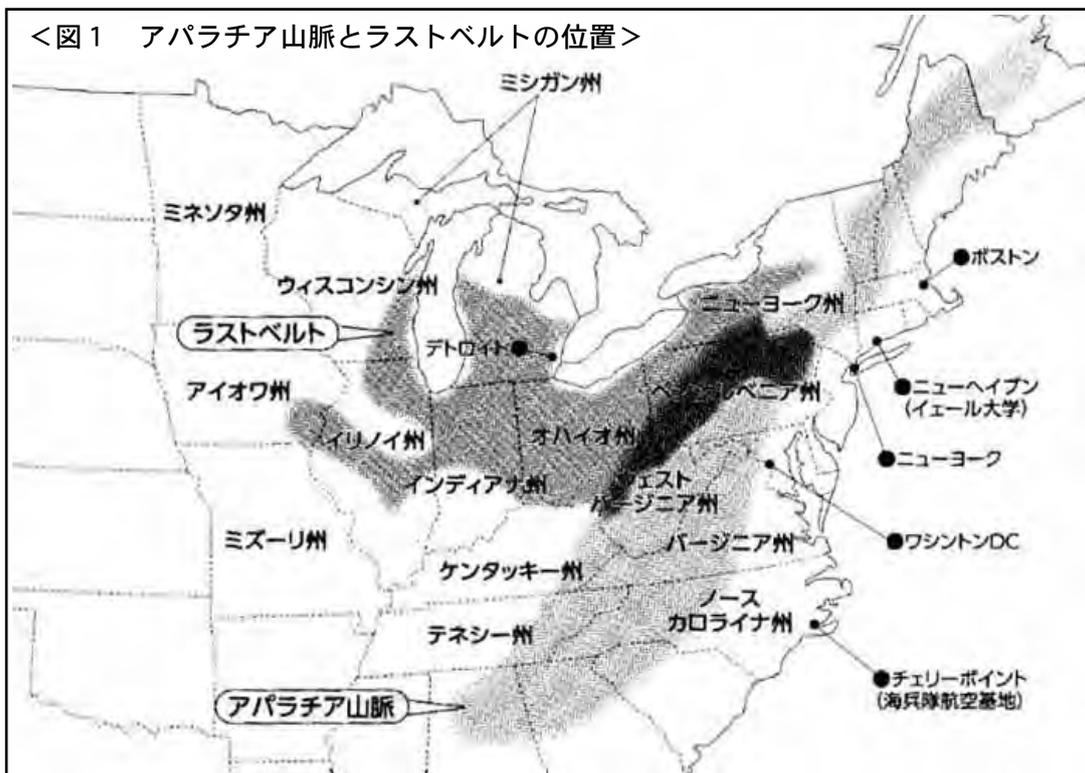
学に進学するのは少数で、トップの成績でもほかの州の大学に行くという発想などはない。大きな夢の限界はオハイオ州立大学だ。

ヴァンスは、そのミドルタウンのなかでも貧しく厳しい家庭環境で育った。両親は物心ついたときから離婚しており、看護師の母親は新しい恋人を作っては別れ、そのたびに鬱やドラッグ依存症を繰り返す。そして、ドラッグの抜き打ち尿検査で困ると、当然の権利のように息子に尿を要求する。それで拒否されたら、泣き落としや罪悪感に訴えかける。母親代わりの祖母がヴァンスの唯一のよりどころだったが、十代で妊娠してケンタッキーから駆け落ちしてきた彼女も、貧困、家庭内暴力、アルコール依存症といった環境しか知らない。ただ著者は、そのような環境のなかにもありながら、祖父母の庇護を受けて、また本人の努力によって、海兵隊を経てオハイオ州立大学へ進学し、その後イエール大学ロースクールへと進み、アメリカのエリート層の仲間入りをした人物である。こんな環境で高校をドロップアウトしかけていたヴァンスが、全米のトップ1%の裕福な層にたどり着

いたのだ。小説ではないかと思うほど波乱に満ちた彼の家族のストーリーが描かれている。

上記のような奇跡的な人生にも興味があるが、本書がベストセラーになった理由はそこではない。ヴァンスが「ヒルビリー」と呼ぶ故郷の人々は、トランプ大統領のもっとも強い支持基盤と重なるからだ。多くの知識人が誤解してきた「アメリカの繁栄から取り残された労働者階級の白人」を、これほど鮮やかに説明する本は他にはないと言ってもよいだろう。

本書で著者は以下のように書いている。  
＜本書で焦点を当てているのは、私がよく知っている人たち、即ちアパラチアに縁のある白人労働者階級の人々である。私は白人には違いないが、自分がアメリカ北東部のいわゆる「WASP（ホワイト、アングルサクソン、プロテスタント）」に属する人間だと思ったことはない。アメリカ人は彼らのことを、ヒルビリー、レッドネック、ホワイトトラッシュと呼ぶ。でも、私にとって、彼らは隣人であり、友だちであり、家族である＞



出典：本書より

### 3) ヒルビリーといわれる人たち

ヒルビリーの語源はヒル(山)に住むビリー(スコットランド人)であり、ヒルビリーの多くがスコッチ・アイリッシュ、つまり英国の植民地になった北アイルランドに入植したスコットランド人である。スコッチ・アイリッシュは、アメリカ社会における特徴的な民族集団の一つであるが、ほかのほとんどの民族集団が、その伝統を完全に放棄してしまったのに対して、昔のままの姿を保っている、とよく言われる。民族意識としては、文化的伝統をこのうえなく大切に、家族や地域に対して深い愛情を捧げる、という好ましい側面がある一方で、上記したような多くの好ましくない面もある。

民族意識がヒルビリーのコインの一面だとすると、もう片面は地理的環境である。18世紀に移民として新世界にやってきたスコッチ・アイリッシュは、アパラチア山脈の地域に移住した。アパラチアは、南はアラバマ州やジョージア州から、北はオハイオ州やニューヨーク州の一部にかけての広大な地域だが、グレーター・アパラチアの文化は驚くほど渾然一体としている。そして、白人労働者階級の将来がどこよりも見えにくいのもまたグレーター・アパラチアなのである。社会階層間を移動する人が少ないことに加え、はびこる貧困や離婚や薬物依存など、著者の故郷はまさに苦難のただなかにある。従ってヒルビリーと言われる人たちが悲観的になるのも当然といえる。彼らはかつてないほど社会的に孤立していて、多くは労働力という面から見ると落伍者であり、よりよい機会を求めて新天地を切り拓くのをあきらめてしまっている。そしてその状態を次の世代に引き継ごうとしている。ヒルビリーの男達は「男らしさの危機」に直面し、その男らしさを重視する文化こそが、変わりゆく社会でのヒルビリーの成功を妨げているのである。このような社会的問題を持つヒルビリーの伝統、文化、社会の考え方を、本書は自分の家族史を通じて明らかにする。

ここで一つ、ヒルビリーに関する映画を紹介しておこう。2010年に公開された「ウインターズ・ボーン」は、サンダンス映画祭でグランプリと脚本賞の2冠を獲得し、第83回アカデミー賞では作品賞、主演女優賞、助演男優賞、脚色賞の4部門にノミネートされた映画である。本作品の舞台は、中西部ではなく、もう少し中央に位置するオザーク山脈の山村地域。まず観客は、山岳地域の荒涼とした風景に目を奪われる。現代のアメリカらしからぬ、まるで西部劇のような前時代的な風景が広がるからである。大自然の凍てつく風景、傾いた家屋、あちこちに投げ出された大量のガラクタや錆びついた車、やせこけた動物たち。この地域の住民はアメリカ社会から見捨てられたような白人貧困層の人々で、銃や暴力、麻薬が身近なずさんだ生活を送っている。

その地域に住む17歳のリー・ドリーは、幼い二人の弟妹と精神を病んだ母親を抱えて、その日暮らしを何とか一人で支えている。ドラック・ディーラーの父は長らく不在で、つらい現実に耐えかねて精神のバランスを崩した母親は言葉を発することも殆どない。生活資金ももう底をつき、飼い馬のえさ代すら捻出できずに、隣人の援助にすがって預かってもらわざるをえない。家は1914年に建てられたもので、天井が高く、たったひとつだけの電灯が家のなかのあらゆるものに陰気な陰をつくっている。家具は祖父母が生きていた頃に運び込まれ、母親が子どもの頃から使われてきたものばかりで、椅子の分厚い詰め物やすり減った張り布には、祖父のパイプ煙草と一万日分の埃のにおいが残っている。

隣人が猟の獲物を庭木につるしているのを見ながら、8歳の弟アシュリーがリーに話しかける。「今夜、うちにも肉を持ってきてくれるんじゃないかな、助けあうのが親戚でしょ。頼んでみたらどうかな?」「だめ。もらえて当然のものでこっちから頼むのは絶対にだめよ」実は食料

庫にはめばしいものがなく、残りの薪も心細い。

このような生活を立て直すために、リーは軍隊に応募しようと思っている。軍隊に行けば一時金として生活資金がもらえるから。自分が居なくなったときのために、弟にさまざまな生活の方法を教え込む。猟銃の使い方、獲物のリスの捌き方等々……。

そんなある日、地元の保安官が訪れて衝撃的なことをリーに伝えた。警察に逮捕され、長い懲役刑を宣告された父が、自宅と土地を保釈金の担保にして失踪したのだ。もしこのまま翌週の裁判に父が出廷しなかったら、リーたちが住んでいる家は没収されてしまう。やむなくリーは、家族を守るために自ら父親探しに乗り出すことになる……。

原作者のダニエル・ウッドレルは、アメリカ南部の特異な風土と文化を背景に、性や暴力など人間の弱い部分、闇の部分を描くという、いわゆる「南部文学」（例えば、ウィリアム・フォークナー、テネシー・ウィリアムズ等）の系譜に連なる作家であり、オザーク地方を舞台にした小説をいくつも書いている。映画の製作も、ウッドレルの協力を得て行われた。彼らはまず、小説に描かれている一家に近い生活状態の家族を捜すことから始めた。彼らの狩りの仕方や動物の世話の仕方、日々の問題にどう対処するのかを見せてもらう必要があったからであり、撮影は、実際にそれらの家族が住む土地で行われた。だからこの映画は、オザーク地方のヒルビリーの厳しい生活を正確に描写しているといえるだろう。

#### 4) 白人労働者の貧困問題とトランプ大統領の今後

「アメリカの繁栄から取り残された白人労働者」というと、筆者にも思いあたる人々がいる。筆者は今まで、アメリカ中西部で数回の社会福祉に関する調査を行ったが（例として、ここではシングルマザーに関する調査をあげておくこ

とにする）、その際に経験したことである。調査は、主としてデトロイト及びその近郊において行われ、調査の性格上、公的援助を受給している人、または受給していないけれどもそれに近い階層の人々を対象とする調査であった。ここで調査結果の詳細を記述する紙幅はないので、結論だけを述べるにとどめるが、対象者であるシングルマザー（公的扶助受給者とその周辺の人々）の大部分は黒人であるけれども、また特にデトロイト周辺のような黒人が多い地域で行った調査にもかかわらず、毎回、対象者の2～3割は白人となることが常であった。それらの白人には、長年公的援助を受給している人（無職）、だけではなく、工場労働者、ウエイトレス、事務職、受付等の仕事をしている人も含まれていた。デトロイトはラストベルト地域の範疇ではあるが、果たしてこの白人対象者達が、ヒルビリーに関わりのある人たちだったかどうかは不明であるが（本書のなかでも、職を求めるためにヒルビリーたちによる、アパラチアから中西部産業地帯への2度にわたる移住の波についての研究者による報告が書かれている）、今から思えば関連する現象であったと考えられるのである。

本書の著者も社会福祉受給者について、以下のように記述している。

＜多くのニュース解説者や評論家にとっては、「ウエルフェア・クイーン（社会福祉の受給者である女性のこと）」という用語は「公的扶助を受けながらも、怠惰な生活をする黒人女性（母親）」という偏ったイメージを呼び起こす。私も実際に多くの「ウエルフェア・クイーン」を知っている。隣人にも何人かいるが、全員白人だ。＞

白人労働者の貧困問題は、明らかに存在しているアメリカの社会問題のひとつなのである。そしてトランプ大統領以前には、明らかにされていなかった「隠された問題」でもあったのだ。トランプ大統領の支持者がヒルビリーであろうとなかろうと、白人労働者の貧困問題は解決すべき緊急なアメリカの課題なのである。

ニューヨーク生まれの富豪で、貧困や労働者階級との接点がほとんどないトランプが、なぜ大統領選挙でこれらヒルビリー（と同じような問題を抱えた白人労働者たち）の心をつかんだのだろうか？長年にわたる実業界における経験や、テレビ出演により大衆心理データを蓄積したこと、それらにより繁栄に取り残された白人労働者の不満と怒りをかぎつけたのだろうかという人もいる。いずれにしても本書は、実際にトランプを支持し大統領に押し上げた人々の背景を、そして彼らに支持され続けているトランプ大統領の政策（？）の行方を、かなりの程度推測させてくれるのではないだろうか。

蛇足として、最後に一言、筆者の感想（疑問）を付け加えておこう。ヒルビリーに代表される人々の支持を得てトランプが大統領に当選したとしても、もしヒラリー・クリントンが男性であったならば、結果はともかく選挙戦はもう少し激戦となっていたかもしれない、ということである。前述したようにトランプ支持者となった多くの人々の文化のなかには、女性大統領が出現するという選択肢は全くなかったからである。ヒラリー・クリントンが女性であったことが敗因の一因かどうかは現状では議論すらされていないが、本書を読んだ読者は、筆者のこの疑念を一蹴することができるのだろうか。

(NPO 法人「ウイメンズ・ボイス」理事長)

#### <参考文献>

小川聡「現地報告：トランプ支持基盤は揺るがない」『文藝春秋』2018年1月号

書評：立野純二「ヒルビリー・エレジー」朝日新聞2017年5月28日

映画：『ウインターズ・ボーン』2010年、アメリカンビスタ

ダニエル・ウッドレル『ウインターズ・ボーン』2011年、ACBooks

杉本貴代栄編著『シングルマザーの暮らしと福

認知症を患った母の介護物語

— 岡野雄一『ペコロスの母に会いに行く』 —

(西日本新聞社 2012年)

介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」

伊里 タミ子

日本における認知症患者は400万人、そして、軽度認知症はさらに400万人いるといわれている。厚生労働省によると、2025年には合計で1200万人になるといわれ、国民の10人に1人は何らかの認知症になる可能性があると予想される。私たちの生活と切り離せない病気となっている。

認知症とは、「脳や身体の病気が原因で記憶・判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が困難になる状態」である。認知症はいくつかのタイプがある。認知症のうち、約半数は、アルツハイマー型認知症、次に多いのがレビー小体型認知症、そして血管性認知症と続く。これらは「三大認知症」といわれ、全体の約85%を占めている。

認知症の人のケアについては「健康で安全かつ心理的に安定を保ちつつ個別性や能力を發揮した継続的な生活を送ることができるよう援助すること」と定義し、認知症の人の尊厳を支えるために彼らの視点に立った暮らしの継続性をいかにして確保できるかが基本的な理念とされている。認知症ケアの先達であった室伏君子氏は、「理にかなった介護」で認知症の人への尊厳とその人の生活、生き方を支えるケアを行うためには、日々の認知症の人の会話や仲間関係を注意深く観察し、安寧や良好な「なじみの関係」を見つけて、それをケアに積極的に取り入れる

必要性を説いている。認知症の人との着実なコンタクトとコミュニケーションを重視している。

本書は認知症の母との可笑しくも切ない介護の日々を描いたエッセイコミックである。著者である岡野雄一氏は1950年長崎で生まれ20歳で上京し漫画雑誌の編集に携わる。40歳で長崎にUターン、母と同居した。母(みつえ)は父の死後ゆっくり認知症が進む。そのころから母や家族を見つめた漫画を描き始めた。2012年7月、初の作品集『ペコロスの母に会いに行く』を西日本新聞社から刊行する。著者である雄一は禿た頭であることから自分を「ペコロス(小さな玉ねぎという意味)」として描いている。

第42回日本漫画家協会優秀賞を受賞し、全国で話題を呼び20万部のベストセラーとなった。2013年2月にNHK-BSでドラマ化した。実写版の映画2013年11月16日『ペコロスの母に会いに行く』が全国で公開。全国公開された映画は主人公ペコロスを演じるのは岩松了、もう一人の主人公みつえ役は赤木春恵(赤木春江は88歳、この出演でギネス世界記録「世界最高齢での映画初主演女優」として認定される)。若き日のみつえに原田貴和子、このほか原田知世、竹中直人、宇崎竜童、原田おさむなどが出演していた。この映画は2013年第87回キネマ旬報ベスト・テン、日本映画ベスト・ワンに輝いた。

同タイトルの舞台が2016年全国8会場で公

演、名古屋・栄の中日劇場（認知症の母の役 藤田弓子、ペコロス役 東国原英夫）。2017年10月から全国11会場で27回再公演された。中日劇場（認知症の母の役 藤田弓子、ペコロス役 田村亮）では10月19～21日に公演された。

本書のテーマは認知症、介護、老いである。介護する家族の悲しみなど、マイナスのイメージがあるが悲しいことばかりじゃない、介護のなかから心がほっこりしてくるものがある。認知症の母とペコロスのハゲちゃびん息子が温かなユーモラスな長崎弁でしんみりした感情を絶妙に織り交ぜた日常が描かれている。一見認知症をネタにしているだけの物語に見えるが根底にあるのは、限りなく人を慈しむ家族愛が中心となっている。

ペコロスは母との生活のなかで汚れたパンツを家のあちこちに隠してある現状を目のあたりにし、戸惑いケアマネジャーに相談した。認知症の典型的な行動パターンと言われた。その後、母はだんだん認知症が進み介護が大変になり認知症高齢者グループホームに預けた。認知症高齢者グループホームとは、認知症の高齢者が共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護と機能訓練、レクリエーションなど受ける施設である。入居者数は定員1ユニット9名の少人数で家族的な雰囲気が特徴の介護福祉施設である。

母はさまざまな事を忘れながらも、奪われる事のない昔の記憶の中を徘徊する。それは、もう亡くなったはずの人たちが母に会いに来る。幼なじみ、あの長崎の原爆で死んだ幼い我が子もいる。酒を飲んで暴れた夫も、今の母には優しい夫としてしか記憶されていない。壁に向かって亡き人と会話している母。また、不穏の時は突然に「雄一！」と叫ぶ……禿げた頭を差し出せばペコロスの頭をなでてまた笑ってくれる。「ああ禿げていて良かった」と、ペコロスは心なでおろすのである。そんな母を介護スタッフ、周囲が受け入れ、興味深く話を聞いてくれ

ることが楽しい認知症ライフに繋がっている。

ペコロスは親を見つめて漫画を描く。この知りえない親の人生を創造する。何を感じたか、そのときどんな顔をしていたか、そしてそれを漫画に描く。その過程にどれだけの息子の思いが詰まっているか。母がどんな世界で何を見て感じているのかなんて本当は誰もわからない。母の言動から、彼女になり変わってその世界を描けるのは著者の愛に基づいた想像力があってこそだと評者は考える。寄り添い描かれる母の、なんとかかわいらしいこと。笑いに包んで描く優しい絵で表している。

認知症の人が日本社会のなかでどのようにとらえられ扱われてきたかを概観してみよう。すでに『源氏物語』にある「老いしらへる（痴る）」「年の数つもり、ほうけたりける人（年老いてぼけてしまった人）」という表現には、認知症を負いに随伴する自然な生理とみなす考え方がある。一方で、『今昔物語』では、母がひどくぼけて「鬼二成テ子ヲ食ム」という否定的・非人間的なとらえ方もあった。中世になると『御伽草子』などにおいて、神が老相を帯びていたり、翁が神の化身となって現れるといった設定が見られる。これは老人が一般に経験の積み重ねによって得られた老いの知、その上の醸成された将来を見通す知を持った畏敬すべき存在とみなされるようになったことを示している。近世では蘭方医杉田玄白が、人が老いぼれて認知症になることを恥じだと考え、「自分ではそうなるまいと努めてきたが、どうやらそれも無理なようである。古い役に立たないことは覚えているのに新しいことが覚えられない。」と記してある。宇田川玄随などの幕末の蘭方医も、精神は脳髄にあるとして、人は老衰して恍惚・錯乱に及べば、回復は見込まれず、「狂病・精神病」という枠組みの中で処理すべきもの、とした。

江戸末期から明治の初頭にかけて、西洋医学のさまざまな言葉が日本語に訳された。医学上の「痴呆」は「Dementia」の訳語であるが、

1872 (明治5) 年の「医語類聚」では「狂ノ一種」と訳されていた。明治の末期にわが国の精神医学の権威であった呉秀三が「狂」の文字を避ける観点から「痴呆」を提唱され、それが徐々に一般化していった。なお、「Dementia (英)」や「Demenz (独)」自体の語源はラテン語の (demens) に由来するが、このラテン語の語源も「正気からはずれる」という意味である。

日常的な用語としては、大正時代頃から用いられ始めたようであり、1934 (昭和9) 年の国語辞典『広辞林 (新訂版)』には「ちほう (癡呆) あほう・ばか」としての意味と、医学的な「痴呆」を表す意味の2つが記載されるようになった。1955 (昭和30) 年の広辞苑 (第一版) には「ちほう (癡呆) 脳の障害のため、精神作用が一部或は全部崩壊・滅失した状態。ばか。あほう。」と掲載されている。ただし、広辞苑においては、1969 (昭和44) 年の第二版以後は「あほう・ばか」の記載はなくなり、医学的な意味での「痴呆」のみが記載されている。なお、「痴」、「呆」それぞれの文字についてみると、「痴」は「おろか」、「くるう」、という意味であり、「痴漢」、「白痴」等の熟語の用語がある。「呆」は「ぼんやり」とか「魂の抜けた」という意味であり「呆気」、「阿呆」とうの熟語の用語がある。「呆」については由来を含みよくわからないところもあるとされているが、少なくとも「痴」に関しては、侮蔑的な意味を表す文字である。

1960年代から1970年代にかけて認知症高齢者は、老齡一般の問題としてとらえられていた一方で、「生活」の場で対応困難な認知症高齢者は老齡期の精神病という病理状態の一つとして位置づけられていた。そして、認知症高齢者は治療不可能な病人として、福祉施策としての対象からは除かれていた。老人福祉法の制定前後には、認知症という病気に対する社会的認識がないばかりか、ケアの理念や方法論もなかった。いわゆる問題行動に対して身体拘束や投薬による抑制・言葉による封じ込めが標準的になされ

た時代である。

1972年、有吉佐和子の『恍惚の人』は認知症高齢者のことを描いた小説である。息子の嫁という立場の主人公は80代半ばで認知症状となった舅の介護体験を通して、高齢者介護の在り方について問題を投げかけた。あたかも日本が高齢化社会に突入した直後の作品である。1963年に施行された老人福祉法の高齢者福祉の状況と問題点をも描いている。この時代はまだ、在宅介護を援助するほどの制度的サービスもなく、認知症という疾患という認識のないまま、戸惑いながら在宅で家族(嫁)らによって世話をしていた時代である。

2000年4月介護保険制度が施行された。この制度は「自立支援」と「尊厳保持」を基本としており、寝たきりや認知症などで日常的に手助けが必要になった高齢者を社会全体でささえる社会保障制度である。2004(平成16)年12月「痴呆に対する誤解や偏見の解消を図る一環として「痴呆に替わる用語に関する検討会」で新たな用語として、「認知症」が最も適当である等を内容とする報告書がまとめられ、行政用語として「認知症」を用いることとなった。また、2005年6月の介護保険法改正において、介護保険制度の文言として認知症という用語を使うことが定められた。

近年、認知症の人への理解と対策を進める取り組みが動き始まっていて、認知症サポーターは166万人をこえている。認知症の進行を遅らすための薬の研究も世界中で進んでいる。全国各地の、認知症介護を経験した人たちで作る「認知症の人と家族の会」では、電話相談に応じたり、集まりを開催したりしている。最近では、認知症カフェなど、介護家族が交流する場も増えている。介護の不安や困難を一人で抱え込まず、行政、医療、介護、経験者、地域の人などに、積極的に助けを求めることが明るく介護するための第一歩である。年前と比べると社会は大きく変化した。この時代を私たちは「認知症新時代」と

---

呼んでいる。

本書は介護・認知症は誰もが訪れる可能性のあるものとして捉えつつ、絶望する必要はないんじゃないか？と訴えている。認知症にはさまざまな症状がある。現実には過酷だろう。実際介護体験した人でなければわからない奥の深さも伺い知ることができた。人生のなかで誰しも支えが必要とする時期がある。大切な人の命に寄り添うことから得られるものが苦痛だけではなく、喜びや多くの教えられるものがあった。他の人のために何かをするというだけにとどまらず、自分自身についての認識を深めることもあると介護をプラスにとらえている。認知症患者の言動は否定してはいけないという考えもあるが、ペコロスは否定もする。それがすごく自然に描かれている。「親を施設に預ける」それもまた介護である。人には人それぞれの介護のしかたがあり十人十色の方法がある。本書は介護する人たちの気持ちに寄り添い癒しになるだろう。

伊里タミ子（介護保険の隙間を埋める会社「よろず屋」代表）

# アメリカ合衆国における 知的障害者の高等教育機関進学背景と現状

名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 研究員・(法定外) 見晴台学園大学 客員共同研究員

水野 和代

## The Background and Current Condition of going on to the Institutes of Higher Education for People with Intellectual Disabilities in United States of America

### Abstract

The purpose of this paper is to examine the background and current condition of going on to the Institutes of higher education for people with intellectual disabilities in United States of America, based on the historical development of the legislation and the policy for people with disabilities. As a result, after the enforcement of Higher Education Opportunity Act (HEOA) the access to the Institutes of higher education for them is increasing. With regards to the future in Japan, it is essential to build the structure supporting them going on to the Institutes of higher education.

### Keywords

United States of America, People with Intellectual Disabilities, Institutes of Higher Education, Higher Education Opportunity Act (HEOA)

### 1. はじめに

これまで、知的障害のある青年達は、大学などの高等教育機関に進学したい、もっと学びたい、仲間と青春を謳歌したいという思いを抱えていても、社会構造や一般通念に阻まれ、夢を持つ前に諦めざるを得ない状況にあったといえる。大学全入時代を迎えた今日において、高等学校卒業者の高等教育機関への進学率は80%である(文部科学省 2014a)。しかしながら、特別支援学校高等部の知的障害のある生徒の高等教

育機関への進学率はわずか0.4%である(文部科学省 2014b)。

國本・谷垣・黒多は、「身体障害のある人が大学に進学する例は多いが、知的障害の人は『就労』が第一で、それが無理なら施設利用(作業所を含む)か在宅かという択一的な選択を求められるというのが実態」として、知的障害のある青年には事実上、大学進学を選択肢が与えられていないことを指摘している(國本・谷垣・黒多 2003:72)。また、田中は、「障がい児・者の教育・

福祉を支配してきた早期自立 = 早期就労論に立つ伝統的な考え = 原理」があるとして、特別支援教育の一般就労を主目的とした訓練主義的なあり方の問題を指摘している（田中他 2016:22）。つまり、知的障害のある生徒の大学進学が見られない背景には、知的障害のある子ども・青年に対する早期自立・早期就労の考え方が歴史的に根付いており、一般通念となっていることが考えられ、当事者は疑問があったとしても、それが「常識」であるからという理由で受け入れざるを得ないのである。

しかしながら、田中が、「大学に行きたくても、学力不足などのために諦めざるを得ない発達・知的障がい青年たちは多く存在する。」と指摘しているように、他の同年代の青年と同じく、大学に進学したいと願う、知的障害のある青年、大学に進学させてあげたいと願う保護者は多くいると考えられる（田中 2017:1）<sup>1)</sup>。加えて、知的障害者の教育を受ける権利を保障するという観点からも、高等教育機関における学びは議論されるべき課題だといえる。

日本は、2014年に「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」）を批准し、教育にすべての人々を包摂するインクルーシブ教育へと舵を切っている。「障害者権利条約」第24条「教育」第5項では、「締結国は、障害者が、差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締結国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」といわれている。そして、日本は国内法の整備に着手し、2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）では、国公立大学における合理的配慮の提供が義務付けられている。このことから、日本の高等教育機関における障害者の受け入れ態勢の構築と整備は喫緊の課題だといえる。世界的な動向を見ても、大学において、知

的障害のある青年を受け入れ、基礎的環境整備、合理的配慮が提供されている事例が見られるようになってきている。

2009年のアメリカ合衆国（以下、アメリカ）教育省のデータによると、後期中等教育修了後の約4,770～4,810名の障害学生のうち、知的障害のある学生の18.9%が二年制大学に進学し、6.7%が四年制大学に進学している（Newman, et al. 2011）。日本と比較すると非常に高い進学率であることが分かる。

加えて、アメリカにおける知的障害学生の高等教育機関進学に関する先行研究を分析してみると、知的障害学生を受け入れている大学のプログラムの報告書（Grigal, et al. 2017a ; Grigal, et al. 2017b ; Think College 2017a ; Think College 2017b）、後期中等教育修了後の移行支援教育に関する報告書（Newman, et al. 2011）、知的障害学生の大学進学への移行が推進されるに至ったいくつかの変化に関する研究（Martinez and Queener 2010）など、知的障害学生の高等教育機関への移行や進学後の受け入れ体制の研究が進められている状況である。

他方、日本における先行研究では、アメリカの知的障害学生に関するものは、大学における知的障害学生の受け入れの状況を視察した報告書（長谷川 2014）以外にほとんど見られない。その他、アメリカの大学における障害学生支援を視察したもの（北村他 2010 ; 白澤 2012）などがあるものの、視察の結果を報告したものが大半であり、さらなる研究の蓄積が必要だといえる。また、日本の高等教育機関における障害学生の受け入れ体制の構築と整備は喫緊の課題であり、アメリカの先進的な取り組みから学ぶべき点は多いと考えられる。

そこで、知的障害学生の進学および、彼等を受け入れる高等教育機関が増加傾向にあり、取り組みが先進的であるアメリカにおける知的障害者の高等教育機関進学の背景と現状を、障害児教育政策の歴史的展開を踏まえた上で分析し、

日本への示唆を導き出したいと考える。

研究の方法は、知的障害者の高等教育機関進学に関わる一連の法律・制度・政策を中心として、報告書などの資料、文献から分析する。研究の対象としては、アメリカの高等教育機関の中でも、二年制の大学、四年制の大学を中心とする。

## 2. アメリカの障害児教育政策の歴史的展開

アメリカにおける障害児教育の制度的な枠組みは、1975年の「全障害児教育法 (Education for All Handicapped Children Act of 1975, P.L.94-142)」に依拠している。同法によって、6歳から21歳までのすべての障害児(者)は、無償で適切な公教育 (Free Appropriate Public Education : FAPE) が提供されることとなった。この無償で適切な公教育を確保する方法として「個別教育計画 (Individualized Education Program : IEP)」(以下、IEP) の作成が義務付けられており、専門家による総合的な評価を基礎として、障害児(者)に特別な教育 (Special Education) と関連サービス (Related Services) が提供されるようになっている。

また、同法では、「最も制約の少ない環境 (Least Restrictive Environment : LRE)」という、障害のある子どもも可能な限り最大限、障害のない子どもと共に教育しなければならないとするインテグレーションに直結した原則の下で、障害のある子どもを通常の教育環境に近づけ、その教育の場は、盲・聾・特別学校・特別学級から、通常学級とリソースルームによる指導へと移行している。同法によって、障害を理由にした差別は是正され、通常学校・通常学級においても、障害児の権利という観点から、特別なケア・サービスの施策がなされ、インテグレーションは推進されていったといえる。

続いて、1986年に同法は修正され、3歳から5歳までのすべての障害児にも、無償で適切な公教育が提供されることとなった。同法は、1990年「個別障害者教育法 (Individuals with

Disabilities Education Act, P.L.101-476)」(以下、IDEA) に修正され、3歳から21歳までのすべての障害児(者)に無償で適切な公教育を与えなければならないことに加えて、障害児が青年期にスムーズに移行できるように、14歳以上の障害児(者)に対して、IEPの中に「個別移行計画 (Individualized Transition Plan)」が盛り込まれることになった。このことにより、高等教育、就労、自立生活、余暇などについても記載され、幼児期から青年期に渡る一貫した支援が提供されることとなった。1997年の修正では、0歳から2歳までの乳幼児のプログラムにも連邦政府の補助金が増額され、ここに0歳から21歳までのすべての障害児(者)に対する無償で適切な公教育が保障され、生涯に渡る一貫した支援が提供されることとなった。

同法は、2004年に「障害者教育改善法 (Individuals with Disabilities Education Improvement Act, P.L.108-446)」に修正され、障害児(者)が可能な限り通常学校・通常学級で教育を受けられることが、より一層目指されている。インクルーシブ教育が志向されているといえる。

## 3. アメリカの知的障害者と高等教育

### －差別禁止と権利保障－

アメリカでは、障害者が高等教育を受けることは権利として保障されており、1973年の「リハビリテーション法 504条 (Section 504, Rehabilitation Act of 1973)」により、連邦政府機関が実施したプログラム、連邦政府の資金援助を受けたプログラムなど、公的機関における障害者差別が禁止されている。その後、同法の課題であった一般の企業などにおける障害者差別禁止拡大の必要性を受けて、1990年「障害のあるアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act : ADA)」(以下、ADA) が成立し、大学を含む高等教育機関が障害のある学生に対して合理的配慮 (Reasonable Accommodation) を提

供することが義務付けられている。

アメリカの大学における合理的配慮とは、障害のある学生と障害のない学生の学習環境や条件を平等にするために、障害のある学生自身が自ら申告し、合理的配慮を大学側に要請するものである。大学は、その要請を基に、障害のある学生と話し合い、調整し、合意することが必要となる。日本のように、一定の基準に基づいて配慮を提供する方法とは異なり、あくまでも障害のある各個人に対して、話し合いに基づいた配慮が提供されることが特徴である。そのため、障害のある学生が、自身の障害を理解し、自己決定し、大学などの他者に対して意思を主張するという力量が求められるといえる。

前述した IDEA により、知的障害など特別教育の対象となっている生徒は、中等教育修了後も 21 歳まで教育年限を延長することが可能であり、就職するにしても高等教育機関に進学するにしても、移行支援の教育が重視されているといえる。そのため、アメリカの知的障害者には、特別学校を卒業後、①高等部における教育年限を延長し、移行支援教育を受ける、②高等教育機関への進学、③高等部の移行支援教育を受けながら、高等教育機関での授業も受ける、という選択が可能となっている。選択肢が多様であり、柔軟であるということは、知的障害学生の可能性を切り拓く点においても大きな意味を持っているといえる。

そして、2008 年「高等教育機会法 (Higher Education Opportunity Act : HEOA, P.L.110-315)」(以下、HEOA) によって、1965 年の「高等教育法 (Higher Education Act : HEA)」が修正され、知的障害者の高等教育機関進学を改善する重要な手立てが提供されることになった。

HEOA のいくつかの規定は、知的障害のある青年や大人のための高等教育機関へのアクセスを増大させることを目的としている。これらの規定の成果は、知的障害のある人々のためのインクルーシブな高等教育の選択肢を発展させる

ことを目的としたモデルプログラムの創出のために、連邦政府による予算割り当てがあることであった (Grigal, et al. 2017a)。

HEOA では、知的障害学生の高等教育機関進学に対して画期的な手立てが提供されることとなり、その代表的なものとしては、①知的障害学生に対する経済的支援の提供、②モデル実証プログラム (Model Demonstration Program) の創設、③知的障害学生のための「コーディネーター (Coordinating Center)」の設立、などがある。

詳細は以下の通りである。

#### (1) 知的障害学生に対する経済的支援の提供

これまで、知的障害学生は、通常の高卒卒業資格や試験に合格することができないために、奨学金などの経済的支援を得る資格に該当しなかった。しかし、HEOA により、知的障害学生は、連邦政府から高等教育機関進学における経済的支援を受けることが可能になった。奨学金には、連邦ペル給付奨学金、連邦補助教育機会給付奨学金などがある。

この支援を得るためには申請が必要であるが、その際、通常の高卒の卒業資格が必要ではない点が特徴的である。つまり、特別学校に在籍している生徒にも門戸が開かれているのである。

そして、高等教育機関では、認定された「包括的移行プログラム (Comprehensive Transition Program)」(以下、CTP) を受講することが必要となっている。CTP では、知的障害学生が高等教育機関で学び、将来の実りある就労に繋げるために、①学問研究の継続、②キャリア構築、③自立生活訓練が計画されている。

CTP は、高等教育機関によって、学位や証明書が授与されるものとされないものがあり、授業形態の種類は以下の通りである (Think College 2017a)。

- i. 障害のない学生とともに、単位の出る講義を履修

- ii. 障害のない学生とともに、単位は出ない講義を聴講、参加
- iii. 障害のない学生とともに、単位は出ない非学位のコースを履修
- iv. 障害のない学生とともに、インターンシップか労働ベースの訓練を受ける

各高等教育機関において、提供されるプログラム内容などは異なるが、これらのCTPのうち少なくとも50%の参加が求められる。このCTPへの参加により、学生は連邦政府から経済的支援を受けられるのである。障害のない学生とともに学ぶ、インクルーシブ教育が強調されているといえる。

連邦政府からの経済的支援により、知的障害に加え、経済的な理由で大学進学を諦めざるを得なかった知的障害学生の状況を覆したということができ、その意味においても、HEOAは非常に意義深いといえる。

## (2) モデル実証プログラム (Model Demonstration Program) の創設

HEOAでは、高等教育機関に資金援助を実施し、実証研究を行うために、モデル実証プログラムの創設が規定されている。

同法を受け、マサチューセッツ州立大学に設置された“Think College”という全米組織が、「知的障害学生のための移行と中等教育後プログラム (Transition and Postsecondary Programs for Students with Intellectual Disabilities: TPSID)」(以下、TPSID)を開始している。

アメリカ教育省は、TPSIDを二つの群に分けて、知的障害学生のためのプログラムを実施している(Think College 2017b)。

第一群は、2010年から2015年にかけて、全米23州のコミュニティカレッジ4校と四年制大学23校における27のプログラムの資金援助を行っている。

第二群は、2016年から2021年にかけて、全

米19州のコミュニティカレッジ3校と四年制大学22校における25のプログラムの資金援助を行っている。

第一群により、大学における知的障害学生のプログラムの設立、拡大を行い、第二群により、全米のネットワークを構築することにより、知的障害学生のための高等教育の有効性を拡大しているといえる。

TPSIDのプログラムは、学問に関して二種類ある(Grigal, et al. 2017b)。一つ目は、「学問的にインクルーシブな科目」であり、他の一般の学生と同じように講義を受け、評価を受ける科目である。二つ目は、「学問的に特化された科目」であり、知的障害学生と共に学び、ライフスキルやソーシャルスキルを磨くための科目である。知的障害学生はどちらの科目も受講することが可能である。

2014年から2015年のデータ(Grigal, et al. 2017b)によると、829名の知的障害学生のうちTPSIDのプログラムに参加する784名の知的障害学生が、二年制大学・四年制大学の5,775の科目を受講しており、55%の学生が「学問的に特化された科目」を選択し、45%の学生が「学問的にインクルーシブな科目」を選択している。また、一年間に一人平均7科目を受講している。

二年制大学と四年制大学の比較では、二年制大学の学生は49%が「学問的にインクルーシブな科目」を選択し、四年制大学の学生は42%となっている。この差異の背景には、コミュニティカレッジなどの二年制大学には、ライフスキルなど知的障害学生が参加しやすい生活に直結した科目が多いことが考えられる。

受講科目には、基礎読解、基礎数学、コンピューター、水泳、演劇、幼児教育、歴史などがあり、多様な科目を選択することが出来る(Papay and Bambara 2011)。

TPSIDでは、年月をかけて計画的に高等教育機関に資金援助を行い、段階的に知的障害学生の受け入れを進め、評価・改善を進めることに

より、確実な支援を知的障害学生に提供することが可能になったと考えられる。

### (3) 知的障害学生のための「コーディネートセンター (Coordinating Center)」の設立

HEOA では、知的障害学生のための高等教育機関プログラムに関係した技術的な補助とデータを集めた「コーディネートセンター」の設立が規定されている。

同法を受け、“Think College” が、マサチューセッツ州立大学に「ナショナルコーディネートセンター (National Coordinating Center)」を設立し、TPSID のプログラムの評価、知的障害学生のための学問、社会性、雇用や自立した生活のためのプログラムの構成要素に関係したより良い実践の情報を収集している。また、年次報告書も公表されている。

下図 1 の通り、マサチューセッツ州のナショナルコーディネートセンターのある東海岸の高等教育機関を中心に TPSID のプログラムが実施されている。

## 4. マサチューセッツ州 “Think College” における TPSID の取り組み

アメリカのマサチューセッツ州は、知的障害者の高等教育機関への進学を積極的に推進しており、その中心的な役割を担っているのが、全米組織である “Think College” である。“Think College” は、知的障害のある人々のためのインクルーシブな高等教育の選択肢を発展し、拡大し、改善することを目的とした全米組織である。

その取り組みの歴史は、1967 年ボストンにコミュニティ・インクルージョン研究所 (The Institute for Community Inclusion) (以下、ICI) が設立したことに端を発している。ICI は、知的障害者の支援・訓練の必要性から生まれ、今日は多様な障害者のための生涯に渡るサービス提供を行っている。

“Think College” の報告書 (Grigal, et al. 2017b) によると、知的障害のある高校生の多くは、高校を卒業すると最低賃金未満の給与しか得られない、生涯にわたる保護雇用や自立訓練に入ることが指摘されている。そのような状



図 1 TPSID プログラムが実施されている高等教育機関の分布図

出典 : Grigal, M., et al. (2017b : 12)

補足日本語説明は筆者作成。

況下、知的障害があっても大学に進学したいと願う青年とその母親の願いから、ICIは精力的な活動を続け、1997年に知的障害者の大学進学モデルプログラムが、連邦政府の補助金を受けて実施されている（長谷川 2014）。知的障害のある青年が行ける大学がほとんどない中で、非常に画期的な出来事であったといえる。このモデルプログラムが全米各地で実施され、その成果を受けて、2008年にHEOAが成立したのである。

そして、ICIは、マサチューセッツ州立大学で“Think College”を全米組織として立ち上げ、連邦政府から補助金を受け、全米における知的障害者の大学進学プログラムであるTPSIDを実施している。また、知的障害学生のための高等教育機関プログラムに関係した技術的な補助とデータを集めたナショナルコーディネーターセンターの役割も担っており、“Think College”として、全米のTPSIDのプログラムを主導しているといえる。

“Think College”の報告書（Grigal, et al. 2017a）によると、2015年から2016年のTPSIDモデル実証プログラムにおいて、全米19州の二年制大学10校と四年制大学34校がプログラムに参加し、知的障害学生449名が大学に入学している。

449名のうち388名がTPSIDのプログラムに参加し、二年制大学や四年制大学において、2,714の科目を受講しており、一年間に一人平均7科目を受講している。成績証明書に関しては、TPSIDを実施している二年制大学・四年制大学の32%は大学が承認した他の学生と同じ成績証明書を出し、23%は大学が承認したTPSIDプログラムの学生のみを対象とした成績証明書を出し、41%は大学の承認なしのTPSIDプログラム独自の成績証明書が出される。成績証明書の形態は各大学に委ねられているため、今後、どのようにTPSIDプログラムの知的障害学生が一般の学生とともに講義に参加し、成績証明書を出していくか課題になっていくと考えられる。

TPSIDでは、知的障害学生に対する大学内での支援体制が構築されており、サポートセンターなどが窓口となっている。マサチューセッツ州立大学では、知的障害学生を含めた障害学生の相談窓口として「障害学生サポートセンター（Ross Center for Disability Services）」があり、障害学生からの相談を受け、教員など周囲の人々との調整を行い、サポートの要請が出来るようになってきている。1,000名の障害学生（全学生数59,000名）が日常的に利用し、試験時間の延長、ノートテイクの派遣、手話通訳の派遣、拡大文字・点字などの代替フォーマットの提供などがなされている（白澤 2012）。加えて、知的障害学生にも学生証が発行され、キャンパス内で他の学生と同じサービスを受けることが出来る。

そして、サポートセンターの活用に関して重要となってくるのは、知的障害学生が自己決定し、支援を求める自己発信の能力である。ナショナルコーディネーターセンターの報告書ではTPSIDが知的障害学生の自己決定を重視していることが報告されており、「二年制大学や四年制大学のキャンパスは、自己効力感や自己決定を伸ばすための機会を提供する学びや生活環境を与えている。…（中略）…すべてのTPSIDは学生が積極的に学びの過程に関わることを必要とし、この機会は、学生にとって有益となる成功と失敗の両方ともに導くことが出来る。」と述べられている（Grigal, et al. 2017b: 34）。これは示唆に富んだ一節であり、知的障害学生が自己決定、自己発信する中で、成功と失敗という両方を学ぶことにより、人としてより一層成長できることが指摘されている。TPSIDが、大学における学びにおいて、学問だけではなく、知的障害学生の人としての経験を増やすことも考慮している点は、特筆すべきことである。

また、TPSIDの特徴的な制度としては、ピア・メンター制度があり、TPSIDプログラムの94%で導入されている（Grigal, et al. 2017b）。本制

度は、知的障害学生が、一般の学生とペアになり、学業についての相談をしたり、友人としての関わりを構築したりしていくことが意図されている。ピア・メンターから、友人の輪が広がっていくことも期待できる。

ピア・メンターになるには、一般の学生は訓練を受ける必要があり、大学によって、学業としての単位認定、有給のもの、ボランティアのものなどがある。コンウェイの研究によっても、若者は知的障害者の地域包摂に対して、より前向きであり、「一般の大学生は既によりインクルーシブな社会を望む途上にある。」ことが指摘されている (Conway 2011)。ピア・メンター制度により、知的障害学生はサポートセンターだけではなく、同じ大学生であるピア・メンターに相談することができ、キャンパスにおける理解者を増やすことが可能となった。また、ピア・メンターにとっても、知的障害学生に接し、障害理解を深めることができる点はとても有益である。本制度は、講義以外における人との繋がりを大切にしており、示唆に富む取組みだと考えられる。

加えて、TPSID のプログラムでは、就労についても重視されている。ナショナルコーディネーターの報告書では、「2011年、知的障害または自閉症のある移行支援教育期の学生（16歳～21歳）の雇用率は18%であり、障害のない学生の半分以下である。この不平等は、知的障害または自閉症のある人々が、年齢を重ねるごとに悪くなっていく。20歳～30歳の知的障害または自閉症のある人々の32%しか雇用されていないにもかかわらず、障害のない人々は74%が雇用されている。」と指摘されている (Grigal, et al. 2017b: 8)。この不平等を解消していくためにも、大学における教育は重要だといえる。知的障害学生が目指す雇用形態は一般雇用であり、給料を得て、自立して生活していくことが重視されているといえる。

TPSID のプログラムでは、様々な活動を通

して、キャリアの発展と就労に力を入れている。そのために、ジョブコーチ、インターンシップの提供、接遇について学ぶ機会、有給の仕事経験、雇用を維持するためのサービス提供者の紹介などを行っている。毎年のTPSIDのプログラムの報告書 (Grigal, et al. 2017b) では、知的障害学生が参加している有給の仕事経験やキャリアを発展させる活動について報告されるとともに、他の無給のインターンシップやボランティアについても無給ではあるが、将来の雇用に役立つと考えられている。

ナショナルコーディネーターの報告書 (Grigal, et al. 2017b) によると、2014年から2015年にかけてTPSIDのプログラムに参加している888名の障害学生の内、39%である345名が438の有給の仕事を在学中に行っている。このパーセンテージは、2014年の16歳から24歳のフルタイム大学生の雇用率とほぼ同じである。2014年から2015年にかけて知的障害学生が行った有給の仕事としては、図書館の補助、キャンプのカウンセラー、バリスタなど様々である。

アメリカでは、知的障害のある人々の第一の選択とゴールとして、一般就労の重要性が強調されている。TPSIDのプログラムでも、典型的に最低賃金を下回る授産施設などで仕事をしているのは6名だけである (Grigal, et al. 2017b)。一般就労における有給の仕事は、仕事ぶりに応じて直接雇用主から最低賃金以上の給与を得ることができるため、知的障害学生の目標となっているといえる。実際、TPSIDのプログラム修了後の知的障害学生324名のうち40%の129名は、90日以内に有給の仕事に就いている (Grigal, et al. 2017b)。TPSIDのプログラムにおいて、学問だけではなく、将来の就労を見通した支援がなされていることは特筆すべきことだと考える。

このように、2008年のHEOA成立以降、知的障害のある生徒の高校卒業後の選択肢が最低

---

賃金未満の給与しか得られない保護雇用や自立訓練だけではなく、高等教育機関進学を選択肢も以前より身近なものとなったということができ、HEOAの果たした役割は重要だったといえる。

## 5. おわりに

アメリカでは、知的障害者の進学できる高等教育機関がほとんどない状況から、2008年HEOAの施行を契機として、知的障害学生の高等教育機関進学に対する経済的支援、TPSIDのプログラム、ナショナルコーディネーターセンターの設置などが推進され、知的障害学生が高等教育機関にアクセスしやすくなり、進学が進んだと考えられる。また、1970年代から障害児に対する教育を受ける権利の保障、差別撤廃などの法整備が進められてきたことが基盤となっていたといえる。

知的障害学生は、“Think College”のホームページから、大学進学に関する様々な情報を得ることが可能であり、学生自身が自分にあったプログラムの大学を見つけることが出来る点は意義深いといえる。また、ナショナルコーディネーターセンターの年間報告書から、大学における生活や将来の見通しを持った上で、大学進学を決定できる。

大学進学後も、サポートセンター、ピア・メンター制度、就労の支援を受けることが可能であり、こういった制度を活用することで知的障害学生は自分の世界を大きく広げることが出来る。知的障害学生の高等教育機関進学が可能となったことにより、早期自立や早期就労の考えに縛られることなく、学問研究とライフスキルの向上を両立できるようになった。

しかしながら、大学で提供されるすべての支援に求められているのは、知的障害学生自身からの支援を求める発信である。その意味では、ハードルが高い部分があり、知的障害学生は大学生生活を通して、自己の障害を理解した上で、ソーシャルスキルを磨き、自己発信を実践していく

必要がある。アメリカでは障害児教育の歴史的展開の中で、自己決定、自己選択、セルフ・アドボカシーが重視されており、中等教育段階でも礎は形成されているが、大学でよりソーシャルスキルが磨かれる点は、一般就労を目指す上でも大きな意味があるといえる。

同時に、知的障害学生自身の発信に頼るだけではなく、大学の基礎的環境整備や合理的配慮の提供、教員やスタッフの障害理解を高めていくことは大きな課題だと指摘できる。知的障害学生の講義の参加形態や成績証明についても、さらなる議論が必要だと考える。

加えて、TPSIDプログラムの評価を受けて、大学の改善が進められ、連邦政府からの経済的支援がさらに拡大していくことが、知的障害学生の高等教育機関進学をさらに推進していく上でも重要である。

他方、日本では、早期自立・早期就労が一般通念であり、知的障害学生自身が、自己決定、自己選択、セルフ・アドボカシーを実践していく機会には恵まれていないといえる。将来に向けて、学問研究とライフスキルの両方を向上させる意味でも、知的障害者の高等教育機関進学を推進していく必要があると考える。

2016年4月「障害者差別解消法」が施行され、日本の高等教育機関における障害者の受け入れ態勢の構築と整備は喫緊の課題だといえる。知的障害学生の高等教育機関への進学も含め、どのように大学の教育課程に障害学生を受け入れていくか、検討していかなければならない。

そのためにも、アメリカにおけるHEOAの施行を契機とした知的障害学生の高等教育機関進学への経済的支援やTPSIDプログラムの開始などの一連の流れは、今後の日本にとって示唆に富むと考えられる。日本においても、知的障害学生の高等教育機関進学への道が切り拓かれるように、より積極的な議論がなされるべきである。

---

## 注

1) 特別支援学校高等部卒業後に2年間の専攻科に進学する選択肢があるが、知的障害学生が対象の専攻科があるのは全国で9校だけであり、親の思いを背景にして、「障害者総合支援法」の自立訓練事業(2年間)を使って「福祉型専攻科」を設置する社会福祉法人が増加していることが報告されている。

(山下知子(2017)「知的障害の若者『大学』で青春－福祉事業組み合わせ4年制の学び広がる」朝日新聞 2017.7.22) .

## 文献

Conway, A. (2011) Learning is for Everyone : Higher Education Program for Students with Intellectual Disabilities, *The Mentor : An Academic Advising Journal*. (<http://dus.psu.edu/mentor/.../intellectual-disability-programs/>, 2017.8.26) .

Grigal, M., et al. (2017a) *Year One Program Data Summary (2015-2016) from the TPSID Model Demonstration Projects*, Think College National Coordinating Center, 2-5. (<http://www.thinkcollege.net/>, 2017.8.10) .

Grigal, M., et al. (2017b) *Think College National Coordinating Center Annual Report on the Transition and Postsecondary Programs for Students with Intellectual Disabilities Year 5 (2014-2015)* , Institute for Community Inclusion & University of Massachusetts Boston, 7-47. (<http://www.thinkcollege.net/about-us/think-college-grant-projects/national-coordinating-center>, 2017.8.10) .

長谷川正人(2014)「アメリカにおける知的障害者の大学進学状況」社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会, 6. ([kurate-pdf/america-shisatsu.pdf](http://kurate-yutaka-fukushikai.com/kurate-pdf/america-shisatsu.pdf),

2017.8.14) .

北村弥生・渡部 Taylor 美香・河村宏(2010)「米国における障害学生への支援～発達障害を中心として～」『国立障害者リハビリテーションセンター研究所紀要』31. (<http://www.rehab.go.jp/kiyou/japanese/31th/31-05.pdf>, 2017.8.10) .

國本真吾・谷垣静子・黒多淳太郎(2003)「知的障害者を対象とした高等教育保障の実践－『オープンカレッジ in 鳥取』の現状と課題－」『鳥取大学教育地域科学部教育実践総合センター研究年報』12.

Martinez, D.C. and Queener, J. (2010) *Postsecondary Education for Students with Intellectual Disabilities*, Heath Resource Center: The George Washington University. ([http://www.heath.gwu.edu/files/.../pse\\_id\\_final\\_edition.pdf](http://www.heath.gwu.edu/files/.../pse_id_final_edition.pdf), 2017.8.17) .

文部科学省(2014a)「平成26年度学校基本調査(確定値)の公表について」([http://www.mext.go.jp/component/b.../12/.../1354124\\_1\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b.../12/.../1354124_1_1.pdf), 2017.8.6) .

文部科学省(2014b)「特別支援教育資料(平成26年度)」([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/material/1358539.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1358539.htm), 2017.8.6) .

Newman, L., et al. (2011) *The Post-High School Outcomes of Young Adults with Disabilities Up to 8 Years After High School – A Report From the National Longitudinal Transition Study-2 (NLTS 2)* , U.S. Department of Education, Institute of Education Science and National Center for Special Education Research, 19.

(<http://www.ies.ed.gov/ncser/pubs/20113005/pdf/20113005.pdf>, 2017.8.14).

Papay, C.K. and Bambara, L.M. (2011) Postsecondary Education for Transition-Age Students with Intellectual and Other

- 
- Developmental Disabilities: A National Survey, *Education and Training in Autism and Developmental Disabilities*, 46 (1) , 87.
- 白澤麻弓(2012)「視察から見た米国の障害学生支援－合理的配慮と支援の質を引き上げる取り組み」筑波技術大学 . ([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/.../1323321\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/.../1323321_2.pdf), 2017.8.10) .
- 田中良三(2017)「発達・知的障がい学生の卒業論文の取り組み－法定外・見晴台学園大学における学びと支援－」『名古屋芸術大学教職センター紀要』5.
- 田中良三・大竹みちよ・平子輝美・法定外 見晴台学園大学(2016)『障がい青年の大学を拓く－インクルーシブな学びの創造－』クリエイツかもがわ.
- Think College (2017a) *Becoming a Comprehensive Transition Program*. (<http://www.thinkcollege.net/topics/becoming-a-comprehensive-transition-program>, 2017.8.10) .
- Think College (2017b) *Higher Education Act of 2008*. (<http://www.thinkcollege.net/topics/opportunity-act>, 2017.8.10) .

---

## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) は、機関誌『中部社会福祉学研究』を発行するために編集委員会 (以下、「委員会」と略す) を置く。
2. (任務) 「委員会」は、機関誌『中部社会福祉学研究』の発行のため、編集・原稿依頼および募集・投稿論文の審査・機関誌の刊行などの任務を行う。
3. (構成) 「委員会」は、委員長、副委員長及び委員3名で構成する。
4. (選任) 委員長、副委員長及び委員は、「中部部会」幹事会の互選により選任する。
5. (任期) 委員長・副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
6. (査読者) 投稿論文の審査のため、査読者を依頼する。
7. (査読者の委嘱) 査読者は、「委員会」の推薦に基づき、委員長が委嘱する。
8. (査読者の役割) 査読者は、「委員会」の依頼により、投稿論文を審査し、その結果を「委員会」に報告する。
9. (投稿論文の審査) 「委員会」は、査読者の審査報告に基づいて、投稿論文の採否、修正指示等の措置を決定する。
10. 「委員会」は、幹事会及び総会に機関誌編集に関する報告を行う。

附則 この規程は、2009年5月1日より施行する。

## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集規程

1. (名称) 本機関誌は、日本社会福祉学会中部部会 (以下、「中部部会」と略す) の機関誌『中部社会福祉学研究』とする。
2. (目的) 本機関誌は、原則として、「中部部会」会員の社会福祉研究の発表に当てる。
3. (資格) 本機関誌に投稿を希望する者は、「中部部会」会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」会員でなければならない。
4. (発行) 本機関誌は、原則として、1年1回発行する。
5. (内容) 本機関誌に、論文、研究ノート、調査報告、実践報告、資料解題、海外社会福祉情報、書評などの各欄を設けることができる。
6. (編集) 本機関誌の編集は、機関誌編集委員会が行う。
7. (掲載) 投稿原稿の掲載は、機関誌編集委員会の決定による。
8. (執筆要領) 投稿原稿は、日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』の執筆要領に従う。
9. (著作権) 本誌に掲載された著作物は、一般社団法人日本社会福祉学会に帰属する。
10. (事務局) 機関誌編集事務局は、「中部部会」事務局に置く。

附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2013年5月1日一部改正

---

## 『中部社会福祉学研究』投稿規程

1. 本誌の投稿者は、日本社会福祉学会中部部会（以下、「中部部会」と略す）の会員でなければならない。共同研究の場合は、研究代表者が「中部部会」の会員でなければならない。
2. 本誌の投稿は、原則として、中部部会会員による自由投稿とする。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。
4. 投稿する原稿の執筆に当たって、
  - (1) 投稿原稿の執筆は、「機関誌『社会福祉学』執筆要領」に従う。
  - (2) 投稿原稿は、原則として、ワープロまたはパソコンで作成し、A4版用紙に縦置き横書きで、1,600字（40字×40行）で印字した原稿3部及びCD-ROMを提出する。
  - (3) 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて、10枚以内とする。
  - (4) 投稿に際しては、印字した原稿に、表紙を3枚つけること。
  - (5) 1枚目の表紙には、①タイトル（英文併記）、②原稿の種類、③所属・氏名・会員番号、（連名の場合は、全員）を記載する。
  - (6) 2枚目の表紙には、英文抄録（80ワード以内）、キーワード（5つ以内）を記す。
  - (7) 3枚目の表紙には、タイトル（英文タイトル併記）のみを記載し、所属会員番号、氏名は記載しないこと。
5. 投稿原稿の締め切りは、毎年8月末日とし、発行は3月30日とする。
6. 投稿される原稿及びCD-ROMは、「中部部会」編集長に送付する。
7. 投稿された原稿およびCD-ROMは返却せず、2年間保存の後、廃棄する。
8. 原稿が掲載された者には、1編につき本誌5冊を進呈する。
9. 投稿論文の審査結果に不服のある場合には、文書にて、編集委員会に申し立てることができる。

### 附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

2011年4月1日一部改正

2013年5月1日一部改正

---

## 査読規程

1. 査読者は、機関誌編集委員会で選任し、編集委員長が依頼する。
2. 査読者は、1論文2名とする。
3. 査読辞退があった場合は、代替査読者を選任し、依頼する。
4. 査読者への発送文書は、①依頼文、②査読原稿、③執筆要領、④査読報告書（別紙参照）、⑤査読結果報告後の取り扱い等を送付する。
5. 査読結果は、A:無修正で掲載可、B:修正後に掲載可（小幅な修正）、C:修正後に再査読（大幅な修正）、D:研究ノートへの変更、E:不採用の5段階とする。
6. 査読結果は、編集委員会で集約し、査読結果を基に、編集委員会で掲載原稿を決定する。

### 附則

この規程は、2009年5月1日より施行する。

## 日本社会福祉学会中部部会機関誌編集委員会内規

### <査読>

1. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、「上位の結果」を採用する。
2. 2名の査読者の査読結果が異なる場合は、1. を考慮して、編集委員会で決定する。
3. 査読者（会員以外）には、謝礼を支払う。
4. 査読者には、発行した「中部社会福祉学研究」を1部郵送する。

### <依頼論文等>

1. 「中部社会福祉学研究」には、募集論文の他に、依頼論文（調査報告・書評を含む）、企画記事（中部部会シンポジウムの記録等）を掲載することができる。依頼の決定、掲載の決定は、編集委員会で審議して決定する。

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

I 項目別評価（各項目ごとに該当する評価1つに○をおつけください）

評価基準： a 適切 b 不適切 c 非該当

1	執筆要領（注・文献も含めて）に適合しているか	a	b	c
2	先行研究を的確に踏まえているか	a	b	c
3	研究目的は明確であるか	a	b	c
4	社会福祉の理念・政策・実践との関連付けは明確であるか	a	b	c
5	研究目的に照らして研究方法は適切であるか	a	b	c
6	使用されている概念・用語は適切であるか	a	b	c
7	調査の方法・分析が適切で、結果は明確であるか	a	b	c
8	論理の展開には一貫性があるか	a	b	c
9	考察および結論には新しい知見が含まれているか	a	b	c
10	表題は内容を適切に表現しているか	a	b	c
11	要旨の内容は適切であるか	a	b	c
12	省略語・単位・数値は正確に表記されているか	a	b	c
13	図表の体裁（タイトル・単位・形式）は整っているか	a	b	c
14	図表は本文の説明と適合しているか	a	b	c
15	研究倫理上の問題はなにか	a	b	c

II 掲載についての評価（該当する項目1つに○をおつけください）

評価	A 無修正で掲載可
	B 修正後に掲載可
	C 修正後に再査読
	D 論文から研究ノートに変更して掲載
	E 不採用

査読年月日 年 月 日 査読者署名

論文投稿者様

番号	原稿種類	タイトル
----	------	------

---

## 編集後記

---

・第9号に掲載された、前半シンポジウムは、神奈川県津久井やまゆり園利用者殺傷事件で、立岩先生に記念講演をして頂きました。容疑者が施設元職員であり、殺害に及んだ動機は定かではありません。しかし、様々な報道を見るたびに、障害者がおびえるような記事をみました。ある月刊誌では、容疑者の獄中の手記などが平然とネットで出たり、月刊誌に掲載され販売されております。我が子も障がいを持っており、就労支援作業よりデータ入力をしてその雑誌を見ました。それから精神不安定な状況に陥りました。

現代社会では、知る権利、報道の倫理、そしてあの事件により多くの施設では、防犯設備を強化し、利用者の安心な暮らしを守ってきています。

しかし、今再びある出版社から容疑者の手記も含め刊行予定とのこと（静岡新聞2018年6月6日一面参照）再び私は恐怖と不安がよぎります。

全ての皆さんが安心して生活できる環境・情報を整備していきたいと考えてます。

- ・『中部社会福祉学研究』第9号では、論文3編、書評2編が掲載されております。
- ・編集作業を通じて、研究倫理上の問題を常に感じております。本誌が学会員の皆様のご支援・ご協力により、質の高い研究を維持・発展していきたいと考えております。
- ・本誌が『中部社会福祉学研究』の議論の場として、多くの会員の皆様が投稿し発展していくことを編集部として願っております。

（佐々木 隆志）

編集委員長 佐々木 隆 志  
編集委員 伊 藤 春 樹  
杉 本 貴代栄  
大 藪 元 康  
伊 藤 葉 子

### 中部社会福祉学研究

第9号

2018年3月31日 発行

編集責任者 佐々木 隆 志

編 集 日本社会福祉学会中部部会

発行責任者 山 田 壮志郎

印 刷 創文社印刷株式会社

〒420-0812 静岡県静岡市葵区古庄2丁目7番16号

（電話）054-265-0870

（FAX）054-265-2180

# Contents

March 2018

---

## Symposium ..... 1

Shinya TATEIWA  
Kazumi KIMATA  
Hiromi MORIGUCHI  
Naoya TSUJI  
Naoko KAWAGUCHI

---

## Original Article

Relationship between a family care giver's depression,  
and caregiver's mortality and the incidence of functional disability  
during four years : AGES cohort study

Makoto HIRAMATSU ..... 37

How the social workers perform assessment of “clients suspected of harassment” ?  
–Analysis of the interview by using a fictional case of academic harassment–

Mimiko NAKAZAWA ..... 45

Conflict of the Foundation Period in the Organization of Principals  
– Common Points in the Conflict and Effect of the Measures by the Leader –

Kazuhiro HIRAMATSU ... 55

---

## Book Review

Kiyoe SUGIMOTO ..... 67

Tamiko ISATO ..... 73

---

## Notes

The Background and Current Condition of going on to the Institutes of Higher Education  
for People with Intellectual Disabilities in United States of America

Kazuyo MIZUNO ..... 77